

岩手県告示第564号

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年岩手県条例第22号）第6条の規定により、岩手県の人事行政の運営等の状況について、次のように公表する。

令和7年9月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

人事行政の運営等の状況の公表

目次

第1 人事行政の運営の状況

1 職員の任免及び人数の状況

（1） 任免の状況

（2） 人数の状況

2 職員の人事評価の状況

3 職員の給与の状況

（1） 人件費の状況

（2） 職員給与費の状況

（3） 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

（4） 職員の初任給の状況

（5） 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

（6） 一般行政職の級別職員数の状況

（7） 昇給期間短縮の状況

（8） 給与水準の状況

（9） 職員の手当の状況

（10） 特別職の報酬等の状況

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

（1） 勤務時間の状況

（2） 休憩時間の状況

（3） 週休日・休日の状況

（4） 休暇の状況

5 職員の休業の状況

（1） 休業の状況

（2） 部分休業の状況

6 職員の分限及び懲戒処分等の状況

（1） 分限制度の概要及び処分の状況

（2） 懲戒制度の概要及び処分の状況

7 職員のサービスの状況

8 職員の退職管理の状況

9 職員の研修の状況

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

（1） 安全衛生管理の状況

（2） 職員の健康管理の状況

（3） 職員互助団体への補助の状況

(4) 利益の保護の状況

第2 岩手県人事委員会からの令和6年度における業務の状況の報告

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 競争試験の状況

(2) 選考の状況

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

(1) 報告の状況

(2) 勧告の状況

3 職員の勤務条件に関する措置の要求の状況

4 職員に対する不利益な処分についての審査請求の状況

5 職員からの苦情相談の状況

第1 人事行政の運営の状況

1 職員の任免及び人数の状況

(1) 任免の状況

ア 一般職の職員等の採用

(ア) 一般職の職員等の採用

令和6年度に新たに採用された一般職の職員及び新たに再任用された職員の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

区 分	合 計	一般行政職	警察職	教育職	技能労務職	医療職その他の職
新規採用	999	159	111	337	10	382
新規再任用	67	5	0	47	1	14

注 新規採用には、国や他団体との人事交流に伴う採用を含みます。

(イ) 一般職の職員等の離職

令和6年度に離職した一般職の職員及び再任用を満了した職員の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

区 分		合 計	一般行政職	警察職	教育職	技能労務職	医 療 職 そ の 他 の 職
離職	定年退職	715	125	51	440	19	80
	その他	1,069	180	69	422	7	391
再任用の満了		305	33	7	226	15	24

注 定年退職には、定年引上げ前の定年年齢に達した日以後、非違によることなく退職した場合を含みます。

イ 会計年度任用職員

(ア) 会計年度任用職員の任用

令和6年度に新たに任用された地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「第2号会計年度任用職員」という。）の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

区 分	合 計	一般事務職	警察職	教育職	技能労務職	医療職その他の職
新規任用	1,487	765	0	1	343	378

(イ) 会計年度任用職員の離職

令和6年度に離職した第2号会計年度任用職員の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

区 分		合 計	一般事務職	警察職	教育職	技能労務職	医療職その他の職
離職	任期満了	1,415	730	0	1	321	363
	その他	72	35	0	0	22	15

(2) 人数の状況

ア 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門 \ 区 分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
		令和7年	令和6年		
一般行政部門	議会	33	33	—	
	総務	828	834	▲6	
	税務	180	182	▲2	
	民生	351	335	16	児童相談支援体制の強化による増
	衛生	510	518	▲8	
	労働	140	136	4	
	農林水産	1,316	1,333	▲17	技術職員の欠員による減
	商工	171	177	▲6	
	土木	681	684	▲3	
	小 計	4,210	4,232	▲22	
特別行政部門	教育	11,231	11,508	▲277	学校・学級の統廃合による減
	警察	2,438	2,429	9	
	小 計	13,669	13,937	▲268	
公営企業等会計部門	病院	5,231	5,363	▲132	病棟再編による減
	その他	176	179	▲3	
	小 計	5,407	5,542	▲135	
合 計		23,286 (26,506)	23,711 (26,506)	▲425	

注 括弧内は、条例定数の合計です。

イ 年齢別職員構成の状況

(ア) 一般職の職員（技能労務職含む）

(令和7年4月1日現在)

区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 113	人 1,128	人 2,328	人 2,140	人 1,926	人 1,647	人 1,821	人 2,222	人 2,602	人 2,954	人 2,896	人 1,509	人 23,286

(イ) 第2号会計年度任用職員

(令和7年4月1日現在)

区 分	20歳未満	20歳～ 23歳	24歳～ 27歳	28歳～ 31歳	32歳～ 35歳	36歳～ 39歳	40歳～ 43歳	44歳～ 47歳	48歳～ 51歳	52歳～ 55歳	56歳～ 59歳	60歳以上	計
職員数	人 0	人 16	人 101	人 57	人 75	人 68	人 144	人 156	人 181	人 141	人 103	人 193	人 1,235

2 職員の人事評価の状況

県では、職員の能力・実績に基づいた人事管理による職員育成及び業務推進支援のため、平成18年度から人事評価制度を順次導入し、平成20年度までに全ての任命権者で導入しました。

(1) 知事部局

制度の基本的な考え方	「職員育成」と「業務推進支援」を基本とし、「職員個人の努力」と「組織目標への貢献」に着目し、制度の透明性及び職員の納得性を高めて実施しています。
対象職員	特別職非常勤職員を除く全職員を対象としています。
評価の方法	評価者と被評価者の定期的な面談に加え、日常の業務遂行における評価者と被評価者との対話等を踏まえ、被評価者の自己申告を受けた上で実施しています。評価は複数の上司により一次評価及び二次評価の2段階の評価を行い、二者の合議により評価結果を決定します。
評価結果の活用	常勤職員に係る評価結果は、昇給評価及び勤勉手当の成績率に反映させるとともに、人材育成及び職員の個々の能力を考慮した人事配置に活用しています。 会計年度任用職員に係る評価結果は、再度の任用（会計年度の末日までの任期終了後、公募を行わず当該職員を同一の職について引き続き次の会計年度において任用することをいう。）を行う場合の判定に活用されます。

(2) 教育委員会

制度の基本的な考え方	「職員育成」と「業務推進支援」を基本とし、「職員個人の努力」と「組織目標への貢献」に着目し、制度の透明性及び職員の納得性を高めて実施しています。
対象職員	特別職非常勤職員を除く全職員を対象としています。
評価の方法	評価者と被評価者の定期的な面談に加え、日常の業務遂行における評価者と被評価者との対話等を踏まえ、被評価者の自己申告を受けた上で実施しています。評価は複数の上司により一次評価及び二次評価の2段階の評価を行い、二者の合議により評価結果を決定します。
評価結果の活用	常勤職員に係る評価結果は、昇給評価及び勤勉手当の成績率に反映させるとともに、人材育成及び職員の個々の能力を考慮した人事配置に活用しています。 会計年度任用職員に係る評価結果は、再度の任用（会計年度の末日までの任期終了後、公募を行わず当該職員を同一の職について引き続き次の会計年度において任用することをいう。）を行う場合の判定に活用されます。

(3) 警察本部

制度の基本的な考え方	職員の能力・実績に基づく人事管理の徹底と組織全体の士気高揚、公務能率の向上を目的として実施しています。
対象職員	特別職非常勤職員を除く全職員を対象としています。
評価の方法	評価者と被評価者の面談に加え、被評価者の自己申告を受けた上で実施しています。評価は複数の上司によって行い、一次評価及び二次評価をした上で、調整者が同評価に不均衡がないように調整し評価結果を決定します。

評価結果の活用	常勤職員に係る評価結果は、被評価者の人事配置、昇任、昇給等、人事管理の基礎として活用しています。 会計年度任用職員に係る評価結果は、再度の任用（会計年度の末日までの任期終了後、公募を行わず当該職員を同一の職について引き続き次の会計年度において任用することをいう。）を行う場合の判定に活用されます。
---------	--

3 職員の給与の状況

県では、厳しい県財政等を踏まえ、平成31年3月まで職員給与費を抑制する特例措置を実施しました。具体的には次表のとおりです。

	抑制措置	対 象	内 容
特別職	給料月額の減額	知 事	平成17年4月～同年7月 50%減額 平成17年8月～平成20年3月 15%減額 平成20年4月～平成23年3月 20%減額 平成23年4月～平成25年6月 15%減額 平成25年7月～平成26年3月 20%減額 平成26年4月～平成28年3月 15%減額 平成28年4月～平成29年3月 10%減額 平成29年4月～平成31年3月 5%減額
		副知事	平成17年4月～同年6月 20%減額 平成17年7月～平成20年3月 10%減額 平成20年4月～平成23年3月 15%減額 平成23年4月～平成25年6月 10%減額 平成25年7月～平成26年3月 15%減額 平成26年4月～平成28年3月 10%減額 平成28年4月～平成29年3月 5%減額 平成29年4月～平成31年3月 3%減額
		教育長	平成28年4月～平成29年3月 3%減額 平成29年4月～平成31年3月 2%減額
一般職	給料月額の減額	部長・副部長級	平成20年4月～平成23年3月 6%減額 平成25年7月～平成26年3月 9.4%減額
		総括課長級	平成20年4月～平成23年3月 4%減額 平成25年7月～平成26年3月 9.4%減額
		上記以外 （主査級以上） （一般級）	平成20年4月～平成23年3月 2%減額 平成25年7月～平成26年3月 7.4%減額 平成25年7月～平成26年3月 4.4%減額
	給料の特別調整額（管理職手当）の減額	部長級	平成17年4月～平成20年3月 25%減額 平成20年4月～平成23年3月 15%減額 平成23年4月～平成25年6月 25%減額 平成25年7月～平成26年3月 15%減額 平成26年4月～平成27年3月 25%減額 平成27年4月～平成28年3月 15%減額

			平成28年4月～平成29年3月 10%減額 平成29年4月～平成31年3月 5%減額
		副部長級	平成17年4月～平成20年3月 25%減額 平成20年4月～平成23年3月 10%減額 平成23年4月～平成25年6月 25%減額 平成25年7月～平成26年3月 15%減額 平成26年4月～平成27年3月 25%減額 平成27年4月～平成28年3月 15%減額 平成28年4月～平成29年3月 10%減額 平成29年4月～平成31年3月 5%減額
		総括課長級	平成17年4月～平成20年3月 15%減額 平成20年4月～平成23年3月 5%減額 平成23年4月～平成25年6月 15%減額 平成25年7月～平成26年3月 10%減額 平成26年4月～平成27年3月 15%減額 平成27年4月～平成28年3月 10%減額 平成28年4月～平成29年3月 5%減額 平成29年4月～平成31年3月 3%減額

(1) 人件費の状況

ア 県の常勤職員は、知事等の特別職の職員と一般職の職員とに区分されています。令和6年度中にこれらの職員に支払われた人件費の総額は、1,772億6,376万6千円で、県の歳出総額の23.4パーセントです。

(普通会計決算見込額)

区 分	住民基本台帳人口 (令和7年1月)	歳出額A	実質収支	人件費B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件 費率
令和6年度	人 1,153,900	千円 757,986,980	千円 12,149,525	千円 177,263,766	% 23.4	% 21.9

注 人件費には、知事等の特別職の職員に支給される給料又は報酬、一般職の職員に支給される給料及び諸手当のほか、共済組合負担金、退職手当、恩給及び退職年金、災害補償費等が含まれています。

イ 令和6年度中に第2号会計年度任用職員に支払われた人件費の総額は、19億1,977万9千円で、県の歳出総額の0.3パーセントです。

(普通会計決算見込額)

区 分	住民基本台帳人口 (令和7年1月)	歳出額A	実質収支	人件費B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件 費率
令和6年度	人 1,153,900	千円 757,986,980	千円 12,149,525	千円 1,919,779	% 0.3	% 0.2

注 人件費には第2号会計年度任用職員に支給される給料及び諸手当のほか、共済組合負担金、退職手当、恩給及び退職年金、災害補償費等が含まれています。

(2) 職員給与費の状況

ア 令和7年度の一般職の職員18,695人の給与費の予算額は、1,257億2,661万2千円で、1人当たりの給与費は、約673万

円です。

区 分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和7年度	人 18,695	千円 78,633,151	千円 14,843,988	千円 32,249,473	千円 125,726,612	千円 6,725

注1 職員手当には、退職手当及び児童手当は含まれていません。

2 給与費は、当初予算に計上された額です。

イ 令和7年度の会計年度任用職員3,222人の給与費の予算額は、64億1,579万5千円で、1人当たりの給与費は、約199万円です。

区 分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和7年度	人 3,222	千円 4,773,959	千円 124,658	千円 1,517,178	千円 6,415,795	千円 1,991

注1 職員手当には、退職手当及び児童手当は含まれていません。

2 職員数には、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「第1号会計年度任用職員」という。）も含まれます。

3 給与費は、当初予算に計上された額であり、第1号会計年度任用職員も含まれます。

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

一般行政職、警察職、高等学校教育職、小・中学校教育職及び技能労務職の職員の平均給料月額等は次のとおりです。

(令和7年4月1日現在)

区 分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	円 331,411	円 399,542	歳 月 42 5
警察職	338,479	429,946	38 6
高等学校教育職	408,715	456,123	47 4
小・中学校教育職	396,658	441,613	45 9
技能労務職	303,449	333,581	51 5

注1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在におけるそれぞれの職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等の諸手当（期末手当、勤勉手当、退職手当及び寒冷地手当を除く。）の額を合計したものです。

3 これらの額は、令和7年地方公務員給与実態調査に基づくものです。

(4) 職員の初任給の状況

学校卒業後直ちに職員に採用された場合の初任給の給料月額は、次のとおりです。

(令和7年4月1日現在)

区 分		岩手県	国
		初任給	初任給
一般行政職	大学卒	円 227,300	円 (総合職) 230,000 (一般職) 220,000
	高校卒	195,800	188,000

警察職	高校卒	227,600	216,400
高等学校教育職	大学卒	253,800	
小・中学校教育職	大学卒	253,800	
技能労務職	高校卒	193,800	185,700

注 高等学校教育職及び小・中学校教育職については、国に該当職がありません。

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状態

経験年数が10年、15年及び20年のそれぞれの職員の平均給料月額は、次のとおりです。

(令和7年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	円 282,561	円 321,247	円 362,831
	高校卒	258,077	275,671	323,944
警察職	大学卒	301,218	333,390	388,262
	高校卒	287,934	314,038	360,915
高等学校教育職	大学卒	321,778	355,945	388,486
	高校卒	272,700	312,500	299,900
小・中学校教育職	大学卒	324,375	357,802	383,701
	短大卒	300,850	334,800	374,700
技能労務職	高校卒	257,900	277,766	292,366

注1 「経験年数」とは、卒業後直ちに採用された場合は採用後の年数を、採用前に民間歴等のある場合はその期間を換算し、採用後の年数に加算した年数をいいます。

2 これらの額は、令和7年職員給与実態調査に基づくものです。

(6) 一般行政職の級別職員数の状況

職員は、従事する職務の複雑、困難及び責任の度合に基づき、その適用される給料表に定める級に格付けされることになっていますが、行政職給料表が適用される一般行政職の職員の級ごとの標準的な職務内容、その職員数及び構成比は、次のとおりです。

(令和7年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	参 考	
				1年前の構成比	5年前の構成比
1 級	主事、技師	人 805	% 18.5	% 19.2	% 19.2
2 級	主事、技師	772	17.7	16.5	14.2
3 級	主任、主査	485	11.1	11.6	11.2
4 級	主査、主任主査	773	17.7	18.4	24.1
5 級	主任主査、本庁の担当課長	957	22.0	20.9	18.9
6 級	本庁の課長、本庁の総括課長	275	6.3	6.6	5.2
7 級	本庁の総括課長	183	4.2	4.6	4.9
8 級	本庁の副部長、本庁の室長	83	1.9	1.6	1.7
9 級	本庁の部長	23	0.5	0.5	0.5
10 級	本庁の企画理事	2	0.1	0.1	0.1

合 計		4,358	100.0	100.0	100.0
-----	--	-------	-------	-------	-------

注1 「標準的な職務内容」は、それぞれの級に該当する代表的な職名を掲げています。

2 「職員数」は、一般職の職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

(7) 昇給期間短縮の状況

制度改正に伴い、平成18年4月1日から昇給期間短縮は行っていません。

(8) 給与水準の状況

当該団体の給与水準を他の団体や国と比較する方法としてラスパイレス指数による方法がとられています。このラスパイレス指数は、比較団体相互間の職員構成を同一にして、職種別、学歴別及び経過年数別に区分した職員数と平均給料月額を用いて算出するものです。

国を100とした場合の令和6年4月1日現在における本県職員のラスパイレス指数は、99.4（前年99.5）です。

(9) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

(ア) 一般職の職員

(令和7年4月1日現在)

1人当たり平均支給額（令和6年度）	1,858千円		
令和7年度支給割合	期末手当		勤勉手当
	6月期	1.25月	1.05月
		(1.05月)	(1.25月)
	12月期	1.25月	1.05月
		(1.05月)	(1.25月)
	計	2.5月	2.1月
		(2.1月)	(2.5月)
加算措置の状況（職制上の段階、職務の級等による加算措置）	有		
	※ 一般行政職の加算率		
	3級	5%	
	4級、5級	10%	
	6級、7級	15%	
	8級、9級、10級	20%	

注 括弧内は、特定幹部職員（本庁の部長、副部長等）に係る支給割合です。

(イ) 会計年度任用職員

(令和7年4月1日現在)

1人当たり平均支給額（令和6年度）	662千円		
令和7年度支給割合	期末手当		勤勉手当
	6月期	1.25月	1.05月
	12月期	1.25月	1.05月
	計	2.5月	2.1月
	無		
	加算措置の状況（職制上の段階、職務の級等による加算措置）		

注 1人当たり平均支給額には、技能労務職である第1号会計年度任用職員も含まれます。

イ 退職手当

(ア) 一般職の職員

(令和7年4月1日現在)

(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分
一人当たり平均支給額	2,211千円	22,377千円
その他加算措置 定年前早期退職者特例措置(2%~20%の割増し)		

注1 一人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 支給率及び加算措置の内容は、国と同じです。

(イ) 第2号会計年度任用職員

(令和7年4月1日現在)

(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続1年	0.5022月分	0.837月分
一人当たり平均支給額	56千円	127千円

注 一人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当

(ア) 一般職の職員

(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算見込み)		57,523千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算見込み)		766,973円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	20%	19人	20%
大阪市	16%	3人	16%
国立市	15%	1人	15%
豊田市	15%	1人	15%
名古屋市	14%	3人	14%
福岡市	9%	3人	9%
仙台市	7%	4人	7%
金沢市	3%	2人	3%

注 上記のほか、医師及び歯科医師に対しては16%の支給率により、警察庁の職員等であった者が岩手県の警察官となった場合の特例措置の対象となる職員に対しては適用日の前日に在勤していた支給対象地域における支給率等により支給しています。

(イ) 第2号会計年度任用職員

令和6年度においては地域手当の支給対象者はありませんでした。(医師及び歯科医師を除く。)

エ 時間外勤務手当

(ア) 一般職の職員

区 分	令和5年度決算	令和6年度決算見込み
支給実績	2,726,891千円	2,894,678千円
職員1人当たり平均支給年額	474千円	513千円

(イ) 会計年度任用職員

区 分	令和 5 年度決算	令和 6 年度決算見込み
支給実績	19,117千円	23,785千円
職員 1 人当たり平均支給年額	47千円	58千円

注 支給実績及び支給職員 1 人当たり平均支給年額には、技能労務職である第 1 号会計年度任用職員も含まれます。

オ 特殊勤務手当

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

		一般職の職員	会計年度任用職員
支給実績（令和 6 年度決算見込み）		850,698千円	3,286千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 6 年度決算見込み）		125,787円	17,762円
職員全体に占める手当支給職員の割合		37.8%	15.0%
手当の種類（手当数）		52	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価
徴税手当	総務部税務課、広域振興局経営企画部若しくは県税部又は東京事務所に勤務する職員	県税の賦課徴収に関する業務	月額 給料月額の10/100（最高限度20,000円）又は日額 870円
防疫等作業手当	防疫に従事する職員、県立病院等に勤務する医師、看護師等	感染症等の疑いがある家畜に対する防疫作業、犬の捕獲・処分・棄殺の作業、病棟において行う結核又は感染症の患者の診療、看護等の業務	日額 290円～380円（牛又は豚のとさつ作業は760円）
と畜検査手当	と畜検査員	と畜検査	月額 給料月額の 2 /100～ 8 /100
放射線取扱手当	保健所又は生物工学研究所に勤務する職員	X線その他の放射線を人体に対して照射する作業又は放射線障害の防止のため行う作業	日額 230円～1,900円
環境衛生検査等業務手当	環境衛生指導員等	一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設等の立入検査、浄化槽の立入検査等	日額 230円
社会福祉業務手当	広域振興局保健福祉環境部、福祉総合相談センター、児童相談所又は杜陵学園に勤務する職員	生活保護に係る業務、更生措置等を要する者、困難な問題を抱える女性等に面接して行う相談・指導業務等	月額 12,800 円 若しくは 20,000円又は日額 610円
社会福祉施設等勤務手当	杜陵学園又は特別支援学校に勤務する職員	入所者又は児童若しくは生徒の介助又は指導を補助する業務	日額 270円
精神保健福祉業務手当	保健福祉部障がい保健福祉課、保健所又は精神保健福祉センターに勤務する職員	精神保健関係調査業務、精神障害者の移送業務又は精神障害者の福祉に関する相談・援	日額 610円

	る職員	助業務	
有害物取扱手当	(1) 保健所、病害虫防除所、家畜保健衛生所等に勤務する職員 (2) 県立病院等に勤務する職員	(1) 労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)に規定する有害物を取り扱う業務 (2) 抗悪性腫瘍剤の調整等又はエックス線等を照射する業務	(1) 日額 290円 (2) 日額 300円
衛生検査業務手当	環境保健研究センター又は北上川上流流域下水道事務所に勤務する職員	病理試験、細菌試験又は化学的試験・検査	月額 給料月額の8/100又は 日額 230円～1,490円
公害防止等業務手当	広域振興局保健福祉環境部、環境保健研究センター等に勤務する職員	公害の防止等県民生活の生活環境の保全のため実施する立入検査等	日額 230円
看護師養成指導手当	高等看護学院に勤務する看護師	看護師の養成指導業務	月額 給料月額の7/100
爆発物取締業務手当	復興防災部消防安全課、商工労働観光部商工企画室等に勤務する職員又は警察職員	火薬庫の保安検査、火薬類に係る立入検査又は高圧ガス製造施設若しくは第一種貯蔵所の完成検査・輸入検査・保安検査・立入検査・容器検査	日額 250円
犯則取締等手当	総務部税務課、漁業取締事務所等に勤務する職員	地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づく犯則事件の調査業務及び漁業関係取締業務	日額 400円～550円
消防訓練指導手当	消防学校に勤務する職員	救助訓練、火災防御訓練等における指導業務	日額 720円
職業訓練指導手当	産業技術短期大学校、高等技術専門校等に勤務する職業訓練指導員	職業訓練業務	月額 給料月額の2/100～7/100
農業研修業務手当	農業大学校に勤務する職員	研修業務	月額 給料月額の2/100～7/100又は日額 300円
種雄牛馬等取扱手当	家畜保健衛生所、農業研究センター又は農業大学校に勤務する職員	種雄牛馬等の自然交配等のため種雄牛馬等を御する作業	日額 230円
家畜保健衛生業務手当	広域振興局農政部若しくは農林部、家畜保健衛生所又は農業研究センターに勤務する職員	家畜保健衛生業務	月額 17,600円又は日額 830円
用地交渉等手当	広域振興局農政部、農林	土地の取得等に係る交渉業務	日額 650円

	部、水産部、土木部等に勤務する職員及び企業局職員		
高所作業手当	広域振興局農政部、農林部、水産部、土木部等に勤務する職員	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う測量、調査若しくは工事の監督の作業又は保守点検の作業	日額 200円～220円
坑内作業手当	広域振興局農政部、農林部、水産部、土木部等に勤務する職員	トンネルの掘削作業	日額 450円
深所作業手当	広域振興局農政部、農林部、水産部、土木部等に勤務する職員	橋脚の基礎工事その他港湾、河川等におけるこれらに類する工事において、水面下4メートル以上の深所で行う作業	日額 220円
災害応急作業等手当	広域振興局農政部、農林部、水産部、土木部等に勤務する職員及び企業職員	重大な災害の際に行う巡回監視業務及び災害発生箇所で行う応急作業等	日額 350円～910円（原発事故関係の作業は日額660円～40,000円）
道路上作業手当	広域振興局土木部に勤務する職員	交通を遮断することなく行う道路の維持修繕の作業	日額 300円
刑事作業手当	警察職員	犯罪の捜査又は被疑者逮捕の作業、警ら作業、犯罪鑑識作業、死体処理作業、被留置者看守作業等	日額 230円～5,200円又は1回 1,240円～3,200円
夜間特殊業務手当	(1) 警察職員 (2) 企業局職員	(1) 正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務 (2) 正規の勤務時間による勤務の全部が深夜において行われる発電所の運転の操作及び監視の業務	(1) 1回 410円～1,100円 (2) 1回 940円～1,100円
航空手当	回転翼航空機に搭乗する職員	回転翼航空機に搭乗して行う操縦業務、整備業務、捜索救難及び犯罪の捜査	1時間 1,900円～5,100円
多学年学級手当	指導教諭、教諭、講師等	2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級で行う授業及び指導	日額 290円～350円
講師手当	県立の高等学校に勤務する教育職員	2の課程の授業に従事した場合	1時間 600円

漁ろう手当	船員	漁ろう作業	1 航海（漁獲水揚総収入－販売手数料）×（10～20）/100以内で任命権者が定める。
用船手当	船員	用船された船舶に乗船して航海した場合	用船料×（10～20）/100以内で任命権者が定める。
航海手当	船長、専門幹航海士、専門幹機関士、専門幹通信士、上席航海士、上席通信士、上席機関士等	船舶に乗船して航海した場合	日額 320円～540円
教員特殊業務手当	指導教諭、教諭、養護教諭、講師、実習助手等	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務、修学旅行等において児童又は生徒を引率して行う指導業務等	日額 1,800円～8,000円
水産教育実習指導手当	県立の高等学校に勤務する副校長、指導教諭、教諭、講師、実習助手等	練習船に乗船して行う水産教育実習の指導業務	日額 1,700円
教育業務連絡指導手当	指導教諭、教諭及び養護教諭	教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言の業務	日額 200円
潜水手当	潜水業務に従事する職員	潜水業務	潜水深度により 1 時間当たり 310円～1,500円
海外事務所勤務手当	海外事務所に勤務する職員	外国に所在する機関で行う業務	国の外務公務員に準じる。ただし、在勤基本手当は80/100、配偶者手当は扶養手当額を控除する。
診療管理手当	県立病院等に勤務する医師及び歯科医師	診療業務に従事する医師又は歯科医師を指揮監督する業務	給料月額額の 20/100 以内に 618,000円の範囲内の額を加算した額
診療業務手当	県立病院等に勤務する医師及び歯科医師	診療業務	日額 20,830円の範囲内
特殊診療手当	県立病院等に勤務する医師及び歯科医師	救急等の緊急業務、県立の高等看護学院等における講義等、診療時間外における手術又は処置の業務	1 回 1,000円～5,000円の範囲内
夜間看護手当	県立病院等に勤務する看護師等	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務	1 回 10,200円の範囲内
診療応援手当	県立病院等に勤務する医師及び歯科医師	医師の欠員等の理由により、病院相互の間で診療のため行う応援業務	日額 55,000円の範囲内

当直等診療業務手当	県立病院等に勤務する医師	当直勤務の時間内及び深夜における診療	1時間 2,000円の範囲内
待機手当	夜間、休日等における救急医療体制を確保している病院等に勤務する職員	待機当番に従事した場合	1回 2,500円の範囲内
分娩手当	分娩の業務に従事した医師	分娩の業務	1回 10,000円に分娩に係る胎児の数を乗じて得た額
専攻医指導管理業務手当	医師又は歯科医師	専攻医の指導管理業務	月額 1,000円の範囲内
救急看護等業務手当	看護師又は准看護師	救急業務	月額 12,000円の範囲内又は 1回 580円の範囲内
特殊現場業務手当	企業局職員	発電施設、工業用水供給施設の保守点検業務	月額 710円～880円
危険作業手当	企業局職員	発電所、発電所建設事務所、工業用水道事務所等で行う特に危険を伴う作業	月額 300円～700円
圧搾空気内作業手当	企業局職員	圧搾空気内で行う点検、検査、監督等の作業	1時間 210円
特殊自動車運転作業手当	広域振興局土木部、農業研究センター、林業技術センター又は農業大学校に勤務する技能労務職の職員	特殊自動車の運転作業又は除雪車による除雪作業	月額 300円～450円

注 会計年度任用職員における、支給実績及び支給職員1人当たり平均支給年額には、技能労務職である第1号会計年度任用職員も含まれます。

カ その他の手当

(ア) 一般職の職員

(令和7年4月1日現在)

手当名	内容（主な支給単価）	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和6年度決算見込み）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算見込み）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給されます。（月額：配偶者3,000円（行政職8級相当以上支給なし）、父母等6,500円（行政職9級相当以上支給なし、行政職8級相当3,500円）、子11,500円）	同じ。		1,621,360千円	232,319円
住居手当	賃貸住宅居住者及び単身赴任者で配偶者等が賃貸住宅	異なる。	国は手当の上限額を28,000円とするなど	1,555,999千円	301,959円

	に居住する職員に支給されます。（月額：27,000円以下）		、手当額の計算方法が違います。		
通勤手当	通勤のために交通機関を利用し、又は交通用具等を使用している職員に支給されます。（月額：交通機関利用者150,000円以下、交通用具等使用者51,500円以下）	異なる。	本県の地理的事情を考慮し、交通用具等利用者に係る限度額が異なります。	2,119,359千円	145,181円
管理職手当 （給料の特別調整額）	管理又は監督の地位にある職員に支給されます。（月額：27,900円～133,600円）	異なる。	本県の管理職の在職実態を考慮して手当額を設定したため、国と手当額が異なります。	1,145,958千円	683,338円
産業教育手当	農業、水産又は工業に関する課程を置く高等学校の副校長、教諭、講師、実習助手に対して支給されます。（月額：給料月額の8/100以下）	—	国に制度なし。	139,304千円	359,958円
初任給調整手当	医師、歯科医師及び獣医師として新たに採用された職員に対して支給されます。（月額416,600円以下）	同じ。		65,496千円	1,336,653円
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ず配偶者と別居することとなった職員に対して支給されます。（月額：30,000円、交通距離により加算有り。）	異なる。	本県の単身赴任の状況等を考慮し、手当額及び加算額の距離区分が異なります。	431,233千円	414,647円
特勤勤務手当	生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に対して支給されます。（月額：給料月額及び扶養手当額の合計×18/100以下）	同じ。		8,308千円	106,512円
へき地手当	生活の著しく不便な地に所在する学校等に勤務する職員に対して支給されます。（月額：給料月額及び扶養手当額の合計×18/100以下）	—	国に制度なし。	200,765千円	336,289円

	)				
定時制通信教育手当	定時制教育又は通信制教育に従事する教育職員に対して支給されます。（月額：給料月額×8/100以下）	—	国に制度なし。	54,519千円	358,677円
義務教育等教員特別手当	高等学校等に勤務する教育職員に対して支給されます。（月額：8,000円以下）	—	国に制度なし。	694,555千円	67,980円
農林漁業普及指導手当	農業、林業若しくは水産業を行う者又はこれらに従事する者に接して、農業、農村生活、林業又は水産業に関する技術及び知識を普及指導することを職務とする職員等に支給されます。（給料月額の8/100以下）	—	国に制度なし。	70,272千円	341,126円
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月までの間現に支給地域に居住する職員に対して支給されます。（月額：8,200円～19,800円）	異なる。	本県の気象条件等を考慮し、支給対象地域等が異なります。	1,053,714千円	71,177円
宿日直手当	宿直又は日直勤務することを命ぜられたときに支給されます。（勤務1回：4,400円～7,400円）	同じ。		527,474千円	—
管理職員特別勤務手当	特定管理職員等が緊急の必要等により週休日又は休日等に勤務した場合、若しくは災害への対処その他の緊急の必要により週休日等以外の日の午後10時から翌日の午前5時までの間の正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給されます。（勤務1回：12,000円以下）	同じ。		14,187千円	—
夜勤手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に対して支	同じ。		119,333千円	—

	給されます。（１時間：勤務１時間当たりの給与額の25/100）				
休日勤務手当	休日に勤務することを命ぜられた職員に対して支給されます。（１時間：勤務１時間当たりの給与額の135/100）	同じ。		402,468千円	—
災害派遣手当	災害応急対策や災害復旧のため派遣された職員に対して支給されます。（日額：3,970円～6,620円）	—	国に制度なし。	0円	—

注 勤務実績により支給される手当については、１人当たりの平均支給額の記載を省略しています。

(イ) 会計年度任用職員

(令和７年４月１日現在)

手当名	内容（主な支給単価）	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和６年度決算見込み）	支給職員１人当たり平均支給年額（令和６年度決算見込み）
通勤手当	通勤のために交通機関を利用し、又は交通用具等を使用している職員に支給されます。（月額：交通機関利用者150,000円以下、交通用具等使用者51,500円以下）	異なる。	本県の地理的事情を考慮し、交通用具等利用者に係る限度額が異なります。	46,033千円	64,744円
初任給調整手当	医師、歯科医師及び獣医師として新たに採用された職員に対して支給されます。（月額416,600円以下）	同じ。		0円	0円
特地勤務手当	生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に対して支給されます。（月額：給料月額×18/100以下）	同じ。		521千円	47,363円
へき地手当	生活の著しく不便な地に所在する学校等に勤務する職員に対して支給されます。（月額：給料月額×18/100以下）	—	国に制度なし。	0円	0円
宿日直手当	宿直又は日直勤務すること	同じ。		574千円	—

	を命ぜられたときに支給されます。（勤務1回：4,400円～7,400円）				
夜勤手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に対して支給されます。（1時間：勤務1時間当たりの給与額の25/100）	同じ。		3,039千円	—
休日勤務手当	休日に勤務することを命ぜられた職員に対して支給されます。（1時間：勤務1時間当たりの給与額の135/100）	同じ。		20,829千円	—

注1 勤務実績により支給される手当については、1人当たりの平均支給額の記載を省略しています。

2 支給実績及び支給職員1人当たり平均支給年額には、技能労務職である第1号会計年度任用職員も含まれます。

(10) 特別職の報酬等の状況

知事及び副知事の給料月額並びに県議会の議長、副議長及び議員の報酬月額は、次のとおりです。

また、これらの者には期末手当が支給されますが、その支給率は、年間3.45月分です。

（令和7年4月1日現在）

区 分		給料月額等
給 料	知 事	1,250,000円
	副知事	970,000円
報 酬	議 長	910,000円
	副議長	820,000円
	議 員	790,000円
期末手当		（令和7年度支給割合）
	知 事	6月期 1.725月分
	副知事	12月期 1.725月分
		計 3.45月分
		（令和7年度支給割合）
	議 長	6月期 1.725月分
	副議長	12月期 1.725月分
	議 員	計 3.45月分
退職手当	知 事	給料月額×在職月数×0.65により算定する額
	副知事	給料月額×在職月数×0.45により算定する額

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間その他の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失ないように考慮して、条例等で定めています。その概要は、次のとおりです。

(1) 勤務時間の状況

勤務時間は、休憩時間を除き、1日について7時間45分、1週間について38時間45分です（日曜日及び土曜日は週休日）。

一般的な職員の勤務時間は、各任命権者の定める規程等により、午前8時30分から午後5時15分までとしています。また、交代制勤務職員等、勤務の特殊性によりこの勤務時間により難しい職員の勤務時間は、別に定めています。

なお、知事部局では、子育て、介護又は通勤等の事情に応じ、始業時刻及び終業時刻について、1時間を上限に30分単位で繰り上げ、又は繰り下げる時差出勤を実施しています。

また、週休日及び勤務時間の割振りを弾力的に行うことができるフレックスタイム制を導入しています。

(2) 休憩時間の状況

一般的な職員の休憩時間は、正午から午後1時までの60分としています。

(3) 週休日・休日の状況

週休日とは、原則として毎週日曜日及び土曜日を、また、休日とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始の休日（12月29日から翌年の1月3日までの日（国民の祝日に関する法律による休日を除く。））をいいます。

なお、公務の運営上の事情により、特別の形態によって勤務する必要がある職員については週休日を別に定めています。

(4) 休暇の状況

休暇の種類は、給与が支給されるか否かによって、有給休暇と無給休暇に分けることができます。有給休暇としては、事由を限らず毎年付与される年次休暇、負傷や疾病のため療養を必要とする場合に認められる病気休暇、特定の事由に基づいて認められる特別休暇があります。特別休暇が認められる事由は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故等の27項目を定めています。

また、無給休暇として、職員が配偶者、父母、子などを介護する場合に認められる介護休暇及び介護時間があります。

令和6年度におけるそれぞれの休暇の取得状況については、次のとおりです。

ア 年次休暇

(ア) 一般職の職員

集計対象職員数A	総付与日数B	総取得日数C	平均取得日数C／A	消化率C／B
人	日	日	日	%
3,571	140,010	53,439	15.0	38.2

注1 集計対象は、知事部局の常勤の職員（技能労務職を除く。）のうち、令和6年1月1日から同年12月31日までの全ての期間在職していた職員です。当該期間中に休業、退職、派遣等の期間がある職員は除いています。

2 集計期間は、令和6年1月1日から同年12月31日までです。

3 「総付与日数」は、集計対象の職員に対し、令和6年1月1日において付与された年次休暇日数（前年度からの繰越分を含む。）の合計です。

(イ) 第2号会計年度任用職員

集計対象職員数A	総付与日数B	総取得日数C	平均取得日数C／A	消化率C／B
人	日	日	日	%
23	575	327	14.2	56.9

注1 集計対象は、知事部局の第2号会計年度任用職員（技能労務職を除く。）のうち、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの全ての期間在職していた職員です。当該期間中に休業、退職、派遣等の期間がある職員は除いています。

2 集計期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までです。

3 「総付与日数」は、集計対象の職員に対し、令和6年4月1日において付与された年次休暇日数（前年度から

の繰越分を含む。)の合計です。

イ 病気休暇

(ア) 一般職の職員

取得者数A	総取得日数B	平均取得日数B／A
人	日	日
1,074	14,941	13.9

注1 集計対象は、知事部局の職員です。

2 集計期間は、令和6年1月1日から同年12月31日までです。

(イ) 第2号会計年度任用職員

取得者数A	総取得日数B	平均取得日数B／A
人	日	日
5	19	3.8

注1 集計対象は、知事部局の第2号会計年度任用職員（技能労務職を除く。）のうち、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの全ての期間在職していた職員です。当該期間中に休業、退職、派遣等の期間がある職員は除いています。

2 集計期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までです。

ウ 特別休暇（主なもの）

種 類	内 容	一般職の職員		第2号会計年度任用職員	
		取得者数	平均取得日数	取得者数	平均取得日数
ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合 5日以内	人 9	日 1.0	人 —	日 —
結婚休暇	職員が結婚し、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等を行う場合 7日以内	90	5.7	—	—
子の看護等休暇	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、配偶者、父母、配偶者の父母等の看護等を行う場合 5日（子が2人の場合は10日、3人以上の場合は12日）以内	1,161	3.9	6	3.6
忌引休暇	職員の親族が死亡し、葬儀、服喪その他親族の死亡に伴い必要と認められる行事等を行う場合 親族の区分に応じ1日～10日	636	2.6	6	1.7
夏季休暇	夏季（6月から10月まで）における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当と認められる場合 5日以内	4,359	4.9	23	5.0

注1 集計対象は、知事部局の職員です。

2 一般職の職員の集計期間は、令和6年1月1日から同年12月31日までです。

3 第2号会計年度任用職員の集計期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までです。

4 内容は令和7年4月1日現在のものです。

エ 介護休暇

(ア) 一般職の職員

（単位：人）

	介護休暇 取得者数	要介護者（職員との続柄別）							
		配偶者	父 母	子	配偶者の 父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他
男性職員	6	2	2	0	2	0	0	0	0
女性職員	13	0	11	2	0	0	0	0	0
計	19	2	13	2	2	0	0	0	0

（単位：人）

	承認期間						合 計
	1 月以下	1 月超え 2 月 以下	2 月超え 3 月 以下	3 月超え 4 月 以下	4 月超え 5 月 以下	5 月超え	
男性職員	5	1	0	0	0	0	6
女性職員	8	3	0	1	0	1	13
計	13	4	0	1	0	1	19

（イ） 第 2 号会計年度任用職員

（単位：人）

	介護休暇 取得者数	要介護者（職員との続柄別）							
		配偶者	父 母	子	配偶者の 父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他
男性職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	4	0	4	0	0	0	0	0	0
計	4	0	4	0	0	0	0	0	0

（単位：人）

	承認期間						合 計
	1 月以下	1 月超え 2 月 以下	2 月超え 3 月 以下	3 月超え 4 月 以下	4 月超え 5 月 以下	5 月超え	
男性職員	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	3	1	0	0	0	0	4
計	3	1	0	0	0	0	4

5 職員の休業の状況

（1） 休業の状況

ア 育児休業等

育児休業は、子を養育するため、職員が一定の期間、勤務しないことができる制度です。

平成14年度には対象となる子の年齢を1歳未満から3歳未満に引き上げ、平成22年7月からは、子の出生の日から57日間に育児休業をした場合に再度の育児休業の取得を可能とし、配偶者が育児休業をしている場合や専業主婦（夫）である場合も取得を可能とする等、取得対象を拡大しています。なお、休業期間中の給与は支給されません。

また、育児休業のほか、一日の勤務時間のうち一部（2時間を超えない範囲の時間）を勤務しないことができる部分休業制度、いくつかある勤務の形態から選択し、希望する日及び時間帯に勤務することができる育児短時間勤務制度も設けています。

令和6年度における育児休業、部分休業及び育児短時間勤務の取得状況は、次のとおりです。

（ア） 一般職の職員

(単位：人)

	令和6年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員	令和6年度の取得者数		
		育児休業	部分休業	育児短時間勤務
男性職員	344	221 (64.2%)	8	3
女性職員	337	336 (99.7%)	204	10
計	681	557 (81.8%)	212	13

注 取得者数には、令和5年度以前に育児休業等が取得可能となり、令和6年度から新たに取得した職員を含みます。

(単位：人)

	育児休業承認期間						合 計
	6 月以下	6 月超え 1 年以下	1 年超え 1 年 6 月以下	1 年 6 月超え 2 年以下	2 年超え 2 年 6 月以下	2 年 6 月超え	
男性職員	204	16	0	1	0	0	221
女性職員	16	153	95	39	14	19	336
計	220	169	95	40	14	19	557

(単位：人)

	部分休業承認期間						合 計
	1 年以下	1 年超え 2 年以下	2 年超え 3 年以下	3 年超え 4 年以下	4 年超え 5 年以下	5 年超え	
男性職員	6	1	1	0	0	0	8
女性職員	95	21	9	10	42	27	204
計	101	22	10	10	42	27	212

(単位：人)

	育児短時間勤務承認期間				合 計
	3 月以下	3 月超え 6 月以下	6 月超え 9 月以下	9 月超え	
男性職員	1	0	0	2	3
女性職員	2	1	0	7	10
計	3	1	0	9	13

(単位：人)

	育児短時間勤務職員の勤務形態					合 計
	1 日 3 時間55分	1 日 4 時間55分	週 3 日	週 2 日半	その他	
男性職員	2	1	0	0	0	3
女性職員	1	7	1	1	0	10
計	3	8	1	1	0	13

(イ) 第2号会計年度任用職員

(単位：人)

	令和6年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員	令和6年度の取得者数		
		育児休業	部分休業	育児短時間勤務
男性職員	2	2 (100.0%)	0	0

女性職員	25	20 (80.0%)	2	0
計	27	22 (81.5%)	2	0

注 取得者数には、令和5年度以前に育児休業等が取得可能となり、令和6年度から新たに取得した職員を含みます。

(単位：人)

	育児休業承認期間						合 計
	6 月以下	6 月超え 1 年 以下	1 年超え 1 年 6 月以下	1 年 6 月超え 2 年以下	2 年超え 2 年 6 月以下	2 年 6 月超え	
男性職員	2	0	0	0	0	0	2
女性職員	8	17	0	0	0	0	25
計	10	17	0	0	0	0	27

(単位：人)

	部分休業承認期間						合 計
	1 年以下	1 年超え 2 年 以下	2 年超え 3 年 以下	3 年超え 4 年 以下	4 年超え 5 年 以下	5 年超え	
男性職員	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	2	0	0	0	0	0	2
計	2	0	0	0	0	0	2

イ 自己啓発等休業

自己啓発等休業は、職員に自己啓発及び国際協力の機会を提供することを目的として設けた制度です。

職員が職務を離れて自発的に大学等課程の履修や国際貢献活動を行う場合、2年又は3年を限度に休業の取得が可能です。なお、休業期間中の給与は支給されません。

令和6年度における自己啓発等休業の取得状況は、次のとおりです。

(単位：人)

	取得者数	自己啓発等休業取得種類別						
		教育施設				奉仕活動		
		大学院	大 学	外国の大学 院・大学	その他	奉仕活動	姉妹都市等	その他
男性職員	2	2	0	0	0	0	0	0
女性職員	3	0	2	0	0	1	0	0
計	5	2	2	0	0	1	0	0

(単位：人)

	自己啓発等休業承認期間			合 計
	1 年以下	1 年超え 2 年以下	2 年超え	
男性職員	0	2	0	2
女性職員	1	2	0	3
計	1	4	0	5

ウ 大学院修学休業

大学院修学休業は、教員が専修免許状を取得する機会を拡充し、教員としての資質の向上を図ることを目的として設けた制度です。

公立学校の教員が国内外の大学院等に在籍してその過程を履修する場合、3年を限度に休業の取得が可能です。なお、休業期間中の給与は支給されません。

令和6年度においては大学院修学休業の取得者はありませんでした。

エ 配偶者同行休業

配偶者同行休業は、公務において活躍することが期待される有為な地方公務員の継続的な勤務を促進することを目的として設けた制度です。

職員の配偶者が外国で勤務等することとなり職員がそれに同行する場合、3年を限度に休業の取得が可能です。なお、休業期間中の給与は支給されません。

令和6年度においては配偶者同行休業の取得者はありませんでした。

(2) 部分休業の状況

ア 修学部分休業

修学部分休業は、職員の資質の向上及び就業意識の多様化等を考慮した公務のより能率的な運営を促進することを目的として設けた制度です。

職員が自発的に大学等の教育施設で修学する場合、2年を限度に、勤務時間の一部（1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲）について勤務しないことができます。なお、勤務しなかった時間の給与は減額されます。

令和6年度における修学部分休業の取得状況は、次のとおりです。

(単位：人)

	期 間		
	1年以下	1年超え2年以下	合 計
男性職員	0	0	0
女性職員	1	0	1
計	1	0	1

イ 高齢者部分休業

高齢者部分休業制度は、定年の引上げに伴い、高齢期職員の多様な働き方のニーズに応えることを目的として設けた制度です。

60歳に達した職員が申請した場合、勤務時間の一部（1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲）について勤務しないことができます。なお、勤務しなかった時間の給与は減額されます。

令和6年度における高齢者部分休業の取得状況は、次のとおりです。

(単位：人)

	取得者数	理 由				
		地域活動	健 康	家 族	不 明	その他
男性職員	2	0	0	0	1	1
女性職員	5	0	0	4	1	0
計	7	0	0	4	2	1

6 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限制度の概要及び処分の状況

分限制度は、職員が恣意的にその職を奪われることのないよう身分を保障することにより、公務の中立性及び安定性を確保し、その適正かつ能率的な運営を図ろうとする趣旨から整備されています。

任命権者が職員をその意に反して降任し、又は免職することができるのは、①勤務実績が良くない場合、②心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合、③その職に必要な適格性を欠く場合等であり、休職にすることが

できるのは、①心身の故障のため、長期の休養を要する場合、②刑事事件に関し起訴された場合、③学校、研究所、病院その他これらに準ずる公共的施設において、その職員の職務に関連があると認められる事項の調査、研究又は指導に従事する場合等とされています。

令和6年度における分限処分の状況は、次のとおりです。

ア 一般職の職員

(単位：人)

処分の種類 処分事由	降 任	免 職	休 職	合 計
勤務実績がよい場合	0	0		0
心身の故障の場合	0	0	524	524
職に必要な適格性を欠く場合	0	0		0
職制、定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合	0	0		0
刑事事件に関し起訴された場合			1	1
学校、研究所等において調査、研究等に従事する場合			0	0
災害により生死不明又は所在不明となった場合			0	0
合 計	0	0	525	525

注 同一の者が複数回にわたって分限処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

イ 第2号会計年度任用職員

(単位：人)

処分の種類 処分事由	降 任	免 職	休 職	合 計
勤務実績がよい場合	0	0		0
心身の故障の場合	0	0	2	2
職に必要な適格性を欠く場合	0	0		0
職制、定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合	0	0		0
刑事事件に関し起訴された場合			0	0
学校、研究所等において調査、研究等に従事する場合			0	0
災害により生死不明又は所在不明となった場合			0	0
合 計	0	0	2	2

注 同一の者が複数回にわたって分限処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

(2) 懲戒制度の概要及び処分の状況

任命権者は、①地方公務員法等に違反した場合、②職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合、③全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合のいずれかに該当するときは、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができますとされています。

令和6年度における懲戒処分の状況は、次のとおりです。

ア 一般職の職員

(単位：人)

処分の種類 処分事由	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
給与・任用に関する不正（給与不正領得等）	0	0	0	0	0
一般服務違反等関係（欠勤、勤務態度不良、ハラスメント等）	14	6	2	0	22
公務外非行関係（傷害、異性関係非行等）	0	2	0	1	3
収賄等関係（収賄、横領等）	0	0	0	0	0
交通事故・交通法規違反	10	3	1	5	19
監督責任	2	0	0	0	2
合 計	26	11	3	6	46

イ 第2号会計年度任用職員

(単位：人)

処分の種類 処分事由	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
給与・任用に関する不正（給与不正領得等）	0	0	0	0	0
一般服務違反等関係（欠勤、勤務態度不良、ハラスメント等）	0	0	0	0	0
公務外非行関係（傷害、異性関係非行等）	0	0	0	0	0
収賄等関係（収賄、横領等）	0	0	0	0	0
交通事故・交通法規違反	1	0	0	0	1
監督責任	0	0	0	0	0
合 計	1	0	0	0	1

7 職員のサービスの状況

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないこととされています。この趣旨を具体的に実現するため、地方公務員法や教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）によって、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知り得た秘密を守る義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限等、民間企業の勤労者とは異なる服務上の強い制約が課されています。

これらの服務規律を保持するため、懲戒制度が設けられており、その懲戒処分の状況は、6(2)のとおりです。

また、市町村立学校に勤務する教職員（県費負担教職員）については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）により、市町村教育委員会がそのサービスを監督するものとされています。

本県においては、職員の職務に係る倫理の保持に関する条例（平成13年岩手県条例第13号）を制定し、職員が常に認識しておかなければならない基本的な心構えや職員が遵守すべき倫理行動基準を規定するとともに、職員の職務に利害関係を有する者からの贈与の禁止及び制限等に関して規定しています。

なお、平成16年7月から、各所属にコンプライアンス推進員を置くとともに、所属長が月に1度は職員に対してコンプライアンスに関する訓示を行う等、コンプライアンスの確立に向けた取組を行っています。

8 職員の退職管理の状況

職員等の退職管理に関する条例（平成28年岩手県条例第16号）を制定し、元職員による働きかけ規制や岩手県職員退職予定者人材バンクを活用した再就職支援、県退職者の再就職状況の公表等、制度の適正な運用に努めています。

9 職員の研修の状況

職員の研修は、職員の能力開発による組織力の発揮を目的に、任命権者において組織的かつ計画的に行われています。

令和6年度に行われた主な研修は、次のとおりです。

(1) 知事部局実施の研修

基本研修	新採用職員研修、採用3年目職員研修、中堅職員研修、新任主査研修、新任主任主査研修、新任担当課長等研修、新任総括課長等研修、新任専門幹等研修、会計年度任用職員研修
選択研修	【集合研修】 行政学入門講座、行政法実務入門講座、経済学入門講座、データを活用した政策立案基本講座、政策法務講座、協力を引き出す調整力養成講座、生産性を高める会議の進め方講座、仕事の段取り力向上講座、モチベーション向上講座 【eラーニング研修】 課題解決の基本講座、仕事の進め方講座、企業会計講座、仮説とデータを活かす政策立案講座、マーケティング講座、プレゼンテーション講座
特別研修	部課長研修、新採用職員指導者研修、コンプライアンス推進員研修、障がい者活躍実践研修、法務能力向上研修（市町村合同研修）、女性管理監督者マネジメント力向上研修、女性リーダー研修、キャリアデザイン研修、ダイバーシティマネジメント研修、管理監督者リーダー研修、メンター・メンティ研修、メンター・メンティフォロー研修、OJT研修
派遣研修	省庁派遣、都道府県派遣、市町村交流、大学院派遣研修、民間企業派遣研修、自治大学校派遣研修、東北自治研修所派遣研修、管理監督者派遣研修、OJT研修

注 他の任命権者の職員が受講し、又は参加する研修等も含まれています。

(2) 他任命権者実施の研修

教育委員会	基本研修（初任者研修、2年目研修、3年目研修、教職経験者5年研修、中堅教諭等資質向上研修、ステージアップ研修（前期・後期））、特別研修（新任研修、教職専門等研修、幼児教育研修）、希望研修（教科研修、領域等研修、情報教育研修、教育相談研修、学校保健教育研修、特別支援教育研修、公開研修）
警察本部	基本研修（初任科・初任補修科）、昇任時教養（警部補・巡査部長任用科）、部門別任用科研修（刑事任用科、交通任用科、警備任用科）、部門別専科研修（警務部関係、生活安全部関係、刑事部関係、交通部関係、警備部関係）
医療局	新採用職員研修、一般職員初級課程研修、新任監督者研修、初任医師研修、現任主任医療職員研修、セーフティマネジメント研修、医療クラーク研修、経営幹部職員研修等
企業局	新任職員研修等、安全衛生業務研修（第1種衛生管理者等、高圧電気取扱者特別教育等、床上操作式クレーン技能講習等）、事務・技術関係業務研修（危険物取扱者等、専門技術研修等）

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 安全衛生管理の状況

職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境を形成するために、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び各任命権者の定める職員安全衛生管理規程等に基づき、総括安全衛生管理者、産業医、安全管理者及び衛生管理者の選任並びに職員安全衛生委員会等の設置を行っています。

(2) 職員の健康管理の状況

労働安全衛生法に基づき、事業者責任として職員の健康管理状態を把握し、健康障害や疾病の早期発見を行うため、全職員を対象に定期健康診断及び指定年齢健康診断を、特定の有害な業務に従事する職員を対象に特殊業務健康診断を実施しているほか、希望する職員に対して、肺がん検診、VDT健診等を実施しています。

また、職員の心の健康の保持増進のための対策として、精神科嘱託医の設置、メンタルヘルスセミナー等を実施していま

す。

(3) 職員互助団体への補助の状況

職員互助会に関する条例（昭和25年岩手県条例第59号）の規定に基づく職員の組織する互助団体への補助については、見直しを行い、4つの互助団体のうち、3互助団体への補助は平成18年度から、1互助団体への補助は平成22年度から、それぞれ廃止しています。

(4) 利益の保護の状況

職員の利益は、勤務条件に関する措置要求制度及び不利益処分に対する審査請求制度によって保護されています。

勤務条件に関する措置要求制度は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し団体協約を締結することの認められない職員が人事委員会に対して地方公共団体の当局により適切な措置が執られるべきことを要求する制度であり、また、不利益処分に対する審査請求制度は、不利益な処分を受けた職員が人事委員会に対し審査請求を行うことを認める制度です。これらの制度の状況は、「第2 岩手県人事委員会からの令和6年度における業務の状況の報告」の3及び4のとおりです。

第2 岩手県人事委員会からの令和6年度における業務の状況の報告

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 競争試験の状況

試験の種類 及び職種区 分			採用 予 定 数	第1次試験					第2次試験		第3次試験		最終倍率 (B)/(D)
				申 込 者 数 (A)	受 験 者 数 (B)	合 格 者 数 (C)	受験率 (B)/(A) ×100	倍 率 (B)/(C)	受 験 者 数	合 格 者 数 (D)	受 験 者 数	合 格 者 数 (D)	
県 職 員	I 種	一般 行政 (A)	人 37	人 164 (70)	人 107 (45)	人 90 (34)	% 65.2	倍 1.2	人 83 (32)	人 70 (28)	人 67 (27)	人 49 (22)	倍 2.2
		一般 行政 (B) (先 行実 施枠)	18	125 (53)	100 (45)	59 (24)	80.0	1.7	55 (20)	27 (11)			3.7
		一般 行政 (B) (通 常枠)	4	80 (35)	55 (20)	20 (8)	68.8	2.8	20 (8)	6 (2)			9.2
		社会 福祉	10	14 (9)	9 (5)	8 (4)	64.3	1.1	8 (4)	6 (3)			1.5
		心理	4	14 (10)	10 (6)	8 (5)	71.4	1.3	8 (5)	6 (5)			1.7
		農学 (A)	7	19 (5)	12 (2)	12 (2)	63.2	1.0	10 (2)	7 (1)			1.7

		農学 (B) (先行実 施枠)	5	9 (5)	7 (5)	4 (3)	77.8	1.8	4 (3)	4 (3)			1.8
		農学 (B) (通常枠)	2	4 (3)	3 (2)	3 (2)	75.0	1.0	3 (2)	3 (2)			1.0
		畜産 (A)	3	7 (5)	6 (4)	5 (4)	85.7	1.2	5 (4)	3 (3)			2.0
		畜産 (B) (先行実 施枠)	2	2 (1)	2 (1)	1 (1)	100.0	2.0	1 (1)	0 (0)			
		畜産 (B) (通常枠)	1	1 (0)	1 (0)	0 (0)	100.0						
		林学 (A)	7	3 (1)	1 (0)	1 (0)	33.3	1.0	1 (0)	1 (0)			1.0
		林学 (B) (先行実 施枠)	5	6 (1)	6 (1)	5 (1)	100.0	1.2	5 (1)	4 (1)			1.5
		林学 (B) (通常枠)	1	1 (0)	1 (0)	0 (0)	100.0						
		水産 (A)	1	1 (1)	1 (1)	1 (1)	100.0	1.0	1 (1)	1 (1)			1.0

水産 (B) (先行実施枠)	1	3 (0)	2 (0)	1 (0)	66.7	2.0	1 (0)	1 (0)			2.0
水産 (B) (通常枠)	1	3 (1)	3 (1)	2 (1)	100.0	1.5	2 (1)	2 (1)			1.5
総合 土木 (A)	13	11 (2)	5 (1)	5 (1)	45.5	1.0	3 (0)	3 (0)			1.7
総合 土木 (B) (先行実施枠)	10	12 (3)	11 (3)	9 (3)	91.7	1.2	8 (2)	7 (2)			1.6
総合 土木 (B) (通常枠)	3	4 (0)	3 (0)	3 (0)	75.0	1.0	2 (0)	2 (0)			1.5
建築	2	0 (0)	0 (0)	0 (0)							
機械	1	5 (0)	2 (0)	1 (0)	40.0	2.0	1 (0)	1 (0)			2.0
電気	1	4 (0)	3 (0)	2 (0)	75.0	1.5	2 (0)	1 (0)			3.0
環境 化学 ・食 品衛 生	6	10 (1)	8 (1)	8 (1)	80.0	1.0	8 (1)	7 (0)			1.1
計 (18職)	145	502 (206)	358 (143)	248 (95)	71.3	1.4	231 (87)	162 (63)	215 (82)	141 (57)	2.5

	種)		[41.0%]	[39.9%]	[38.3%]			[37.7%]	[38.9%]	[38.1%]	[40.4%]	
Ⅱ 種	一般 事務 (A)	8	77 (40)	38 (19)	22 (10)	49.4	1.7	19 (8)	10 (7)			3.8
	一般 事務 (B)	5	20 (10)	10 (5)	10 (5)	50.0	1.0	10 (5)	7 (3)			1.4
	警察 事務	2	32 (22)	23 (16)	8 (6)	71.9	2.9	8 (6)	4 (4)			5.8
	計 (3 職 種)	15	129 (72) [55.8%]	71 (40) [56.3%]	40 (21) [52.5%]	55.0	1.8	37 (19) [51.4%]	21 (14) [66.7%]			3.4
Ⅲ 種	一般 事務 (A)	34	176 (75)	161 (71)	130 (61)	91.5	1.2	120 (55)	55 (28)			2.9
	一般 事務 (B)	5	19 (10)	18 (9)	16 (8)	94.7	1.1	15 (8)	10 (4)			1.8
	警察 事務	2	10 (8)	9 (7)	6 (6)	90.0	1.5	6 (6)	3 (3)			3.0
	林業	1	7 (2)	1 (0)	1 (0)	14.3	1.0	1 (0)	1 (0)			1.0
	総合 土木	3	7 (2)	7 (2)	7 (2)	100.0	1.0	6 (2)	5 (2)			1.4
	建築	1	3 (1)	3 (1)	1 (1)	100.0	3.0	1 (1)	1 (1)			3.0
	電気	1	2 (0)	2 (0)	2 (0)	100.0	1.0	2 (0)	1 (0)			2.0
	計 (7 職 種)	47	224 (98) [43.8%]	201 (90) [44.8%]	163 (78) [47.9%]	89.7	1.2	151 (72) [47.7%]	76 (38) [50.0%]			2.6
	県職員 計 (28 職種)	207	855 (376) [44.0%]	630 (273) [43.3%]	451 (194) [43.0%]	73.7	1.4	419 (178) [42.5%]	259 (115) [44.4%]	403 (173) [42.9%]	238 (109) [45.7%]	2.6
警察官	警察官 A (男性) (第1回)	49	156 <3>	132 <3>	116	84.6	1.1	77	57			2.3

	警察官 A（男 性）（ 第2回 ）	若干 人	14	12	6	85.7	2.0	5	3			4.0
	警察官 A（女 性）（ 第1回 ）	12	50	45	37	90.0	1.2	30	16			2.8
	警察官 A（女 性）（ 第2回 ）	若干 人	7	6	5	85.7	1.2	5	3			2.0
	小 計	61	227	195	164	85.9	1.2	117	79			2.5
	警察官 B（男 性）	47	105 <0>	84 <0>	77	80.0	1.1	71	53			1.6
	警察官 B（女 性）	12	45	41	36	91.1	1.1	32	17			2.4
	小 計	59	150	125	113	83.3	1.1	103	70			1.8
	警察官 計（4 職種）	120	377	320	277	84.9	1.2	220	149			2.1
県職員・警 察官計（32 職種）		327	1,232 (478) [38.8%]	950 (365) [38.4%]	728 (272) [37.4%]	77.1	1.3	639 (245) [38.3%]	408 (151) [37.0%]	623 (240) [38.5%]	387 (145) [37.5%]	2.5
任 期 付	総 合 土 木	9	9 (0)	9 (0)	9 (0)	100.0	1.0	9 (0)	7 (0)			1.3
	林業	3	0 (0)	0 (0)	0 (0)							
	計（2職 種）	12	9 (0) [0.0%]	9 (0) [0.0%]	9 (0) [0.0%]	100.0	1.0	9 (0) [0.0%]	7 (0) [0.0%]			1.3
全合計 (34職種)		339	1,241 (478) [38.5%]	959 (365) [38.1%]	737 (272) [36.9%]	77.3	1.3	648 (245) [37.8%]	415 (151) [36.4%]	632 (240) [38.0%]	394 (145) [36.8%]	2.4

注1 採用予定数は、各試験における最終合格者名簿確定時点の数です。

2 ()内は女性の内数、[]内は女性の占める割合です。

3 警察官の数は、本県を第一志望とする者の数です。〈 〉内の数は、共同試験実施に係る他道県を第一志望とする者の数です。

4 任期付の数は、令和6年度中に最終合格者を発表した試験における数です。(令和7年度にわたって実施した試験の数は含みません。)

(2) 選考の状況

ア 身体障がい者を対象とした採用選考(一般事務)

採用予定数		第1次選考				第2次選考		最終倍率 (B)/(D)
		申込者数 (A)	受考者数 (B)	合格者数 (C)	受考率 (B)/(A) ×100	倍率 (B)/(C)	受考者数 合格者数(D) (採用者数)	
人	人	人	人	人	%	倍	人	人
5	22	19	10	86.4	1.9	10	4(3)	4.8

イ 警察官(武道指導)採用選考

採用予定数		第1次選考				第2次選考		最終倍率 (B)/(D)
		申込者数 (A)	受考者数 (B)	合格者数 (C)	受考率 (B)/(A) ×100	倍率 (B)/(C)	受験者数 合格者数(D) (採用者数)	
大卒 程度	人	人	人	人	%	倍	人	人
		7	7	4	100.0	1.8	4	2(1)
高卒 程度	4	人	人	人	%	倍	人	人
		5	5	5	100.0	1.0	5	1(1)

ウ 県職員(任期付経験者)採用選考

採用予定数		第1次選考				第2次選考		最終倍率 (B)/(D)
		申込者数 (A)	受考者数 (B)	合格者数 (C)	受考率 (B)/(A) ×100	倍率 (B)/(C)	受考者数 合格者数(D) (採用者数)	
一般 事務	若干人	人	人	人	%	倍	人	人
		3	3	3	100.0	1.0	3	3(3)
総合 土木	—	—	—	—	—	—	—	—

エ 県職員(教育行政職)採用選考

採用予定数		第1次選考				第2次選考		最終倍率 (B)/(D)
		申込者数 (A)	受考者数 (B)	合格者数 (C)	受考率 (B)/(A) ×100	倍率 (B)/(C)	受考者数 合格者数(D) (採用者数)	
人	人	—	—	—	—	—	—	—
1	0	—	—	—	—	—	—	—

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

岩手県人事委員会は、地方公務員法第8条及び第26条の規定に基づき、議会及び知事に対し、令和6年10月18日に「職員の

給与等に関する報告及び勧告」を行いました。

その概要は、次のとおりです。

(1) 報告の状況

「職員の給与等に関する報告」の状況

別紙第1のとおりです。

(2) 勧告の状況

「職員の給与等に関する勧告」の状況

別紙第2のとおりです。

3 職員の勤務条件に関する措置の要求の状況

(単位：件)

事案名	受理件数	前年度からの 繰越件数	取下げ・打切 り件数	判定件数	次年度繰越件数
—	—	—	—	—	—

4 職員に対する不利益な処分についての審査請求の状況

(単位：件)

事案名	受理件数	前年度からの 繰越件数	取下げ・打切 り件数	判定件数	次年度繰越件数
懲戒免職処分取消請求事案	2	1	0	1	2
懲戒戒告処分取消請求事案	0	1	0	1	0

注 公平事務受託市町村等の件数を含みます。

5 職員からの苦情相談の状況

(単位：件)

任命権者 内 容	知事部局	教育委員会	警察本部	その他	計
任用	0	2	0	6	8
給与	1	0	0	3	4
勤務時間、休暇、服务等	2	3	0	10	15
健康安全等	0	1	0	2	3
セクハラ	0	0	0	0	0
パワハラ	11	2	0	14	27
パワハラ以外のいじめ等	7	0	0	8	15
公平審査	0	0	0	0	0
その他	4	1	1	10	16
計	25	9	1	53	88

注 公平事務受託市町村等の件数を含みます。

報 告

I はじめに

人事委員会は、地方公務員法に基づき、中立かつ専門的な人事機関として、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し調査研究を行い、その結果を報告するとともに、講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に対し勧告することとされている。

この勧告は、公務員の労働基本権制約の代償措置として、社会一般の情勢に適応した、適正な職員の給与、勤務時間その他の勤務条件を確保する機能を有するものである。

このため、本委員会は職員の給与の実態を把握するとともに、民間事業所従業員の給与、生計費などを調査研究し、必要な検討を行ったので、その結果を報告する。

II 職員の給与に関する事項

1 職員の給与決定に関する基礎的諸条件

本委員会は、例年、職員（一般職の職員の給与に関する条例、市町村立学校職員の給与等に関する条例、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の適用を受ける職員をいう。）の給与について、その実態を把握するとともに、国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業所における従業員の給与並びに物価及び生計費等職員の給与を決定するために必要な基礎的諸条件について調査研究を行っているが、本年の概要は、次のとおりである。

(1) 職員の給与等の状況

「令和 6 年職員給与実態調査」によると、本年 4 月 1 日現在における職員の給与等は、次のとおりとなっている。

ア 職員数及び平均年齢等

職員の総数は16,091人であり、昨年比456人（2.8%）の減少となっている。
給料表別に主なものをみると、教育職給料表(2)適用者で233人の減少となっている。

給 料 表 別 職 員 数

区 分	令和6年 4月	令和5年 4月	比 較 増 減	区 分	令和6年 4月	令和5年 4月	比 較 増 減
全 給 料 表	16,091人	16,547人	△456人	研 究 職 給 料 表	181人	184人	△3人
行 政 職 給 料 表	4,565	4,658	△93	医 療 職 給 料 表 (1)	21	25	△4
公 安 職 給 料 表	2,062	2,071	△9	医 療 職 給 料 表 (2)	105	117	△12
教 育 職 給 料 表 (1)	3,010	3,112	△102	医 療 職 給 料 表 (3)	98	98	0
教 育 職 給 料 表 (2)	6,049	6,282	△233				

(注) 1 定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する条例第2条の規定に基づき採用された職員（定年
前再任用短時間勤務職員）、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等
に関する条例第8条、第9条、第11条又は第12条の規定に基づき採用された職員（暫定再任用職
員）、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第3条の規定に基づき採用された職員（任期
付研究員）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条から第4条までの規定に基づき
採用された職員（任期付職員）は、含めていない（以下同じ。）。

2 定年が段階的に引き上げられることに伴い、一般職の職員の給与に関する条例附則第39項及び
市町村立学校職員の給与等に関する条例附則第41項により給料月額が決定される職員は、当分の
間の措置として、民間企業における再雇用を含む60歳台前半の従業員の給与水準等を踏まえて給
与水準が設定されていること等から、同項により給料月額が決定される職員は、含めていない
（以下同じ。）。

3 市町村立学校職員の給与等に関する条例の適用を受ける職員にあっては、同条例における教育
職給料表は教育職給料表(2)に、医療職給料表は医療職給料表(2)にそれぞれ読み替えている（以下
同じ。）。

次に、職員の平均年齢は42.7歳で、昨年に比べ0.1歳低くなっており、給料表別に
みれば、医療職給料表(1)適用者の47.8歳が最も高く、公安職給料表適用者の37.5歳が
最も低くなっている。

給 料 表 別 平 均 年 齢

区 分	令和6年 4月	令和5年 4月	比 較 増 減	区 分	令和6年 4月	令和5年 4月	比 較 増 減
全 給 料 表	42.7歳	42.8歳	△0.1歳	研 究 職 給 料 表	44.1歳	43.9歳	0.2歳
行 政 職 給 料 表	40.7	40.7	0	医 療 職 給 料 表 (1)	47.8	44.6	3.2
公 安 職 給 料 表	37.5	37.6	△0.1	医 療 職 給 料 表 (2)	43.2	43.0	0.2
教 育 職 給 料 表 (1)	45.1	45.1	0	医 療 職 給 料 表 (3)	38.8	39.3	△0.5
教 育 職 給 料 表 (2)	44.7	45.1	△0.4				

また、年齢階層別にみると、55歳以上の階層が3,128人と最も多く、次いで50歳から54歳までの2,976人となっている。

年 齢 階 層 別 職 員 数 及 び 構 成 比

区 分	令和6年4月		令和5年4月		比較増減	
	人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比
計	16,091人	100.0%	16,547人	100.0%	△456人	－%
19歳以下	93	0.6	93	0.6	0	0.0
20歳～24歳	1,182	7.4	1,245	7.5	△63	△0.1
25歳～29歳	1,886	11.7	1,886	11.4	0	0.3
30歳～34歳	1,691	10.5	1,635	9.9	56	0.6
35歳～39歳	1,341	8.3	1,316	8.0	25	0.3
40歳～44歳	1,638	10.2	1,755	10.6	△117	△0.4
45歳～49歳	2,156	13.4	2,278	13.8	△122	△0.4
50歳～54歳	2,976	18.5	3,157	19.1	△181	△0.6
55歳以上	3,128	19.4	3,182	19.2	△54	0.2

イ 平均給与月額

職員の平均給与月額は388,891円であり、昨年に比べ1,967円（0.5%）の増加となっており、また、行政職給料表適用者の平均給与月額は350,965円であり、昨年に比べ3,429円（1.0%）の増加となっている。

給 料 表 別 平 均 給 与 月 額

区 分	令和6年4月(A)	令和5年4月(B)	比較増減(A-B)	比率(A-B)/B×100
全 給 料 表	388,891円	386,924円	1,967円	0.5%
行 政 職 給 料 表	350,965	347,536	3,429	1.0
公 安 職 給 料 表	356,188	352,016	4,172	1.2
教 育 職 給 料 表(1)	421,496	418,469	3,027	0.7
教 育 職 給 料 表(2)	412,088	411,437	651	0.2
研 究 職 給 料 表	389,483	388,425	1,058	0.3
医 療 職 給 料 表(1)	833,562	832,149	1,413	0.2
医 療 職 給 料 表(2)	371,721	368,542	3,179	0.9
医 療 職 給 料 表(3)	332,986	329,845	3,141	1.0

（注）給与月額は、給料月額に給料の調整額、教職調整額等、扶養手当、給料の特別調整額、管理職手当、地域手当、初任給調整手当、住居手当、単身赴任手当の基礎額、特勤勤務手当等、へき地手当等及び寒冷地手当を加えた額である。

ウ 平均経験年数

職員の平均経験年数は20.8年で、昨年に比べ0.2年短くなっており、給料表別にみれば、医療職給料表(1)適用者の22.8年が最も長く、医療職給料表(3)適用者の16.3年が最も短くなっている。

給料表別平均経験年数

区 分	令和6年 4月	令和5年 4月	比 較 増 減	区 分	令和6年 4月	令和5年 4月	比 較 増 減
全 給 料 表	20.8年	21.0年	△0.2年	研 究 職 給 料 表	21.3年	21.1年	0.2年
行 政 職 給 料 表	19.8	19.8	0	医 療 職 給 料 表 (1)	22.8	19.6	3.2
公 安 職 給 料 表	16.9	17.0	△0.1	医 療 職 給 料 表 (2)	20.0	20.0	0.0
教 育 職 給 料 表 (1)	22.5	22.4	0.1	医 療 職 給 料 表 (3)	16.3	16.7	△0.4
教 育 職 給 料 表 (2)	22.2	22.6	△0.4				

エ 性別構成

職員の性別構成比は、男性57.6%、女性42.4%であり、昨年に比べ女性の割合は0.6ポイントの増加となっている。

給料表別性別職員数及び構成比

区 分	令和6年4月				令和5年4月				比較増減			
	男 性		女 性		男 性		女 性		男 性		女 性	
	人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比
全 給 料 表	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
全 給 料 表	9,266	57.6	6,825	42.4	9,628	58.2	6,919	41.8	△362	△0.6	△94	0.6
行 政 職 給 料 表	3,015	66.0	1,550	34.0	3,113	66.8	1,545	33.2	△98	△0.8	5	0.8
公 安 職 給 料 表	1,820	88.3	242	11.7	1,839	88.8	232	11.2	△19	△0.5	10	0.5
教 育 職 給 料 表 (1)	1,632	54.2	1,378	45.8	1,727	55.5	1,385	44.5	△95	△1.3	△7	1.3
教 育 職 給 料 表 (2)	2,595	42.9	3,454	57.1	2,725	43.4	3,557	56.6	△130	△0.5	△103	0.5
研 究 職 給 料 表	127	70.2	54	29.8	136	73.9	48	26.1	△9	△3.7	6	3.7
医 療 職 給 料 表 (1)	17	81.0	4	19.0	20	80.0	5	20.0	△3	1.0	△1	△1.0
医 療 職 給 料 表 (2)	50	47.6	55	52.4	59	50.4	58	49.6	△9	△2.8	△3	2.8
医 療 職 給 料 表 (3)	10	10.2	88	89.8	9	9.2	89	90.8	1	1.0	△1	△1.0

オ 学歴別構成及び修学年数

職員の学歴別構成比は、大学卒77.4%、短大卒4.4%、高校卒18.2%、中学卒0.0%（0.01%）であり、大学卒、短大卒及び高校卒において昨年に比べ人員は減少しているが、構成比は同一となっている。

また、平均修学年数は、15.2年となっている。

学 歴 別 構 成 及 び 平 均 修 学 年 数

区 分	令和6年4月		令和5年4月		比較増減	
	人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比
大 学 卒	12,450人	77.4%	12,807人	77.4%	△357人	0.0%
短 大 卒	706	4.4	730	4.4	△24	0.0
高 校 卒	2,934	18.2	3,009	18.2	△75	0.0
中 学 卒	1	0.0	1	0.0	0	0.0
平均修学年数	15.2年		15.2年		0.0年	

(2) 民間給与の状況

職員給与と民間給与との精密な比較を行うため、人事院と共同して、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所519（母集団事業所）のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した146の事業所を対象に、「令和6年職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査では、公務の職種と類似すると認められる事務・技術関係、教育関係、医療関係等76職種の3,094人について、本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等を実地に調査した。また、各事業所における給与改定の状況等についても併せて調査した。

本年の「職種別民間給与実態調査」の調査完了率は、民間事業所の理解を得て、84.9%と非常に高く、調査結果は、県内民間事業所の給与の状況を反映したものとなっている。

【参考】

本県における層化無作為抽出法による調査対象事業所の抽出について

- 1 県内に所在する事業所を組織、規模、産業により10層のグループに区分する。（層化）
- 2 層の中から無作為に事業所を抽出する。（無作為抽出）

ア 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で12.6%（昨年17.7%）、高校卒で16.5%（同13.6%）となっている。そのうち初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で48.7%（同49.7%）、高校卒で78.5%（同52.6%）となっており、新卒事務員・技術者の初任給の平均額は、大学卒で209,672円（同192,953円）、高校卒で169,087円（同166,722円）となっている。

（附属資料 第18表及び第19表 参照）

イ 給与改定の状況

ベースアップを実施した事業所の割合は、一般の従業員（係員）で63.0%（昨年49.8%）、課長級では58.7%（同40.7%）、ベースアップを中止した事業所の割合は一般の従業員（係員）で6.0%（同7.8%）、課長級では6.1%（同11.6%）、ベースダウンを実施した事業所の割合は、一般の従業員（係員）、課長級ともに0.0%（同0.0%）となっている。

また、定期昇給を実施した事業所の割合は、一般の従業員（係員）で83.8%（同82.5%）、課長級では82.0%（同70.6%）となっているほか、昨年に比べて昇給額が増額となっている事業所の割合は、一般の従業員（係員）で39.1%（同28.0%）、課長級では40.5%（同22.0%）、減額となっている事業所の割合は、一般の従業員（係員）で2.4%（同5.4%）、課長級で2.7%（同5.5%）となっている。

給 与 改 定 の 状 況

項 目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップ の 慣 行 なし
係 員	63.0%	6.0%	0.0%	30.9%
課 長 級	58.7%	6.1%	0.0%	35.2%

（注） ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計したものである。

定 期 昇 給 の 実 施 状 況

項 目 役職段階	定期昇給制度あり						定期昇給 制度なし
	定期昇給実施					定期昇給 中 止	
		増 額	減 額	変化なし			
係 員	83.8%	83.8%	39.1%	2.4%	42.3%	0.0%	16.2%
課 長 級	82.0%	82.0%	40.5%	2.7%	38.9%	0.0%	18.0%

（注） 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計したものである。

(3) 物価及び生計費

総務省統計局の調査による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月に比べて盛岡市で3.1%、全国で2.5%の増加となっている。

総務省統計局の家計調査を基礎として本委員会が算定した本年4月における盛岡市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ125,120円、150,770円及び176,430円となっている。

(附属資料 第23表及び第24表 参照)

2 職員の給与水準

(1) 職員給与と民間給与との比較

職員給与は、民間事業所における従業員の給与を広く把握し、民間給与の水準をより適切に反映させることとしている。

ア 月例給

給与は、一般的に、職種をはじめ、役職段階、学歴、年齢等の要素に応じてその水準が定まっており、これらの要素が異なれば給与水準も異なることから、職員給与と民間給与を比較する場合、両者の単純な平均値で比較することは適当でなく、給与決定要素を合わせて比較（同種・同等比較）することとしている。

本年の職員給与と民間給与の較差（公民較差）については、「職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員にあっては行政職給料表適用者、民間にあってはこれに類似する職種の者について、責任の度合、学歴、年齢等が同等と認められる者同士の本年4月分の給与を対比し、職員の人員構成で加重平均するラスパイレース方式により精密に比較したところ、その結果、職員給与が民間給与を1人当たり平均10,958円（3.11%）下回っている。

職 員 給 与 と 民 間 給 与 と の 較 差

公 民 比 較 給 与		較 差 (A) — (B)	
民 間 (A)	職 員 (B)	較 差 額	較 差 率
3 6 3, 6 3 5 円	3 5 2, 6 7 7 円	1 0, 9 5 8 円	3. 1 1 %

(注) 職員の比較給与種目は、給料月額、給料の調整額、扶養手当、給料の特別調整額、地域手当、初任給調整手当、住居手当、単身赴任手当の基礎額、特勤勤務手当等、へき地手当等及び寒冷地手当である。

【参考】

ラスパイレス方式による公民較差の算出方法について

個々の職員に役職段階、学歴、年齢階層を同じくする民間事業所従業員の平均給与額を支給した場合に要する支給総額 (A) と、実際に支給されている職員給与の支給総額 (B) とを比較して、どの程度の差があるか算出するものである。

なお、算出方法の違いにより、行政職給料表適用者の平均給与月額 (Ⅱの1の(1)のイ) 及び民間事業所従業員の平均所定内給与月額 (Ⅱの2の(1)のイ) とは異なるものである。

$$\text{公民較差}(\%) = (A - B) / B \times 100$$

イ 特別給

民間事業所における特別給の支給割合 (月数) を算出し、これを職員の期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給月数と比較した。

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、平均所定内給与月額の4.59月分に相当しており、職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数 (4.50月分) が民間事業所の特別給の年間支給割合を0.09月分下回っている。

民 間 に お け る 特 別 給 の 支 給 状 況

項	目	金 額 等
平均所定内給与月額	下 半 期 (A 1)	339,466 円
	上 半 期 (A 2)	353,949 円
特別給の支給額	下 半 期 (B 1)	809,058 円
	上 半 期 (B 2)	782,711 円
特別給の支給割合	下 半 期 (B 1 / A 1)	2.38 月分
	上 半 期 (B 2 / A 2)	2.21 月分
	計	4.59 月分

(注) 下半期とは令和5年8月から令和6年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間である。

(2) 本県と国及び他の都道府県との給与比較

令和5年4月における行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員の俸給を100とし、本県の行政職給料表適用者の給料の月額と比較したラスパイレス指数は99.5となっている。

国家公務員及び他の都道府県職員との比較

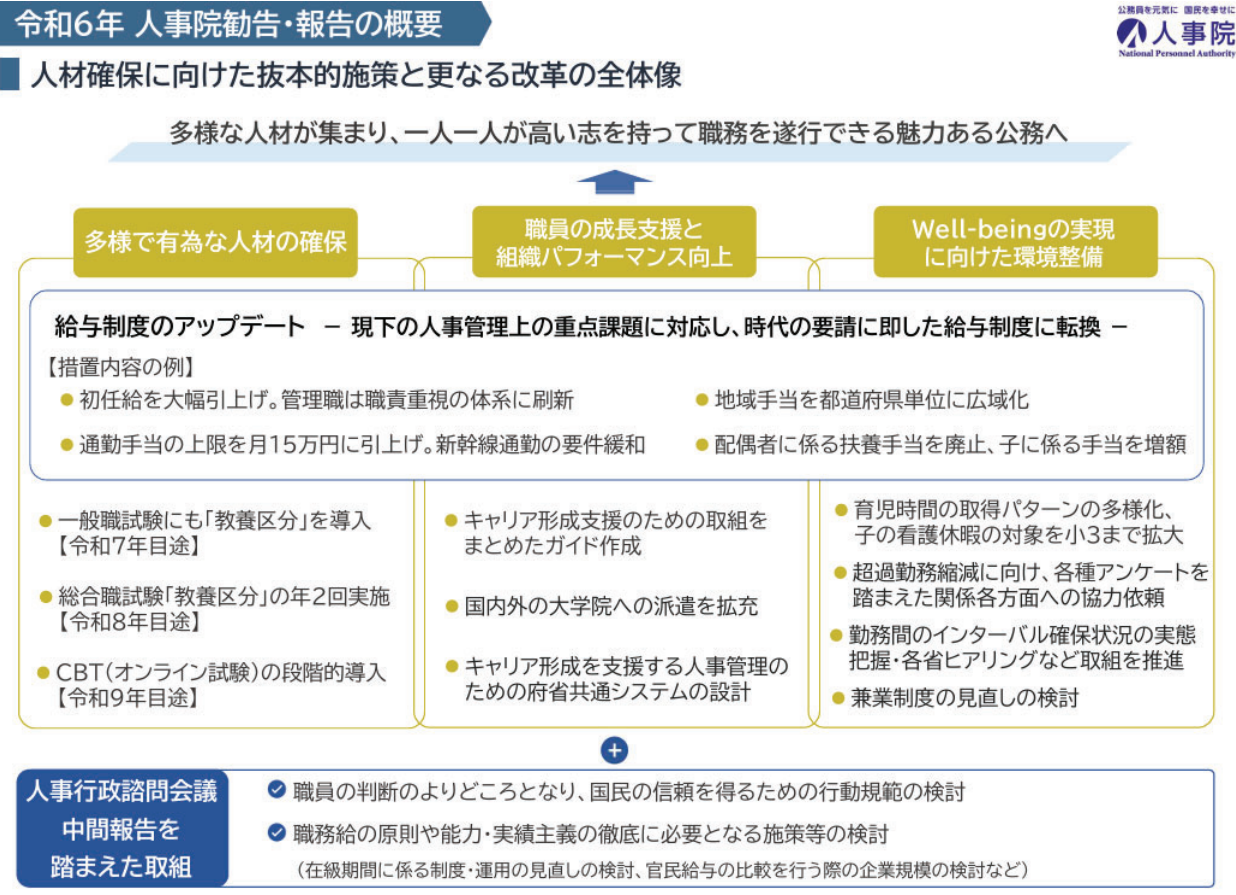
区 分	本県職員	国家公務員	都道府県職員 (全国平均)	東北他県職員 (5県職員)
ラスパイレス指数	99.5	100.0	99.6	96.8～100.2

(注) ラスパイレス指数とは、行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員の俸給とこれに相当する地方公共団体職員の給料の月額を、学歴別、経験年数別によるラスパイレス方式により国を100として比較したもので、令和5年4月1日現在の総務省公表値である(令和6年4月の指数は未公表)。

3 人事院の給与等に関する報告及び勧告

人事院は、本年8月8日に、国会及び内閣に対し、「公務員人事管理に関する報告」、「職員の勤務時間の改定に関する勧告」、「職員の給与に関する報告」及び「職員の給与の改定に関する勧告」を行った。

その概要は、次のとおりである。



■ 本年の給与改定(勧告)

民間給与の状況を反映して、約30年ぶりとなる高水準のベースアップ

月例給 【本年4月分の民間給与を調査して官民比較】 【令和6年4月実施】

✓ **官民較差: 11,183円(2.76%)**

- 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ 給与制度のアップデートの先行実施
 【総合職(大卒)】230,000円(+14.6%[+29,300円]) 【一般職(大卒)】220,000円(+12.1%[+23,800円])
 【一般職(高卒)】188,000円(+12.8%[+21,400円])
- 若年層に特に重点を置きつつ、全ての職員を対象に全俸給表を引上げ改定
 - ※ おおむね30歳台後半までの職員に重点を置いて改定
 行政職俸給表(一)の平均改定率は、1級[係員] 11.1%、2級[主任等] 7.6%、全体 3.0%
 - ※ 官民較差はいわゆる「ペア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約4.4%の給与改善

ボーナス 【直近1年間(昨年8月～本年7月)の民間の支給状況を調査して官民比較】 【令和6年4月実施】

✓ **年間 4.50 月分 → 4.60 月分** 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.05月分引上げ

寒冷地手当 【手当額改定:令和6年4月実施、支給地域改定:令和7年4月実施】

✓ **民間の同種手当の支給額を踏まえ、月額を11.3%引上げ。新たな気象データに基づき、支給地域を改定**

令和6年 人事院勧告・報告の概要

■ 給与制度のアップデート(勧告) 【令和7年4月実施(初任給・若年層の水準引上げは、令和6年4月に先行実施)】

✓ **現下の人事管理上の重点課題に対応し、俸給及び地域手当・通勤手当・ボーナス等の諸手当にわたり包括的に給与制度を整備**

- 俸給** 初任給・若年層の水準を大幅引上げ
 係長以上はより職責重視の体系とし、特に本府省課室長級は役割に見合う処遇に抜本的に見直し
- 地域手当** 都道府県単位(中核的な市は個別指定)とし、級地を5段階に削減の上で最新民間賃金を反映(激変緩和を措置)
 異動保障を3年間に延長
- 通勤手当等** 支給限度額を月15万円に引上げ、この範囲内で特急料金も全額支給 新幹線通勤等の要件緩和
- 扶養手当** 配偶者に係る手当を廃止、子に係る手当を増額
- ボーナス** 成績優秀者への勤勉手当の支給上限を引上げ(標準者の約3倍まで可能に) 任期付専門人材のボーナス拡充
- その他手当** 管理職員の平日深夜勤務に対する手当の対象時間帯拡大
 再任用職員の手当拡大(住居手当、特地勤務手当、寒冷地手当等)

■ 国家公務員の育児休業法の改正(意見の申出) 【民間労働法制の施行から遅れることなく実施】

- ✓ **民間労働法制の内容も踏まえ、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を拡充**
 - ・ 1年につき10日相当、1日の上限時間数なく育児時間を取得できるパターンを選択可能に
 - ・ 非常勤職員の育児時間について、対象となる子の範囲を小学校就学前の子に拡大

4 本年の給与改定

本委員会は、冒頭述べたとおり、労働基本権制約の代償措置としての機能を十分に踏まえながら、地方公務員法に定める給与決定の諸原則に従い、県内の民間事業所従業員の給与を重視しつつ、国及び他の都道府県の職員の給与その他の諸事情を総合的に勘案し、検討を行ったところである。

(1) 給料表

人事院においては、国家公務員の月例給が民間給与を11,183円（2.76%）下回っていることから、民間給与との均衡及び民間企業における初任給の動向等を踏まえ、初任給を始め若年層に特に重点を置いて俸給表全体の水準を引き上げる勧告を行った。

本県においては、前記2の(1)のとおり、本年4月時点の行政職給料表適用職員の月例給が民間給与を10,958円（3.11%）下回っていることから、当該較差等を考慮し、これに見合うよう月例給の引上げ改定を行うことが適当である。

その場合、本県においても民間企業における初任給の動向等を踏まえ、初任給を始め若年層に特に重点を置いて給料表全体の水準を引き上げる改定を行うことが適当である。

また、行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に所要の改定を行うことが適当である。

これらの改定は、本年4月時点の比較に基づいて職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施することが適当である。

定年前再任用短時間勤務職員、任期付研究員及び特定任期付職員についても、職員の改定状況を踏まえ引上げ改定を行い、本年4月に遡及して実施することが適当である。

(2) 初任給調整手当

医師等に対する初任給調整手当について、医療職給料表(1)の改定状況を勘案し、所要の改定を行い、本年4月に遡及して実施することが適当である。

(3) 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当については、職員の年間支給月数（4.50月分）が、昨年8月から本年7月までの1年間における民間事業所の特別給の支給割合（4.59月分）を下回っていることから、民間事業所との均衡を図るため、支給月数を0.10月分引き上げ、4.60月分とすることが適当である。

また、支給月数の引上げ分は、民間事業所の特別給の支給状況等を踏まえつつ、勤務実績に応じた給与面での処遇を推進するため、勤勉手当に0.10月分を配分する。

なお、支給期への配分については、本年度は12月期に配分し、令和7年度以降は、6月期及び12月期に均等になるよう配分する。

定年前再任用短時間勤務職員については、支給月数を0.05月分引き上げ、2.40月分とすることが適当である。支給月数の引上げ分は期末手当及び勤勉手当に0.025月分ずつ均等に配分し、支給期への配分については職員と同様とする。

任期付研究員及び特定任期付職員については、期末手当の支給月数を0.05月分引き上げ、3.45月分とすることが適当である。任期付研究員の支給期への配分については、職員と同様とする。特定任期付職員の支給期への配分については、本年度は職員と同様とし、令和7年度以降は5の(2)のカの(イ)に記載のとおりとする。

(4) 寒冷地手当

人事院においては、民間の同種手当の支給額が、公務を11.3%上回っていたことから、寒冷地手当の月額を11.3%引き上げるとともに、平成27年の見直しから9年が経過したことから、新たな気象データ（1991年から2020年までの30年平均値を用いた「メッシュ平年値2020」）を、地域の区分の指定基準に当てはめ、支給地域を改定するよう勧告を行った。

本県においても、人事院勧告に準じて、支給月額及び支給地域の改定を行うことが適当である。

なお、支給地域の改定に伴い、支給地域に該当しないこととなる地域については、これまでの受給者に与える影響を考慮した所要の経過措置等を講ずることが適当である。

また、支給月額の改定は本年度から、その他の改定は令和7年4月から実施することが適当である。

5 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）

(1) 人事院における考え方

人事院においては、公務員人事管理をめぐる重点課題（①多様で有為な人材の確保、②職員の成長支援と組織パフォーマンスの向上、③Well-beingの実現に向けた環境整備）に対応するため、「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」（以下「給与制度のアップデート」という。）として、次の6点を主眼に包括的な見直しを行い、時代の要請に即した給与制度への抜本的な転換を図ることとした。

ア 若年層の採用等におけるより競争力のある給与水準の設定

民間の動向や人材確保の困難性を踏まえ、給与面での競争力を更に高めることができるよう、初任給を始めとする若年層の給与水準を引上げ

イ 職務や職責をより重視した俸給体系等の整備

民間企業における職務や職責に応じた処遇を重視する傾向を踏まえ、人材確保や組織パフォーマンス向上の観点から、職務や職責をより重視した俸給体系に見直し

ウ 能力・実績をより適切に反映した昇給・ボーナスの決定

勤務成績を適切に反映できるよう、昇給やボーナスを見直し

エ 地域における民間給与水準の反映

地域をまたぐ異動の円滑化等に資するよう、地域手当を見直し

オ 採用や異動をめぐる様々なニーズへの適応

採用や人員配置の円滑化に資するよう、通勤手当や単身赴任手当等を見直し

カ その他環境の変化への対応

家族の在り方やライフスタイルが多様化する中で、生活補助的な給与についても、官民の状況の変化を踏まえ、扶養手当を見直し

(2) 本委員会における措置内容

本委員会では、去年の「職員の給与等に関する報告及び勧告」（以下「報告」という。）において、有為な人材の確保等のため、給与制度のアップデートを踏まえた見直しの必要性について言及したところである。

人事院が掲げる人事管理上の重点課題は、本県においても共通するものであり、国と同様に時代の要請に即した給与制度に転換を図っていく必要があることから、本県の実情を踏まえながら、給与制度のアップデートの内容に準じ、見直すことが適当である。

ア 給料表

(ア) 行政職給料表

行政職給料表（１級・２級）については、採用市場における給与面での競争力を向上させるため、初任給を始め、若年層が在職する号給に特に重点を置いて引き上げることが適当である。

行政職給料表（３級～７級）については、各級の初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額を引き上げることが適当である。

行政職給料表（８級～１０級）については、各級の初号の給料月額を引き上げつつ上下の隣接する職務の級間での給料月額の重なりを解消し、上位の級に昇格することに伴い現在よりも大きく給与が上昇する仕組みとすることが適当である。また、現行の号給を大きくくり化して各級を給料月額の刻みの大きい号給構成とし、昇給制度について、成績優秀者のみに大きな給与上昇を確保する仕組みに見直すことが適当である。

(イ) 行政職給料表以外の給料表

任期付研究員給料表及び特定任期付職員給料表を除き、行政職給料表との均衡を基本に所要の改定を行うことが適当である。この場合、前記行政職給料表（８級～１０級）の措置の対象となる給料表及び職務の級は、次のとおりとする。

給料表	職務の級
公安職給料表	９級
研究職給料表	５級
医療職給料表(1)	４級

イ 地域手当

人事院勧告に準じて、級地区分及び支給割合を見直すとともに、所要の経過措置を講ずることが適当である。

ウ 扶養手当

国と同様、本県においても、配偶者に手当を支給する民間事業所の割合や、配偶者を扶養親族とする本県職員の割合が減少傾向にあるなど、配偶者に係る手当をめぐる状況の変化等が認められることに加え、少子化対策が喫緊の課題となっていることを踏まえ、配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る手当額を13,000円に引き上げることが適当である。

なお、受給者への影響をできるだけ少なくする観点から、段階的に実施することとし、各年度の具体的な手当額は、次のとおりとする。

扶養親族		年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度以降
配偶者	行政職給料表7級以下		6,500円	3,000円	(支給しない)
	行政職給料表8級		3,500円	(支給しない)	(支給しない)
子			10,000円	11,500円	13,000円

(注)「行政職給料表7級以下」及び「行政職給料表8級」には、これらに相当する職務の級を含む。

エ 通勤手当

広大な県土を有する本県の実情や職員の通勤実態等を踏まえ、新幹線鉄道等の利用に係る特別急行料金及び高速自動車国道の利用に係る料金を含む通勤手当の支給限度額を、1か月当たり150,000円に引き上げ、この支給限度額の範囲内で全額を支給するとともに、新幹線鉄道等又は高速自動車国道の利用により通勤時間が片道30分以上短縮されることを求める要件を廃止することが適当である。

オ 管理職員特別勤務手当

管理職員の勤務実態に応じた適切な処遇を確保する観点から、超過勤務手当が支給されない管理職員が平日深夜に勤務した場合に支給される手当の対象時間帯を午後10時から午前5時までとすることが適当である。

また、特定任期付職員及び任期付研究員（招へい型）に対し、平日深夜に係る手当を支給することが適当である。

カ 特別給（ボーナス）

(ア) 勤勉手当の成績率

人事院は、特に高い業績を挙げた者に対してより高い水準の処遇が可能になるよう、勤勉手当の成績率の上限を引き上げるとともに、各府省の実情に応じてより柔軟に最上位の成績区分の適用者を決定できることとする報告を行った。

本県においても、人事院勧告の趣旨を踏まえ、任命権者の実情に応じ、職員の能力・実績をより適切に給与に反映できる勤勉手当制度の在り方について検討を行う必要がある。

(イ) 特定任期付職員の勤勉手当

特定任期付職員業績手当を廃止し、勤勉手当を支給することが適当である。

キ 定年前再任用短時間勤務職員等の給与

地域手当（医療職給料表(1)が適用される職員に限る。）、特勤勤務手当、特勤勤務手当に準ずる手当及び寒冷地手当を支給することが適当である。

1 人材の確保及び育成

(1) 有為な人材の確保

人口減少・少子高齢化の進行やデジタル化の進展など、本県を取り巻く環境が大きく変化している中、複雑化・多様化する行政課題に的確に対応しながら、質の高い県民サービスを継続的に提供していくためには、高い先見性とグローバルな視点を備え、世界の中の岩手を意識しながら、県民視点で県全体の利益を追求することができる人材を安定的に確保し、育成していく必要がある。

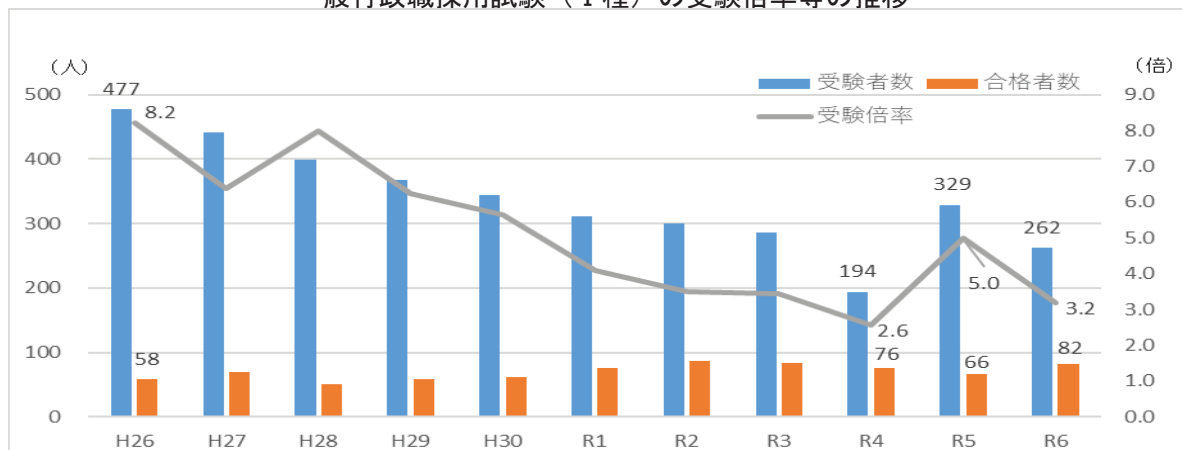
一方で、近年、少子化の影響による受験年齢層の人口減少に加え、国や他の地方公共団体、民間企業等との間で人材獲得競争が激化しており、本県の人材確保は非常に厳しい状況にある。特に、専門職においては、採用予定者数を確保できない職種もあるなど、このような状況が継続すると、県行政の運営にも支障をきたすことが強く懸念される。

人事院においては、国家公務員の人材確保が危機的な状況にあることを踏まえ、本年の「職員の給与に関する報告」において、公務組織を支える多様で有為な人材を確保するためには、処遇面での取組が不可欠であるとして、給与制度のアップデートを行い、時代の要請に即した給与制度への抜本的な転換を図ることとした。

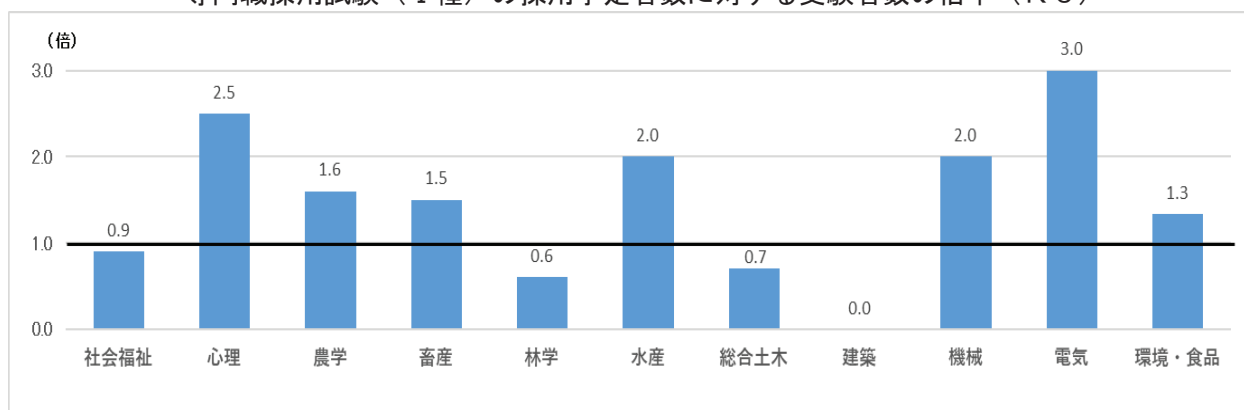
この中で、人材確保を支える給与処遇を実現するためには、潜在的志望者層にも訴求し得る給与制度とする必要があるとして、採用市場における競争力を向上させるための若年層の給与水準の引上げ、係長以上の俸給水準の底上げによる早期昇格者や民間等からの採用者の処遇改善、ボーナスにおける実績反映の拡大による優秀者の年収増加、採用における多様なニーズに適応した手当支給の拡大などの措置を講ずることとしている。

こうした状況を踏まえ、本県においても、多様で有為な人材を確保していくためには、更なる試験制度の見直しや情報発信の充実強化、働きやすい勤務環境の整備などの取組に加え、給与制度のアップデートを踏まえた処遇の改善を図っていく必要がある。

一般行政職採用試験（Ⅰ種）の受験倍率等の推移



専門職採用試験（Ⅰ種）の採用予定者数に対する受験者数の倍率（R6）



（任命権者の取組）

任命権者においては、インターンシップやOB・OG訪問の受入れ、大学訪問に加え、県の施設見学と合わせた業務説明会等を行っているほか、都道府県等での行政経験を有する者を対象とした選考試験を実施するなど、専門職等の人材確保に努めている。

また、SNS等を活用した広報活動による志望者の掘り起こし、採用内定者ガイダンスの開催や定期的な情報発信等による合格者の辞退防止などにも取り組んでいるところである。

（任命権者への要請）

任命権者においては、各種説明会やインターンシップの機会等を通じて、公務職場の魅力や県職員の業務のやりがいをこれまで以上にアピールすることにより、学生等の志望意欲を喚起していくことが重要であり、引き続き、本委員会と連携を密にしながら、志望者のニーズに即した情報発信に一層努めていく必要がある。

また、長時間勤務の解消や休暇の取得促進による働き方改革の推進、仕事と育児・介護等の両立支援などの取組を進め、働きやすい職場環境の整備を一層推進することにより、公務職場の魅力を高めていくことも重要である。

併せて、今般の給与制度のアップデートや、激しさを増している国や他の地方公共団体、民間企業等との人材獲得競争の状況等を踏まえ、公務を取り巻く環境の変化に応じた処遇の改善についても検討する必要がある。

障がい者の採用については、任命権者において、障がい者活躍推進計画に基づき、障がい者の計画的な採用を行っているところであるが、引き続き、積極的な採用を進めるとともに、障がいのある職員が、障がいの内容や程度に応じて能力を発揮できるよう、採用後に担う具体的な業務や職場環境の整備等に取り組む必要がある。

（人事委員会の対応）

本委員会においては、これまで受験者の確保に向け、公務員志望者だけでなく、民間企業等との併願者や社会人経験者を対象とした試験（Ⅰ種試験（アピール試験型））の新設や、民間企業の採用活動の早期化に対応した先行試験の実施に加え、オ

ンライン等による業務説明会の開催や、SNS等を活用した情報発信などの取組を行ってきた。

さらに、今年度からは、Ⅰ種試験（アピール試験型）の対象職種を拡大し、受験要件の上限年齢を引き上げるとともに、Ⅱ種試験及びⅢ種試験に勤務地を沿岸・県北地域に限定した事務職の職種区分を、Ⅲ種試験に建築職の職種区分を追加したほか、警察官試験の日程を前倒し、試験回数を増やすなど、更なる見直しを図ったところである。

こうした取組により、一般行政職や警察官、一部の専門職では、受験者が増加するなど、一定の効果が見られたところである。

今後も、これまでの取組の効果検証を行いながら、更なる試験制度の見直しに向けた検討を継続していくとともに、受験者の大多数が情報収集の手段としているホームページの一層の充実や、より効果的な説明会への見直し等により、公務の魅力発信の強化を図り、受験者の確保につなげていく。

また、専門職の人材確保については、任命権者と連携し、各種説明会等において、県職員の業務内容や魅力に加え、将来のキャリアについてもイメージできるように、これまで以上にきめ細かく丁寧な説明を行うなど、より一層取組を強化していく。

加えて、採用市場における競争力の向上を図り、潜在志望者層にも訴求し得るよう、給与制度のアップデート等を踏まえ、処遇の改善についても検討を進めていく。

障がい者の採用選考に当たっては、受験者の要望を踏まえ、手話通訳や点字試験の実施等の障がいの特性を踏まえた配慮を行っているところであり、今後も任命権者と連携し、障がいのある職員の確保に取り組んでいく。

(2) 人材育成

複雑化・多様化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを提供するためには、多様な個性や価値観を持った職員が互いを認め合い、高い意欲とやりがいを持って能力を十分に発揮できるよう、職員の意識改革と能力向上に取り組んでいくことが重要である。

職員の育成にあたっては、働き方のニーズやライフスタイルが多様化している中、異なるバックグラウンドやキャリア意識を持つ職員一人ひとりの職位やキャリア形成に応じ、計画的かつ体系的に推進する必要がある。

加えて、職員の資質や能力の向上を図るためには、管理職員のマネジメント能力向上の取組等を一層進めるとともに、職員の自律的・主体的なキャリア形成を支援していくことも重要である。

(任命権者の取組)

任命権者においては、「いわて県民計画（2019～2028）」長期ビジョンに掲げる目指す職員像である「地域の課題解決に向け、高い先見性とグローバルな視点を備え、世界の中の岩手を意識しながら、県民視点で県全体の利益を追求する職員」の育成に向け、研修体系の整備や研修内容の充実などに取り組んでいる。

(任命権者への要請)

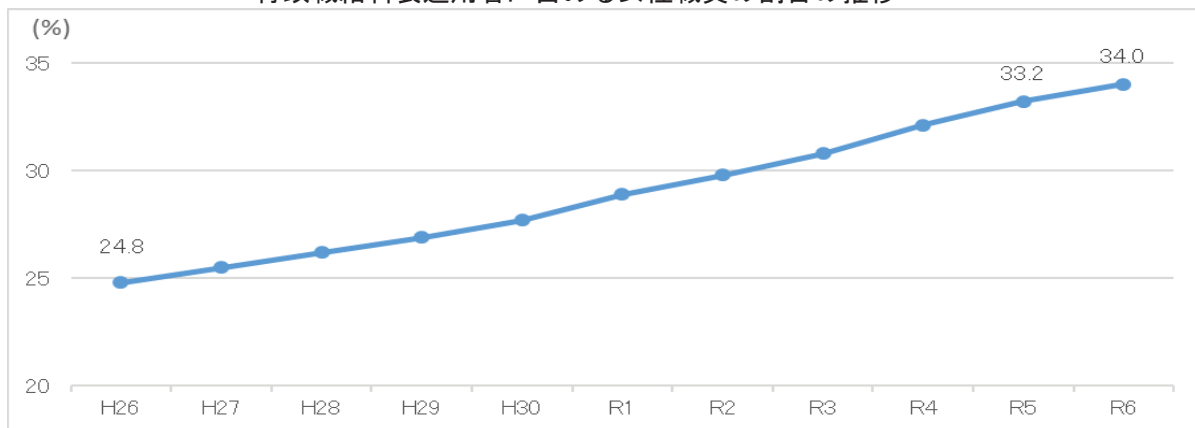
任命権者においては、若年層から高齢層までの全ての職員が、その能力・経験を十分に発揮できるよう、職位に応じた階層別研修等の各種研修を充実させるとともに、職員が自らの希望に応じて主体的に学び、スキルアップを図ることができる環境を整備する必要がある。

また、定年年齢の引上げに伴い、高齢層職員がこれまで培ってきた知識や経験、専門性を十分に発揮できる環境の整備も必要である。

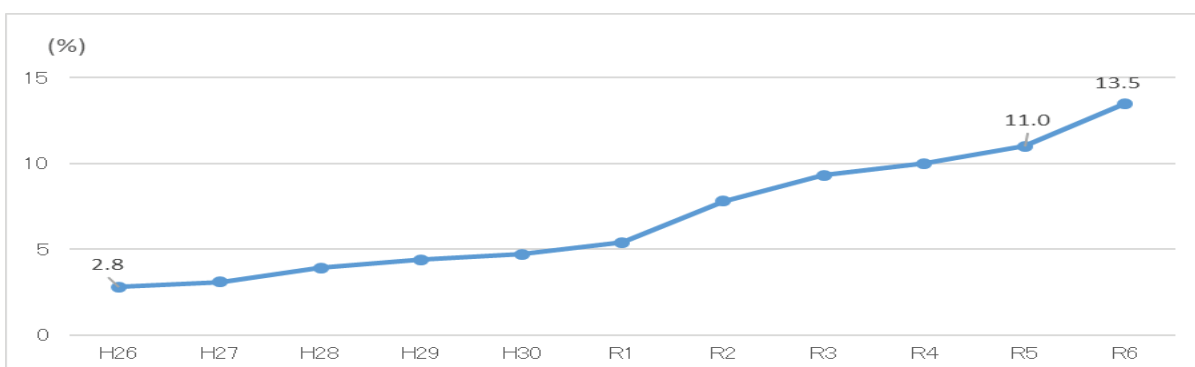
女性職員の活躍推進については、今年度の行政職給料表適用者に占める女性職員の割合は34.0%、管理職員に占める女性職員の割合も13.5%と増加傾向にある。引き続き、女性職員に多様な経験を積ませ、積極的に登用を進めていくとともに、高い職責を担うことを見据えたキャリア形成の道筋を示すなど、自らの意欲を引き出す取組を進めていく必要がある。

併せて、女性リーダーの養成やキャリア形成等に関する研修の充実、ジョブローテーションによる段階的な能力向上などを通じ、女性活躍に向けた職場環境づくりにも継続して取り組む必要がある。

行政職給料表適用者に占める女性職員の割合の推移



行政職給料表適用者のうち管理職員（総括課長級以上）に占める女性職員の割合の推移



2 職員の幸福の実現に向けた働き方改革と勤務環境の整備

本県においては、「いわて県民計画（2019～2028）」第2期行政経営プランに基づき、出産・育児・介護などの生活の状況や、組織体制を取り巻く環境変化に適切に対応し、高いパフォーマンスを発揮し続けることを目指し、業務の効率的な運営や柔軟な働き方の推進により、仕事と生活の調和を図り、職員が明るく、いきいきと働くことができる職場環境の実現に向けて取り組んでいる。

職員が心身の健康を維持し、仕事と生活の調和を図ることにより、幸福を感じながら、意欲を持って職務を遂行していくためには、個々の職員の希望や事情に応じた柔軟な働き方の実現や、両立支援、長時間勤務の解消、ハラスメント対策、職員の健康管理に関する課題の解消等の取組を重点的に進め、良好な勤務環境の整備を、より一層推進していく必要がある。

(1) 柔軟な働き方の推進

柔軟な働き方の推進に当たっては、個々の職員のライフスタイルや仕事に対する価値観が多様化する中、多様な人材を活かし、それぞれの職員が活躍できる環境を整えることが重要である。

特に、フレックスタイム制や在宅勤務制度等による柔軟な働き方は、仕事と生活の調和の実現や業務の効率化につながるとともに、職場の魅力を高め、柔軟な働き方への関心が高い世代のニーズにも合致することから、多様で有為な人材の確保にも資するものである。

また、勤務間のインターバルにより、睡眠時間を含む生活時間を十分に確保することは、健康の保持に不可欠であり、仕事と生活の調和を図る上でも重要である。

(制度の導入状況及び任命権者の取組等)

ア フレックスタイム制

本県においては、本委員会が令和2年の報告において、柔軟な働き方に対応した職場環境の整備の必要性について言及したことを踏まえ、子の養育又は配偶者、父母等の介護をする職員等を対象としたフレックスタイム制を令和4年1月から実施している。

加えて、知事部局においては、本年1月から、単身赴任者等を対象に追加した試行を実施しているところである。

イ 在宅勤務制度

本県においては、令和2年4月から、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした在宅勤務制度を導入し、同年5月からは、職員の多様な働き方を推進するため、子育てや介護等との両立を図る職員に対象を拡大して実施している。

加えて、知事部局及び教育委員会においては、本年6月から、職員の通勤時間の短縮や通勤による心身の負担の軽減、業務の効率化等により、仕事と生活の調和に資することから、公務の運営に当たって支障がないと認められる場合に、子育てや介護等を行う職員に限定せず、対象を拡大して実施しているところである。

ウ 勤務間インターバル制度

国において、本年4月から、各省各庁の長に対して勤務間のインターバル確保に係る努力義務を課したことを受け、知事部局においては、本年6月から、時差出勤等の既存制度を活用した11時間の勤務間インターバル制度の試行を開始したところである。

(任命権者への要請)

フレックスタイム制について、国においては、平成28年から一般職員に対象を拡大しており、令和5年4月から制度の柔軟化を図ったほか、この柔軟化の効果が十分に発揮され、個々の職員の健康確保や希望・事情に応じた働き方がより一層可能となるよう、令和7年4月から選択的週休3日の対象職員を一般職員に拡大する等の更なる制度の柔軟化を図ることとしている。

こうした状況を踏まえ、本県においても、フレックスタイム制の拡充が仕事と生活の調和や、公務能率の向上に資するほか、多様で有為な人材の確保にもつながることから、公務の運営に支障がないよう十分に配慮した上で、各任命権者の実情に応じ、制度の更なる拡充を図る必要がある。

また、在宅勤務制度や勤務間インターバル制度についても、課題の検証等を行いながら、国及び他の都道府県の動向を踏まえ、制度の導入や改善、拡充の必要性等を検討していく必要がある。

(人事委員会の対応)

本委員会としても、引き続き、国及び他の都道府県の取組等について調査・研究を進めるとともに、任命権者とも意見交換を行いながら、より柔軟な働き方の在り方について検討していく。

(2) 仕事と生活の両立支援

両立支援の推進については、仕事と育児・介護の両立を図ることができるよう、休暇制度等の整備・拡充と併せて、休暇を取得しやすい職場環境の整備等にも取り組んできたところである。

人事院においては、本年5月に成立した「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」（令和6年法律第42号。以下「民間育児・介護休業法等の一部改正法」という。）の内容も踏まえ、育児時間の取得パターンの多様化等、超過勤務の免除の対象

となる子の範囲の拡大、子等の看護休暇の見直しなどによる、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化のための措置の実現を図ることとしている。

本県においても、民間育児・介護休業法等の一部改正法や、国及び他の都道府県の動向等を踏まえ、育児や介護等の事情を有する職員が安心して働き続けることができる勤務環境の整備を進めていく必要がある。

（任命権者の取組）

任命権者においては、復職面談シートの作成、育児に関する制度等の情報の集約化、所属長向けのQ&Aの作成、外部講師による父親を対象としたセミナーの開催等により、育児休業を取得しやすい職場環境づくりに取り組んできたところである。

こうした取組により、男性職員の育児休業取得率は、任命権者により差異が見られるものの、いずれの任命権者においても上昇しており、特に、知事部局等においては、令和5年度97.4%と取得率100%に近づいている。

また、育児休業の取得促進に加え、職員が働きながら個々の事情に応じたライフスタイルとの両立ができるよう、フレックスタイム制や在宅勤務制度の対象者を拡大するなど、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方を選択できる勤務環境の整備も進めてきたところである。

（任命権者への要請）

令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦略」においては、男性地方公務員（一般職・一般行政部門常勤）の育児休業取得率に係る政府目標として、令和7年までに1週間以上の取得率を85%、令和12年までに2週間以上の取得率を85%とすることとされていることから、取得率の向上と併せ、職員が希望どおりの期間を取得できるよう、継続した取組が必要である。

なお、同戦略において、警察部門、教育委員会等の取得率については、1週間以上等の取得期間の目標は設定されていないが、令和7年までに50%、令和12年までに85%とすることとされていることから、特に、教育委員会においては、目標の達成に向け、取組を一層強化する必要がある。

また、民間育児・介護休業法等の一部改正法の内容や、国の取扱い等を踏まえ、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化のための措置を検討していく必要がある。

加えて、職員が仕事と介護の両立に必要な制度を選択できるよう、両立支援制度の周知や利用しやすい環境の整備に、引き続き取り組む必要がある。

（人事委員会の対応）

本委員会においても、職員の希望や事情に応じた勤務を可能とすることにより、職員一人ひとりが能力を十分に発揮し、意欲的に職務に取り組むことができるよう、民

間育児・介護休業法等の一部改正法や、国及び他の都道府県取組等を踏まえ、仕事と生活の両立支援をより一層推進していく。

男女別の育児休業の取得率の推移

(単位：％)

区 分	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
知事部局等	16.7	100.0	36.8	100.0	46.8	100.0	78.8	100.0	97.4	100.0
教育委員会	2.9	100.0	5.1	100.0	6.5	100.0	12.3	100.0	24.8	100.0
警察本部	—	100.0	5.4	100.0	18.8	100.0	77.6	100.0	77.9	100.0

(注) 1 女性活躍推進法に基づく女性の職業選択に資する情報の公表資料から引用した。

2 「知事部局等」とは教育委員会及び警察本部以外の任命権者の合計値、「教育委員会」は事務局職員を除く数値、「警察本部」は一般職員を除く警察官の数値である。

3 「知事部局等」の令和4年度以降の取得率は、総務省による勤務条件等調査と同様に算出した割合であり、令和3年度までの集計方法と異なるものである。

(3) 長時間勤務の解消等

職員が高い意欲を持ち、その能力を最大限に発揮することにより、幸福を実感できるようにするためには、更なる働き方改革を推進し、業務量の削減や業務の効率化を図ることにより、総労働時間を削減する必要がある。そのためには、長時間勤務の解消とともに、休暇の取得促進や業務の効率化についても推進していく必要がある。

また、人事院においては、適切な勤務間のインターバルにより睡眠時間を含む生活時間を十分に確保することは、健康の維持のために不可欠であるとともに、仕事と生活の調和がとれた働き方を追求する上でも重要であり、そのためには、長時間勤務を減らしていく必要があるとしている。こうした趣旨からも、長時間勤務の解消は、重要かつ喫緊の課題である。

(任命権者の取組)

任命権者においては、長時間勤務の解消に向け、これまでも業務の見直しや業務量の平準化を図るとともに、超過勤務の事前命令・事後確認による適正な勤務時間管理の徹底、管理職員による業務進行管理等のマネジメントの強化、職員の働き方に係る意識改革などの取組を進めてきた。

加えて、電子決裁・文書管理システムや、AIチャットボット、RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）等を導入し、デジタル技術等を活用した業務の効率化も進めてきたところである。

今年度においては、業務改革・改善をテーマとした「働き方改革セミナー」を開催し、職員自らが主体的に業務の見直しに取り組むための考え方や手法を身に着けることにより、更なる働き方改革の推進を図ることとしている。

令和5年度の職員1人当たりの月間超過勤務時間数は、こうした任命権者の取組に加え、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う対応業務の減少等により、全体で

前年度よりも0.9時間減少し、14.7時間となった。

また、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年人事委員会規則第30号）で定める超過勤務時間の上限を超えて超過勤務を命じられた職員の割合は、上限規制の制度導入後、初めて減少に転じるなど、これまでの取組の効果が徐々に表れてきたところである。

（任命権者への要請）

長時間勤務の解消は、職員の心身の健康の保持、公務能率の向上、仕事と生活の調和の推進の観点のみならず、職場の魅力を高め、多様で有為な人材を確保する上でも重点的に取り組むべき課題であることから、任命権者においては、引き続き、不断の取組を進めていく必要がある。

本委員会においては、昨年の報告において、上限を超えて超過勤務を命じられた職員に共通する主な業務内容の調査・分析を踏まえ、割合の高かった「県議会対応業務」、「予算・会計関係対応業務」及び「人事・給与関係業務」に係る改善の必要性について言及したところである。

これを受け、任命権者においては、「県議会対応業務」に係る超過勤務の要因分析及び改善策の検討を行い、その結果を県議会にも報告したところであり、現在、県議会においても、職員の超過勤務の縮減に向けた具体策の検討が行われているところである。

本委員会においては、こうした県議会の御理解と御協力に対して敬意を表するとともに、任命権者における継続した取組が、県議会対応業務に係る超過勤務の縮減につながることを期待する。

また、「予算・会計関係対応業務」や「人事・給与関係業務」を含むその他の業務についても、「岩手県庁働き方改革ロードマップ」等を踏まえ、業務プロセスの見直しや効率化を着実に進めていく必要がある。

こうした取組によってもなお、恒常的な長時間勤務が解消されない場合は、業務量や業務内容に応じて適切な人員体制を確保するなど、より実効性のある取組を進める必要がある。

（人事委員会の対応）

本委員会としては、任命権者における他律的業務の比重が高い部署の指定状況や特例業務に係る要因の整理分析等に加え、昨年の報告を契機に始まった取組により、更なる改善が図られるよう、任命権者と意見交換を行いながら、制度の趣旨等を踏まえた指導・助言を継続して行っていく。

また、事業場調査を通じて、恒常的に長時間勤務を行う職員がみられるなど、特にその解消が必要と考えられる事業場に対しては、改善計画の策定を求め、管理職員が先頭に立ち主体的に取り組むよう指導するなど、労働基準監督機関として適切な指

導・助言を行い、長時間勤務解消に向けた取組を進めていく。

職員 1 人当たりの月間超過勤務時間数の推移

(単位：人)

令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
16.1	15.5	15.5	15.6	14.7

(注) 1 医療局及び企業局の職員並びに教育委員会の教育職員を除く職員 1 人当たりの月間超過勤務時間数の平均である。

2 超過勤務時間数は、年間の総超過勤務時間数を職員数及び月数(12)で除して算出したものである。

(教育職員の長時間勤務の解消)

教育委員会では、本年 2 月に策定した「岩手県教職員働き方改革プラン（2024～2026）」において、新たに時間外在校等時間が月 80 時間以上の教育職員数をゼロにすることを目標に掲げ、取組を進めている。

前プランの目標である時間外在校等時間が月 100 時間以上の教育職員数ゼロは、これまでの取組により概ね達成しつつあるが、本委員会が実施した事業場調査における月 80 時間を超える教育職員数（実数）は、令和 5 年度実績で 504 人と多い状況にあることから、新たな目標の達成のためには、より一層の取組強化を図る必要がある。

長時間勤務の解消と健康の保持増進は、職員の幸福実現の基盤となるものであり、今後も、本プランの推進に当たっては、市町村教育委員会等とも十分に連携しながら、更なる取組を進めていく必要がある。

加えて、長時間勤務の解消を図るためには、管理職員が教育職員の勤務管理を自らの重要な責務であると自覚した上で、業務の見直しや効率化・合理化に向けてリーダーシップを発揮し、教育職員の勤務時間の適正化や負担軽減を行うことが重要である。

また、本年 8 月の中央教育審議会による答申（「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について）を受け、文部科学省において、答申内容の実現に向けた検討が始まったところであり、教育委員会においても、その動向を注視しながら、教育職員の勤務環境の整備を一層推進していく必要がある。

(休暇の取得促進)

一部の職員を除き公務員には適用されないが、労働基準法により、年 5 日の年次有給休暇を取得させることが義務付けられている趣旨を踏まえ、任命権者においては、職員の健康の保持増進を図る観点からも、引き続き、年次休暇の計画的な取得を促進していく必要がある。

また、今年度から、夏季休暇の使用可能期間を拡大したところであり、職員が心身共にリフレッシュできるよう、休暇を取得しやすい勤務環境の整備についても、引き続き取り組んでいく必要がある。

(4) ハラスメント防止対策

職場におけるハラスメントは、職員個人としての尊厳や人格を不当に傷つける社会的に許されない行為であり、心身の健康を害するばかりか、貴重な人材の損失につながりかねないリスクをはらんでいる。また、ハラスメントは、当事者のみならず職場全体へ悪影響を及ぼしかねず、その防止は重要な課題である。

こうしたことから、部下職員の指導・育成等のマネジメントを担う管理職員の役割は重大であり、自らがハラスメントを行わないことは言うまでもなく、職員が業務を遂行できる良好な勤務環境の整備に努め、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処する必要がある。

また、ハラスメントは誰しもが加害者にも被害者にもなり得るため、職員一人ひとりがハラスメントの防止を意識するとともに、相談や苦情に対して、適切に対応するための必要な体制を整備することが重要である。

さらに、近年、顧客等からの著しい迷惑行為（いわゆるカスタマー・ハラスメント）が社会的に問題となっている中、公務においても、行政サービスの利用者等からの言動がパワー・ハラスメントになり得ることから、適切に対応していく必要がある。そのためには、管理職員等を対象とした研修や、「コンプライアンス確立の日」の取組等を通じ、カスタマー・ハラスメントから組織として職員を守る責務があることや、過度な要求に対しては毅然とした対応が求められること等について、職員の意識啓発を図っていく必要がある。

（任命権者の取組）

任命権者においては、ハラスメントの防止等に関する基本方針等に基づき、管理職員に対しては、研修や人事評価の機会を活用してハラスメント対策の必要性の意識付けを行うとともに、職員に対しては、「コンプライアンス確立の日」等を活用した意識啓発を継続して行うなど、職員一人ひとりのハラスメント防止意識の醸成を図っているところである。

また、相談窓口の体制強化や相談受付方法の拡充など、職員がより相談しやすい環境を整備することにより、問題の解決にあたっている。

一方で、本委員会が設置する苦情相談窓口に対する職員からのハラスメントに関する相談件数は、近年20件程度で推移しており、令和5年度は前年度より5件減少したものの、相談件数全体の約4割を占めている。

任命権者が設置する相談窓口におけるハラスメントに関する相談件数についても、令和5年度は前年度より14件減少したものの29件となっており、依然として多数の相談が寄せられている。

（任命権者への要請）

任命権者においては、引き続き、管理職員の役割の重要性に係る意識付けや、職員

への意識啓発、相談窓口の強化・周知等に取り組む必要がある。

加えて、管理職員をはじめとする職員一人ひとりがハラスメントに対する理解を深めるとともに、職場内で円滑なコミュニケーションが図られるよう、ハラスメントを起こさない職場づくりに向け、一層取り組む必要がある。

また、カスタマー・ハラスメントについては、暴言や不当な要求等の著しい迷惑行為から職員を守るとともに、毅然とした対応をしていく必要があることから、組織的な対策を検討していく必要がある。

（人事委員会の対応）

本委員会においては、相談窓口の周知を継続して行うとともに、職員からの苦情相談に応じる職員のスキルアップを図り、丁寧に相談内容を聞き取りながら、任命権者と緊密に連携し、迅速かつ適切に問題解決につなげていく。

また、本委員会の本年の啓発映像の放送研修では、カスタマー・ハラスメント対策をテーマに研修を実施したところであるが、今後も引き続き、各種研修や啓発教材の貸出し等を通じて、ハラスメントの防止に向けた職員の意識啓発等の取組を進め、職員一人ひとりが、明るく、いきいきと働くことができる職場環境の実現を図っていく。

苦情相談制度における相談件数の推移

（単位：件）

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
A.受理件数	22	20	24	40	48
B.うちハラスメント関係	11	13	11	24	19
B/A	50.0%	65.0%	45.8%	60.0%	39.6%

（注） 本委員会の苦情相談制度において受け付けた知事部局、教育委員会及び警察本部の職員からの相談件数である。

（5）心身の健康管理

職員が仕事と生活の調和を図るとともに、質の高い行政サービスを提供していくためには、心身ともに健康であることが重要であり、また、心身の健康は、職員の幸福実現の基盤となるものである。こうしたことから、組織として職員の健康に配慮するとともに、経営的な視点から職員の健康管理を戦略的に実践する健康経営を推進していく必要がある。

（任命権者の取組）

任命権者においては、長時間勤務による健康障害防止のための産業医等による面接指導、ストレスチェック、個別相談等の実施により、メンタルヘルス不調の未然防止や重症化の予防を図ってきた。

知事部局においては、今年度から各広域振興局に健康サポート専門員を配置し、出先機関におけるメンタルヘルス対策の強化を図ったところであり、教育委員会においても、今年度から2～6か月の間において月平均 80 時間以上の長時間勤務を行った

職員について、本人からの申し出がなくても産業医による面接指導の対象とし、支援が必要な職員の早期発見に努めている。

一方、長期療養者のうち精神疾患を原因とする職員の割合は、令和5年度には8割を超え、増加傾向にあるが、その中でも特に、若年層の職員の割合が増加している。

（任命権者への要請）

任命権者においては、こうした状況を踏まえ、職場環境や勤務実態の把握を通じて必要な措置を講ずるなど、未然防止策に一層取り組むとともに、ストレスチェックの効果的な活用や、相談体制の充実・強化により、メンタルヘルス不調に陥った職員の早期発見と早期対応に努める必要がある。

また、メンタルヘルス不調等に陥り継続的な支援を要する職員に対しては、円滑な復帰に向けた支援を行うとともに、個々の状況に応じた適切な再発防止策を講じていく必要がある。

加えて、将来、本県の公務運営を支える若年層の職員に対しては、上司・同僚の適切なフォローや円滑なコミュニケーション等を丁寧に進め、職場において仕事の悩みを気軽に相談できる環境づくりに、引き続き取り組んでいく必要がある。

（人事委員会の対応）

本委員会としては、本年8月に閣議決定された過労死等防止対策推進法（平成26年法律第100号）第7条第5項により準用する同条第2項の規定に基づく「過労死等の防止のための対策に関する大綱」の変更の趣旨等も踏まえ、任命権者の取組を支援し、労働基準監督機関として適切な指導・助言を引き続き行っていく。

長期療養者数の推移

（単位：人）

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
A. 長期療養者	149	137	141	161	177
B. うち精神疾患による長期療養者	104	93	101	119	142
B/A	69.8%	67.9%	71.6%	73.9%	80.2%

（注）1 知事部局、教育委員会及び警察本部における長期療養者数の合計である。

2 長期療養者とは、療養のため休職した者をいうものである。

Ⅳ おわりに

本年の給与勧告は、公民較差を踏まえた月例給については初任給を始め若年層に特に重点を置きつつ、全ての職員を対象に引上げ改定を、特別給については3年連続で0.10月分の引上げ改定を行うこととした。

また、人材確保を処遇面から支えるとともに、職務上の役割や能力・実績等をより反映した給与処遇を実現し、ワークスタイルやライフスタイルの多様化に対応した様々な形での活躍を支援するため、時代の要請に即した給与制度のアップデートに準じた見直しを行うこととした。

本県の職員においては、人口減少対策や東日本大震災津波からの復興を始めとする県が直面する様々な課題の解決に向け、日々職務に全力を挙げて精励しているものと認識している。加えて、本年、本県において初めて発生した豚熱や、台風等の度重なる自然災害への対応、能登半島地震に係る職員派遣による復旧・復興支援など、突発的な業務にも尽力しているところである。

勧告を通じて社会一般の情勢に適応した適正な処遇が確保されることは、こうした職員の努力や実績に報いるものであり、併せて、職員の働きやすい勤務環境や働き方改革を推進することにより、公務職場の魅力を一層高め、有為な人材の確保にも資するものと考えている。

議会及び知事におかれては、地方公務員法に定める職員の給与決定の根本基準、給与勧告制度の意義や役割を十分に理解され、別紙第2の勧告を実施されるよう要請する。

勸 告

本委員会は、別紙第 1 の報告に基づき、職員の給与について次の措置を講じられるよう勧告する。

I 本年の給与改定

1 一般職の職員の給与に関する条例及び市町村立学校職員の給与等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第 1 のとおり改定すること。

(2) 初任給調整手当

ア 医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度を416,600円とすること。

イ 医療職給料表(1)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を51,600円とすること。

(3) 期末手当及び勤勉手当

ア 令和 6 年12月期の支給割合

(ア) 特定幹部職員以外の職員

勤勉手当の支給割合を1.1月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員にあっては、期末手当の支給割合を0.7125月分とし、勤勉手当の支給割合を0.5125月分とすること。

(イ) 特定幹部職員

勤勉手当の支給割合を1.3月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員にあっては、期末手当の支給割合を0.6125月分とし、勤勉手当の支給割合を0.6125月分とすること。

イ 令和 7 年 6 月期以降の支給割合

(ア) 特定幹部職員以外の職員

6 月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.05月分と

すること。定年前再任用短時間勤務職員にあっては、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.7月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.5月分とすること。

(イ) 特定幹部職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.25月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員にあっては、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.6月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.6月分とすること。

(4) 寒冷地手当

ア 寒冷地手当の支給月額を、支給地域の区分及び職員の世帯等の区分に応じ、次の表に掲げる額とすること。

支給地域の区分	世帯等の区分		
	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
4級地	19,800円	11,400円	8,200円

イ 寒冷地手当の支給地域を別記第2の表のとおりとすること。

この改定に伴い支給地域に該当しないこととなる地域に引き続き居住する職員については、所要の経過措置等を講ずること。

2 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 期末手当

ア 令和6年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.75月分とすること。

イ 令和7年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.725月分とすること。

3 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第4のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当

令和 6 年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.75月分とすること。

Ⅱ 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備のための関係条例の改正

1 一般職の職員の給与に関する条例及び市町村立学校職員の給与等に関する条例の改正

(1) 給料表

I の 1 の(1)による改定後の給料表を別記第 5 のとおり改定することとし、新給料表への切替えは、別記第 6 の切替要領によること。

(2) 昇給制度

行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が 8 級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員で、その職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員の昇給は、一般職の職員の給与に関する条例第 6 条第 5 項及び市町村立学校職員の給与等に関する条例第 7 条第 5 項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好又は特に良好な場合に限り昇給させることとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定すること。

(3) 扶養手当

ア 配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当の月額（扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満22歳に達する日以後の最初の 3 月31日までの間にある子がいる場合にあっては、一般職の職員の給与に関する条例第27条第 4 項及び市町村立学校職員の給与等に関する条例第22条第 4 項の規定により加算される前の額）を 1 人につき 13,000円とすること。

イ 扶養手当の支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項を定める規定について、所要の措置を講ずること。

(4) 地域手当

地域手当の支給割合を、次に掲げる級地の区分に応じ、それぞれ次に定める割合とすること。

ア 1 級地 100分の20

イ 2 級地 100分の16

- ウ 3 級地 100分の12
- エ 4 級地 100分の 8
- オ 5 級地 100分の 4

(5) 通勤手当

- ア 1 箇月当たりの交通機関等に係る通勤手当の額、交通用具に係る通勤手当の額及び高速自動車国道に係る通勤手当の額を合算した額の限度を150,000円とすること。
- イ 新幹線鉄道等及び高速自動車国道に係る通勤手当の要件のうち、対象とする新幹線鉄道等及び高速自動車国道の利用を、人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものに限る取扱いを廃止すること。

(6) 管理職員特別勤務手当

- ア 特定管理職員が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって、正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に、管理職員特別勤務手当を支給すること。
- イ アの管理職員特別勤務手当の額は、アによる勤務1回につき、一般職の職員の給与に関する条例第34条の2第3項第2号の適用を受ける職員は、6,000円（市町村立学校職員の給与等に関する条例第28条の2第3項第2号の適用を受ける職員は、3,000円）を超えない範囲内において、人事委員会規則で定める額（その勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）とすること。

(7) 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の諸手当

- 一般職の職員の給与に関する条例第28条の3に規定する地域手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当及び寒冷地手当を支給すること。

2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

- 特定任期付職員の特別給については、次のとおりとすること。

- (1) 勤勉手当を支給すること。
- (2) 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.95月分とすること。

(3) 6月及び12月に特定任期付職員に対して支給する勤勉手当の総額は、それぞれ、任命権者又はその委任を受けた者に所属する当該職員の勤勉手当基礎額に100分の87.5を乗じて得た額の総額を超えてはならないこと。

(4) 特定任期付職員業績手当を廃止すること。

Ⅲ 改定の実施時期等

1 改定の実施時期

この改定は、令和6年4月1日から実施すること。ただし、Ⅰの1の(3)のア、2の(2)のア及び3の(2)については同年12月1日から、Ⅰの1の(3)のイ、1の(4)のイ、2の(2)のイ、Ⅱ、Ⅲの2の(1)及び(2)については令和7年4月1日から実施すること。

2 経過措置等

(1) 扶養手当の月額等の特例措置

ア 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間においては、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以下であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員には、配偶者に係る扶養手当を支給することとし、同手当の月額は3,000円とすること。

イ 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間においては、子に係る扶養手当の月額（扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあっては、一般職の職員の給与に関する条例第27条第4項及び市町村立学校職員の給与等に関する条例第22条第4項の規定により加算される前の額）を1人につき11,500円とすること。

(2) 地域手当の支給割合等の特例措置

令和10年3月31日までの間における地域手当の級地の区分及び支給割合については、人事委員会規則で定める級地の区分に応じて、100分の20を超えない範囲で人事委員会規則で定める割合とすること。

(3) その他所要の措置

(1)及び(2)に掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講ずること。

別記第1
行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	184,800	231,700	263,300	289,600	312,400	337,900	376,700	419,300	469,600	533,700
	2	185,900	233,200	264,400	291,300	314,100	339,800	379,300	421,700	472,700	536,600
	3	187,100	234,700	265,400	292,800	315,800	341,600	381,600	424,200	475,800	539,700
	4	188,200	236,300	266,400	294,300	317,300	343,400	383,800	426,600	478,800	542,900
	5	189,300	237,800	267,400	295,800	318,800	345,100	385,700	428,500	481,800	546,000
	6	191,000	239,300	268,400	297,300	320,100	346,900	388,100	430,700	484,900	548,300
	7	192,600	240,800	269,400	298,700	321,400	348,500	390,200	432,800	487,900	550,800
	8	194,200	242,300	270,400	300,100	322,700	350,200	392,200	435,000	491,000	553,300
	9	195,800	243,800	271,500	301,300	324,000	351,800	394,200	436,900	493,700	555,700
	10	197,600	245,300	272,500	302,800	325,900	353,500	396,600	439,000	496,900	557,500
	11	199,200	246,700	273,500	304,300	327,700	355,100	398,800	441,200	499,900	559,300
	12	200,800	248,100	274,500	305,700	329,400	356,800	401,000	443,100	503,000	561,200
	13	202,400	249,400	275,500	307,200	331,100	358,300	403,200	444,800	505,700	562,900
	14	204,100	250,700	276,500	308,300	332,800	360,000	405,500	446,600	508,100	564,400
	15	205,800	252,000	277,500	309,300	334,600	361,600	407,800	448,500	510,400	565,700
	16	207,500	253,200	278,600	310,500	336,300	363,200	410,100	450,400	512,700	566,800
	17	208,800	254,400	279,700	311,700	337,900	364,900	411,900	452,300	514,700	568,100
	18	210,500	255,400	281,000	313,300	339,600	366,700	413,800	454,100	516,100	569,100
	19	212,100	256,500	282,300	315,000	341,300	368,200	415,700	455,900	517,600	570,000
	20	213,600	257,600	283,500	316,600	342,900	369,800	417,600	457,600	519,100	570,900
	21	215,100	258,600	284,800	318,100	344,500	371,200	419,400	459,400	520,300	571,800
	22	216,700	259,600	286,100	319,700	346,100	372,800	421,200	460,900	521,700	
	23	218,300	260,700	287,400	321,300	347,700	374,500	423,000	462,400	523,200	
	24	220,000	261,700	288,600	323,000	349,200	376,000	424,800	463,900	524,700	
	25	221,600	262,700	289,700	324,500	350,600	377,900	426,400	465,300	525,800	
	26	223,300	263,600	290,900	326,200	352,400	379,800	427,900	466,600	526,900	
	27	224,600	264,500	292,200	327,800	354,000	381,700	429,500	467,900	528,100	
	28	225,900	265,300	293,500	329,400	355,600	383,600	431,000	469,100	529,300	
	29	227,300	266,100	294,900	330,800	356,800	385,100	432,500	470,100	530,400	
	30	228,400	266,900	295,900	332,600	358,300	386,900	433,600	470,800	531,300	
	31	229,500	267,700	296,900	334,300	359,800	388,600	434,900	471,500	532,200	
	32	230,600	268,600	298,000	335,900	361,400	390,200	436,100	472,200	533,100	
	33	231,700	269,300	299,100	337,100	363,100	391,900	437,300	472,900	533,900	
	34	232,800	270,100	300,300	339,000	364,900	393,300	438,600	473,700	534,800	
	35	233,900	270,900	301,500	340,800	366,600	394,800	440,000	474,300	535,500	
	36	235,100	271,700	302,700	342,400	368,300	396,200	441,200	474,900	536,000	
	37	236,200	272,400	303,900	343,900	369,700	397,600	442,400	475,400	536,700	
	38	237,200	273,200	305,200	345,500	371,000	398,800	443,200	476,000	537,300	
	39	238,200	273,900	306,500	347,100	372,300	400,000	444,000	476,600	538,100	
	40	239,100	274,700	307,800	348,700	373,700	401,000	444,800	477,200	538,700	
	41	240,000	275,300	309,100	350,500	374,800	402,100	445,400	477,700	539,200	
	42	240,900	276,100	310,500	352,300	375,700	403,300	446,000	478,200		
	43	241,700	276,900	311,800	354,100	376,700	404,400	446,600	478,600		
	44	242,500	277,600	313,100	355,900	377,800	405,600	447,200	478,900		
	45	243,300	278,300	314,400	357,400	378,600	406,300	448,000	479,200		
	46	243,900	279,000	315,700	358,800	379,500	407,000	448,800			
	47	244,500	279,700	317,000	360,200	380,400	407,700	449,200			
	48	245,100	280,500	318,200	361,700	381,200	408,400	450,000			

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	49	245,700	281,200	319,100	363,200	382,000	408,800	450,500			
	50	246,300	281,900	320,400	364,000	382,900	409,400	450,900			
	51	246,900	282,600	321,700	365,000	383,700	409,900	451,300			
	52	247,400	283,300	323,000	366,000	384,400	410,300	451,700			
	53	247,900	283,900	324,200	366,900	385,100	410,700	452,100			
	54	248,300	284,600	325,500	368,000	385,800	410,900	452,500			
	55	248,700	285,200	326,700	368,900	386,500	411,200	452,900			
	56	249,000	285,900	328,000	369,900	387,200	411,500	453,200			
	57	249,300	286,500	329,300	370,800	387,700	411,800	453,500			
	58	249,600	287,300	330,400	371,600	388,300	412,100	453,900			
	59	249,900	287,900	331,500	372,300	388,900	412,400	454,200			
	60	250,200	288,600	332,600	372,900	389,600	412,700	454,500			
	61	250,500	289,200	333,300	373,300	390,000	412,900	454,800			
	62	250,800	289,900	334,200	373,900	390,600	413,200				
	63	251,100	290,500	334,900	374,600	391,200	413,500				
	64	251,400	291,000	335,700	375,300	391,700	413,800				
	65	251,700	291,500	336,500	375,600	392,100	414,100				
	66	252,000	292,100	336,900	376,300	392,700	414,400				
	67	252,400	292,600	337,600	377,000	393,300	414,700				
	68	252,700	293,200	338,300	377,600	393,900	415,000				
	69	253,000	293,800	339,100	377,900	394,300	415,200				
	70	253,300	294,300	339,800	378,400	394,800	415,500				
	71	253,600	294,900	340,500	379,000	395,300	415,800				
	72	253,900	295,500	341,100	379,600	395,900	416,200				
	73	254,200	296,000	341,600	379,900	396,200	416,400				
	74	254,500	296,500	342,200	380,500	396,600	416,700				
	75	254,800	296,900	342,700	381,200	397,000	417,000				
	76	255,100	297,200	343,300	381,800	397,400	417,200				
	77	255,400	297,400	343,600	382,300	397,700	417,400				
	78	255,700	297,700	344,100	382,800	398,000					
	79	256,000	297,900	344,500	383,400	398,300					
	80	256,300	298,200	344,900	383,900	398,500					
	81	256,600	298,400	345,300	384,400	398,700					
	82	257,000	298,600	345,800	385,000	399,000					
	83	257,300	298,900	346,300	385,500	399,300					
	84	257,600	299,100	346,800	385,800	399,500					
	85	257,900	299,400	347,100	386,200	399,700					
	86	258,200	299,700	347,500	386,700	400,000					
	87	258,500	300,000	347,900	387,100	400,300					
	88	258,800	300,300	348,400	387,500	400,500					
	89	259,100	300,600	348,700	387,900	400,700					
	90	259,400	300,900	349,100	388,400	401,000					
	91	259,700	301,200	349,500	388,800	401,300					
	92	260,000	301,600	349,900	389,200	401,500					
	93	260,300	301,800	350,100	389,500	401,700					
	94		302,000	350,500	390,000	402,000					
	95		302,300	350,900	390,400	402,300					
	96		302,700	351,300	390,800	402,500					
	97		303,000	351,500	391,100	402,700					
	98		303,300	351,900	391,600						
	99		303,700	352,300	392,000						
	100		304,100	352,600	392,400						

	101		304,300	352,900	392,700						
	102		304,600	353,300							
	103		304,900	353,700							
	104		305,200	354,100							
	105		305,400	354,600							
	106		305,700	355,000							
	107		306,000	355,400							
	108		306,300	355,800							
	109		306,500	356,300							
	110		306,900	356,700							
	111		307,300	357,000							
	112		307,600	357,300							
	113		307,800	357,800							
	114		308,000								
	115		308,300								
	116		308,700								
	117		308,900								
	118		309,100								
	119		309,400								
	120		309,700								
	121		310,100								
	122		310,300								
	123		310,600								
	124		310,900								
	125		311,200								
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		193,700	221,400	262,300	282,200	297,500	323,400	365,900	399,700	452,000	533,400

公安職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	213,100	234,200	257,300	292,600	322,600	345,200	367,900	396,900	434,300
	2	215,500	236,400	259,400	293,900	324,300	347,000	369,600	398,700	436,100
	3	217,900	238,600	261,600	295,200	326,000	348,600	371,300	400,500	438,000
	4	220,300	240,900	263,800	296,500	327,800	350,200	373,100	402,200	439,900
	5	222,700	243,100	265,900	297,700	329,300	351,800	374,800	403,800	441,400
	6	225,100	245,100	267,200	298,700	330,700	352,900	376,400	405,300	443,000
	7	227,600	247,100	268,600	299,700	332,000	354,100	378,000	406,800	444,600
	8	229,800	248,900	269,900	300,600	333,300	355,200	379,600	408,300	446,000
	9	232,000	250,800	271,200	301,200	334,700	356,300	381,200	409,800	447,400
	10	234,100	252,500	272,500	301,900	336,200	358,000	382,800	411,400	449,100
	11	236,200	254,200	273,800	302,700	337,700	359,800	384,400	413,000	450,700
	12	238,200	255,600	275,100	303,400	339,200	361,400	385,900	414,500	452,200
	13	240,300	257,000	276,500	304,100	340,700	363,000	387,400	416,000	453,100
	14	242,300	258,900	277,700	304,800	342,200	364,700	389,200	418,200	454,700
	15	244,300	260,300	278,800	305,500	343,500	366,300	390,900	420,200	456,500
	16	245,900	261,800	280,300	306,100	344,800	367,900	392,600	422,300	458,300
	17	247,500	263,300	281,600	306,800	346,100	369,600	394,100	424,000	459,800
	18	249,100	264,500	282,900	307,600	347,700	371,200	395,700	425,600	461,600
	19	250,600	265,700	284,300	308,400	349,400	372,800	397,300	427,200	463,500
	20	252,100	266,900	285,500	309,200	351,000	374,400	399,000	428,700	465,200
	21	253,600	268,200	286,700	309,900	352,500	376,000	400,600	430,300	466,800
	22	255,200	269,400	287,300	310,700	354,100	377,700	402,200	431,900	468,500
	23	256,800	270,700	287,900	311,700	355,700	379,300	403,800	433,300	470,100
	24	258,300	272,000	288,500	312,600	357,300	380,900	405,400	434,700	471,900
	25	259,800	273,400	289,000	313,500	358,800	382,500	407,000	435,800	473,500
	26	261,000	274,900	289,600	314,800	360,400	384,100	409,000	437,200	474,900
	27	262,200	276,200	290,300	316,200	362,000	385,700	411,000	438,700	476,400
	28	263,400	277,500	290,800	317,500	363,500	387,400	413,000	440,300	477,700
	29	264,700	278,500	291,300	318,800	365,000	389,000	414,500	441,600	478,900
	30	266,000	279,800	291,900	320,300	366,700	390,600	416,200	443,300	479,600
	31	267,300	281,100	292,400	321,600	368,300	392,300	417,900	444,900	480,300
	32	268,600	282,300	292,900	322,800	369,900	394,000	419,600	446,500	480,900
	33	269,900	283,600	293,400	323,800	371,300	395,800	421,200	447,900	481,400
	34	271,400	284,200	294,000	325,000	373,000	397,800	422,700	449,600	482,100
	35	272,700	284,800	294,500	326,200	374,700	399,700	424,200	451,400	482,700
	36	274,200	285,400	295,000	327,300	376,400	401,600	425,600	453,000	483,300
	37	275,200	285,900	295,600	328,400	378,000	403,300	426,800	454,200	483,600
	38	276,500	286,500	296,200	329,700	379,600	404,700	428,400	455,100	484,300
	39	277,800	287,100	296,800	330,900	381,200	405,900	429,900	455,800	484,800
	40	279,000	287,700	297,400	332,000	382,900	407,300	431,300	456,500	485,300
	41	280,200	288,300	298,100	333,100	384,700	408,300	432,800	456,900	485,800
	42	280,800	288,900	298,800	334,300	386,700	409,400	434,100	457,400	486,200
	43	281,500	289,500	299,500	335,500	388,700	410,400	435,300	458,000	486,600
	44	282,100	290,000	300,200	336,800	390,700	411,400	436,500	458,600	487,000
	45	282,500	290,500	300,800	338,000	392,400	412,500	437,500	459,200	487,300
	46	283,100	291,000	301,800	339,200	394,100	413,700	438,200	459,900	
	47	283,600	291,500	302,600	340,400	395,700	414,800	439,000	460,400	
	48	284,100	292,000	303,400	341,600	397,200	415,900	439,800	460,900	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	49	284,600	292,600	304,200	342,800	398,400	417,200	440,300	461,500
	50	285,200	293,100	305,300	344,100	399,400	418,000	440,700	461,800
	51	285,700	293,800	306,400	345,400	400,400	418,800	441,100	462,100
	52	286,200	294,400	307,400	346,600	401,400	419,400	441,400	462,500
	53	286,800	295,000	308,500	347,800	402,500	419,900	441,700	462,900
	54	287,400	295,700	309,600	349,200	403,600	420,600	442,000	463,100
	55	287,900	296,400	310,600	350,500	404,700	421,300	442,300	463,400
	56	288,400	297,100	311,700	351,800	405,900	421,900	442,600	463,600
	57	288,900	297,700	312,700	352,800	407,200	422,600	442,800	464,000
	58	289,400	298,600	313,800	354,100	408,000	423,000	443,100	464,200
	59	289,900	299,400	315,000	355,300	408,800	423,600	443,400	464,400
	60	290,400	300,300	316,100	356,500	409,400	424,200	443,700	464,600
	61	290,900	301,100	317,100	357,700	409,900	424,600	444,000	465,000
	62	291,400	302,000	318,200	359,100	410,600	425,000	444,300	
	63	292,000	302,900	319,300	360,500	411,300	425,500	444,600	
	64	292,500	303,800	320,400	362,000	412,000	426,000	444,900	
	65	293,000	304,600	321,400	363,300	412,300	426,500	445,100	
	66	293,500	305,500	322,600	364,800	413,000	427,100	445,400	
	67	294,000	306,400	323,700	366,300	413,700	427,600	445,700	
	68	294,500	307,200	324,800	367,700	414,200	428,000	446,000	
	69	295,000	308,100	325,800	368,900	414,600	428,400	446,200	
	70	295,500	309,000	327,000	370,300	415,000	428,700	446,500	
	71	296,000	309,900	328,200	371,600	415,500	429,000	446,800	
	72	296,600	310,800	329,400	373,100	416,100	429,300	447,000	
	73	297,100	311,600	330,200	374,200	416,600	429,600	447,200	
	74	297,700	312,600	331,500	375,400	417,000	429,900	447,500	
	75	298,300	313,500	332,800	376,600	417,500	430,200	447,800	
	76	298,800	314,300	334,100	377,800	418,000	430,400	448,100	
	77	299,300	315,000	335,400	379,100	418,500	430,600	448,300	
	78	299,900	315,900	336,800	380,300	419,000	430,900		
	79	300,500	316,800	338,200	381,500	419,600	431,200		
	80	301,100	317,800	339,700	382,700	420,100	431,400		
	81	301,800	318,700	341,000	383,800	420,500	431,600		
	82	302,500	319,900	342,600	385,000	421,100	431,900		
	83	303,200	320,900	344,100	386,100	421,600	432,200		
	84	303,800	321,900	345,600	387,300	421,800	432,400		
	85	304,400	322,800	347,000	388,400	422,100	432,600		
	86	305,100	323,800	348,500	389,000	422,600	432,900		
	87	305,800	324,800	350,100	389,500	422,900	433,200		
	88	306,500	325,800	351,500	390,000	423,200	433,400		
	89	307,200	326,800	352,800	390,600	423,500	433,600		
	90	308,100	328,200	354,000	391,200	423,900	433,900		
	91	308,900	329,400	355,200	391,800	424,300	434,200		
	92	309,600	330,600	356,500	392,400	424,700	434,400		
	93	310,100	331,800	357,800	392,700	425,000	434,600		
	94	311,000	333,100	359,300	393,200	425,400	434,900		
	95	311,900	334,300	360,900	393,800	425,800	435,200		
	96	312,700	335,500	362,300	394,300	426,200	435,400		
	97	313,500	336,700	363,600	394,700	426,500	435,600		
	98	314,500	338,100	364,800	395,100	426,900			
	99	315,400	339,300	365,900	395,600	427,300			
	100	316,400	340,500	367,100	396,100	427,700			

	101	317,300	341,900	368,200	396,500	428,000				
	102	318,300	342,800	369,300	397,000	428,400				
	103	319,300	343,800	370,400	397,500	428,800				
	104	320,200	344,900	371,600	398,000	429,200				
	105	321,000	346,000	372,800	398,300	429,400				
	106	321,600	347,100	373,300	398,700					
	107	322,200	348,100	373,900	399,200					
	108	322,800	349,200	374,500	399,500					
	109	323,300	350,400	375,100	399,800					
	110	323,800	351,400	375,600	400,300					
	111	324,200	352,400	376,000	400,800					
	112	324,700	353,300	376,500	401,300					
	113	325,500	354,200	376,900	401,600					
	114	326,300	355,100	377,300	402,100					
	115	327,000	356,100	377,800	402,600					
	116	327,600	357,100	378,300	403,100					
	117	328,200	358,100	378,700	403,400					
	118	328,900	358,500	379,200	403,900					
	119	329,600	359,100	379,800	404,400					
	120	330,400	359,800	380,300	405,000					
	121	331,000	360,100	380,500	405,400					
	122	331,300	360,500	381,000	405,900					
	123	331,800	360,900	381,500	406,300					
	124	332,300	361,300	381,900	406,800					
	125	332,600	361,700	382,500	407,200					
	126		362,100	383,000						
	127		362,500	383,500						
	128		362,900	384,000						
	129		363,300	384,300						
	130		363,700	384,800						
	131		364,100	385,300						
	132		364,500	385,800						
	133		364,700	386,100						
	134		365,200	386,600						
	135		365,600	387,000						
	136		365,900	387,400						
	137		366,200	387,700						
	138		366,600	388,200						
	139		367,100	388,700						
	140		367,600	389,200						
	141		367,900	389,500						
	142		368,400							
	143		368,900							
	144		369,400							
	145		369,700							
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		248,400	260,300	264,500	296,400	313,300	327,800	351,700	387,600	419,900

教育職給料表
ア 教育職給料表(1)

職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	201,300	248,100	300,500	357,500	427,600
	2	203,600	249,600	302,300	359,000	429,500
	3	205,900	251,000	304,200	360,400	431,300
	4	208,100	252,400	306,000	361,800	432,900
	5	210,300	253,800	307,800	363,200	434,400
	6	212,700	255,100	309,600	364,500	435,900
	7	214,900	256,300	311,500	365,900	437,700
	8	217,100	257,500	313,200	367,200	439,600
	9	219,300	258,900	314,900	368,400	441,300
	10	221,500	260,100	316,700	369,900	443,100
	11	223,700	261,400	318,500	371,400	445,000
	12	226,000	262,800	320,400	372,900	446,800
	13	228,200	264,100	322,300	374,200	448,500
	14	230,300	266,000	324,100	375,700	450,400
	15	232,400	267,800	325,900	377,200	452,300
	16	234,500	269,600	327,600	378,600	454,200
	17	236,700	271,300	329,300	380,100	455,900
	18	238,500	273,600	331,200	381,600	457,700
	19	240,200	275,800	333,100	383,000	459,500
	20	241,900	278,000	335,000	384,400	461,300
	21	243,600	280,200	336,800	385,800	463,000
	22	245,000	282,500	338,900	387,300	464,700
	23	246,300	284,700	340,700	388,900	466,600
	24	247,600	286,800	342,500	390,300	468,300
	25	248,800	288,800	344,200	391,600	470,000
	26	250,000	290,800	346,000	393,100	471,600
	27	251,200	292,700	347,600	394,600	473,200
	28	252,500	294,500	349,200	396,100	474,700
	29	253,600	296,300	350,800	397,600	476,200
	30	254,800	298,200	352,100	399,100	477,500
	31	256,000	300,100	353,400	400,600	478,800
	32	257,200	301,800	354,600	402,100	480,100
	33	258,300	303,500	355,900	403,500	481,300
	34	259,600	305,300	357,500	405,100	482,000
	35	261,000	307,000	359,100	406,800	482,700
	36	262,300	308,700	360,700	408,300	483,400
	37	263,700	310,300	362,200	409,500	484,000
	38	265,100	312,000	363,800	410,900	
	39	266,400	313,800	365,400	412,300	
	40	267,700	315,500	366,900	413,600	
	41	269,100	316,900	368,500	415,200	
	42	270,100	318,800	370,100	416,600	
	43	271,100	320,600	371,700	418,000	
	44	272,000	322,300	373,200	419,400	
	45	272,700	324,000	374,700	420,800	
	46	273,500	326,000	376,300	422,100	
	47	274,300	327,700	378,000	423,600	
	48	275,100	329,400	379,500	425,100	

	49	276,000	331,100	381,000	426,700
	50	276,800	333,000	382,500	428,200
	51	277,500	334,800	384,000	429,800
	52	278,300	336,500	385,400	431,300
	53	279,100	338,200	386,900	433,000
	54	279,900	339,500	388,400	434,500
	55	280,700	340,900	389,800	436,100
	56	281,500	342,200	391,200	437,700
	57	282,300	343,700	392,700	439,300
	58	282,900	345,300	394,300	440,800
	59	283,700	346,800	396,000	442,000
	60	284,600	348,500	397,400	443,200
	61	285,400	350,000	398,600	444,400
	62	286,000	351,600	400,000	445,700
	63	286,800	353,200	401,400	446,900
	64	287,500	354,700	402,700	448,100
	65	288,500	356,200	403,900	449,200
	66	289,400	357,900	405,100	450,500
	67	290,200	359,500	406,500	451,700
	68	290,900	361,000	407,800	452,900
	69	291,600	362,500	409,100	454,100
	70	292,400	364,100	410,400	455,300
	71	293,200	365,800	411,800	456,500
	72	293,900	367,300	413,000	457,700
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	73	294,700	368,800	414,200	458,800
	74	295,400	370,400	415,600	459,400
	75	296,100	372,000	417,100	459,900
	76	296,700	373,500	418,400	460,400
	77	297,300	375,100	419,600	460,900
	78	298,000	376,500	420,800	
	79	298,700	377,900	422,100	
	80	299,300	379,200	423,500	
	81	299,900	380,500	424,800	
	82	300,700	381,900	426,000	
	83	301,400	383,300	427,000	
	84	302,100	384,700	428,300	
	85	302,800	385,800	429,500	
	86	303,600	387,200	430,600	
	87	304,300	388,500	431,800	
	88	305,000	389,800	432,800	
	89	305,700	391,000	433,900	
	90	306,600	392,300	434,900	
	91	307,500	393,400	435,900	
	92	308,300	394,700	436,900	
	93	308,800	395,900	437,800	
	94	309,600	397,000	438,600	
	95	310,400	398,200	439,500	
	96	311,200	399,400	440,300	
	97	311,900	400,800	441,000	
	98	312,700	401,800	441,400	
	99	313,500	402,800	441,800	
	100	314,200	403,800	442,200	

	101	315,000	404,700	442,600		
	102	316,000	405,800	442,900		
	103	316,900	406,900	443,200		
	104	317,700	408,000	443,400		
	105	318,300	408,700	443,700		
	106	319,100	409,600	444,000		
	107	319,900	410,500	444,300		
	108	320,700	411,400	444,500		
	109	321,400	412,200	444,700		
	110	321,800	413,000	445,000		
	111	322,200	413,800	445,300		
	112	322,700	414,600	445,500		
	113	323,200	415,200	445,700		
	114	323,600	415,900	446,000		
	115	324,100	416,700	446,300		
	116	324,500	417,400	446,500		
	117	325,000	418,000	446,700		
	118	325,600	418,500			
	119	326,000	418,900			
	120	326,500	419,200			
	121	327,000	419,500			
	122	327,400	419,800			
	123	327,900	420,100			
	124	328,400	420,300			
	125	329,000	420,500			
	126	329,300	420,800			
	127	329,600	421,100			
	128	329,900	421,300			
	129	330,100	421,500			
	130	330,400	421,800			
	131	330,700	422,100			
	132	330,900	422,300			
	133	331,100	422,500			
	134	331,300	422,800			
	135	331,500	423,100			
	136	331,800	423,300			
	137	332,100	423,500			
	138	332,300	423,800			
	139	332,600	424,100			
	140	332,900	424,300			
	141	333,100	424,500			
	142	333,300	424,800			
	143	333,600	425,100			
	144	333,800	425,300			
	145	334,100	425,500			
	146	334,300				
	147	334,600				
	148	334,900				
	149	335,100				
	150	335,300				
	151	335,600				
	152	335,900				
	153	336,100				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		240,600	281,600	310,900	339,600	425,600

イ 教育職給料表(2)

職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	201,300	222,200	300,500	326,500	417,200
	2	203,600	224,600	302,300	328,600	418,800
	3	205,900	227,100	304,200	330,700	420,300
	4	208,100	229,500	306,000	332,900	421,700
	5	210,300	231,900	307,800	334,900	423,000
	6	212,700	234,300	309,600	337,000	424,400
	7	214,900	236,700	311,500	339,100	425,800
	8	217,100	239,200	313,200	341,200	427,200
	9	219,300	241,600	314,900	343,300	428,700
	10	221,500	243,200	316,700	345,400	430,100
	11	223,700	244,800	318,500	347,500	431,500
	12	226,000	246,500	320,400	349,500	432,800
	13	228,200	248,100	322,300	351,600	434,100
	14	230,300	249,600	324,100	353,100	435,500
	15	232,400	251,000	325,900	354,600	436,900
	16	234,500	252,400	327,600	356,100	438,300
	17	236,700	253,800	329,300	357,500	439,500
	18	238,500	255,100	331,200	359,000	440,900
	19	240,200	256,300	333,100	360,400	442,100
	20	241,900	257,500	335,000	361,800	443,400
	21	243,600	258,900	336,800	363,200	444,500
	22	245,000	260,100	338,900	364,500	445,600
	23	246,300	261,400	340,700	365,900	446,800
	24	247,600	262,800	342,500	367,200	448,000
	25	248,800	264,100	344,200	368,400	449,300
	26	249,900	266,000	346,000	369,700	450,600
	27	251,000	267,800	347,600	370,900	451,600
	28	252,100	269,600	349,200	372,200	452,700
	29	253,400	271,300	350,800	373,400	453,900
	30	254,700	273,600	352,100	374,600	454,700
	31	255,900	275,800	353,400	375,800	455,500
	32	257,100	278,000	354,600	376,900	456,400
	33	258,200	280,200	355,900	378,000	457,300
	34	259,400	282,500	357,300	379,300	457,800
	35	260,700	284,700	358,700	380,500	458,300
	36	261,900	286,800	360,100	381,600	458,800
	37	263,100	288,800	361,400	382,700	459,300
	38	264,300	290,800	362,800	383,900	
	39	265,500	292,700	364,200	385,100	
	40	266,700	294,500	365,500	386,200	
	41	267,900	296,300	366,800	387,400	
	42	269,100	298,200	368,300	388,600	
	43	270,200	300,100	369,600	389,800	
	44	271,300	301,800	370,900	390,900	
	45	272,300	303,500	372,200	392,000	
	46	273,100	305,300	373,400	393,200	
	47	273,900	307,000	374,600	394,400	
	48	274,700	308,700	375,900	395,600	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	49	275,500	310,300	377,100	396,900
	50	276,300	312,000	378,300	398,200
	51	277,000	313,800	379,500	399,400
	52	277,700	315,500	380,700	400,600
	53	278,500	316,900	381,800	401,800
	54	279,300	318,800	383,000	403,100
	55	280,100	320,600	384,200	404,100
	56	280,800	322,300	385,500	405,200
	57	281,500	324,000	386,600	406,500
	58	282,400	326,000	387,900	407,700
	59	283,200	327,700	389,200	408,900
	60	283,900	329,400	390,400	410,100
	61	284,500	331,100	391,300	411,200
	62	285,200	333,000	392,500	412,200
	63	285,900	334,800	393,500	413,500
	64	286,500	336,500	394,700	414,700
	65	287,200	338,200	395,500	415,900
	66	287,900	339,500	396,600	417,100
	67	288,700	340,900	397,600	418,200
	68	289,400	342,200	398,600	419,300
	69	290,100	343,700	399,700	420,300
	70	290,900	345,200	400,700	421,500
	71	291,600	346,700	401,800	422,700
	72	292,300	348,300	402,900	423,900
	73	292,800	349,700	403,900	424,500
	74	293,500	351,200	405,000	425,300
	75	294,300	352,700	406,200	426,000
	76	294,900	354,200	407,200	426,500
	77	295,500	355,600	408,100	426,800
	78	296,200	357,200	409,000	427,100
	79	296,800	358,700	410,000	427,500
	80	297,400	360,200	411,000	428,000
	81	298,000	361,600	411,800	428,300
	82	298,600	362,900	412,600	428,700
	83	299,200	364,200	413,300	429,000
	84	299,900	365,500	414,100	429,300
	85	300,400	366,700	414,800	429,600
	86	300,900	367,900	415,400	430,000
	87	301,400	369,100	416,100	430,300
	88	301,900	370,200	416,900	430,600
	89	302,300	371,300	417,500	430,900
	90	302,900	372,400	418,200	431,200
	91	303,400	373,600	418,700	431,500
	92	303,900	374,700	419,300	431,700
	93	304,200	375,800	419,700	431,900
	94	304,700	377,000	420,100	
	95	305,200	378,100	420,400	
	96	305,700	379,200	420,700	
	97	306,100	380,200	420,900	
	98	306,600	381,200	421,200	
	99	307,100	382,100	421,500	
	100	307,500	383,000	421,700	

101	307,900	383,900	421,900
102	308,300	384,900	422,200
103	308,700	385,800	422,500
104	309,000	386,700	422,700
105	309,200	387,500	422,900
106	309,500	388,400	423,200
107	309,800	389,300	423,500
108	310,000	390,200	423,700
109	310,200	391,000	423,900
110	310,400	391,900	424,200
111	310,700	392,800	424,500
112	311,000	393,900	424,700
113	311,200	394,500	424,900
114	311,400	395,400	425,200
115	311,600	396,300	425,500
116	311,900	397,200	425,700
117	312,200	398,000	425,900
118	312,400	398,700	
119	312,700	399,500	
120	313,000	400,300	
121	313,200	400,900	
122	313,400	401,600	
123	313,600	402,300	
124	313,900	402,900	
125	314,200	403,500	
126		404,200	
127		404,800	
128		405,400	
129		406,000	
130		406,600	
131		407,100	
132		407,600	
133		407,900	
134		408,200	
135		408,500	
136		408,800	
137		409,100	
138		409,400	
139		409,700	
140		410,000	
141		410,300	
142		410,600	
143		410,900	
144		411,200	
145		411,400	
146		411,700	
147		412,000	
148		412,200	
149		412,400	
150		412,700	
151		413,000	
152		413,200	

	153		413,400			
	154		413,700			
	155		414,000			
	156		414,200			
	157		414,400			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		231,700	278,400	306,100	332,900	415,500

研究職給料表

職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	185,200	235,600	314,100	358,400	403,400
	2	186,300	239,900	316,000	359,800	406,000
	3	187,500	242,700	317,900	361,200	408,600
	4	188,600	245,400	319,900	362,500	411,200
	5	189,700	248,000	321,700	363,700	413,300
	6	191,800	249,600	323,500	365,000	415,700
	7	193,900	251,100	325,300	366,200	418,100
	8	196,000	252,700	327,000	367,300	420,500
	9	198,100	254,200	328,800	368,400	422,800
	10	200,200	256,300	330,800	369,800	425,200
	11	202,200	258,400	332,800	371,100	427,600
	12	204,200	260,400	334,800	372,500	430,000
	13	206,200	262,500	336,600	373,800	432,300
	14	208,100	264,800	338,700	375,200	435,000
	15	210,000	267,100	340,600	376,600	437,700
	16	211,900	269,300	342,500	377,900	440,400
	17	213,600	271,500	344,300	379,200	443,000
	18	215,400	274,000	346,000	380,700	445,500
	19	217,200	276,400	347,600	382,100	448,000
	20	219,000	278,800	349,200	383,500	450,400
	21	220,900	281,100	350,800	384,900	452,900
	22	222,700	283,300	351,800	386,300	455,500
	23	224,400	285,400	352,900	387,700	458,100
	24	226,100	287,400	353,900	389,200	460,400
	25	227,800	289,400	355,000	390,600	462,700
	26	230,000	291,400	356,300	392,100	465,000
	27	231,900	293,300	357,500	393,500	467,500
	28	233,800	295,200	358,700	394,900	469,900
	29	235,700	297,100	360,000	396,300	472,400
	30	236,800	298,600	361,100	397,900	475,000
	31	237,900	300,200	362,200	399,400	477,500
	32	239,100	301,700	363,300	400,900	479,900
	33	240,500	303,200	364,400	402,400	482,200
	34	242,000	304,700	365,400	404,000	484,600
	35	243,500	306,200	366,400	405,600	487,100
	36	245,000	307,700	367,500	407,400	489,600
	37	246,500	309,100	368,400	408,600	492,000
	38	248,200	310,000	369,300	410,000	494,500
	39	249,800	310,900	370,100	411,400	497,000
	40	251,400	311,800	370,900	412,700	499,500
	41	253,000	312,600	371,600	414,000	501,800
	42	254,500	313,100	372,400	415,300	504,000
	43	256,000	313,600	373,200	416,800	506,200
	44	257,600	314,200	374,000	418,400	508,500
	45	259,100	314,700	374,900	419,600	510,100
	46	260,400	315,200	375,700	420,800	511,600
	47	261,600	315,700	376,500	422,400	513,200
	48	262,800	316,200	377,300	423,900	514,700

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	49	264,000	316,600	378,100	425,200	516,400
	50	265,200	317,100	379,400	426,600	517,800
	51	266,300	317,600	380,700	428,100	519,300
	52	267,400	318,100	381,900	429,500	520,800
	53	268,500	318,500	382,600	430,900	521,900
	54	269,600	319,100	383,700	432,300	523,100
	55	270,600	319,500	384,500	433,700	524,300
	56	271,600	319,900	385,200	435,100	525,500
	57	272,700	320,300	385,900	436,200	526,400
	58	273,400	320,700	386,600	437,500	527,400
	59	274,000	321,100	387,300	438,900	528,400
	60	274,600	321,500	388,000	440,300	529,400
	61	275,200	321,900	388,600	441,100	530,600
	62	275,800	322,500	389,300	441,900	531,500
	63	276,400	323,200	390,100	442,800	532,200
	64	277,000	323,800	390,900	443,700	532,900
	65	277,600	324,300	391,500	444,500	533,700
	66	278,300	324,900	392,300	445,300	534,500
	67	278,900	325,500	393,000	445,900	535,300
	68	279,500	326,100	393,800	446,700	536,100
	69	280,100	326,600	394,400	447,100	536,800
	70	280,800	327,200	395,100	447,700	537,600
	71	281,500	327,800	395,800	448,200	538,400
	72	282,200	328,400	396,500	448,700	539,200
	73	282,800	328,900	397,200	449,200	539,900
	74	283,500	329,700	397,800		
	75	284,300	330,400	398,400		
	76	285,000	331,100	399,100		
	77	285,600	331,800	399,800		
	78	286,300	332,500	400,300		
	79	287,000	333,200	400,900		
	80	287,600	333,900	401,500		
	81	288,200	334,600	402,000		
	82	288,900	335,400	402,600		
	83	289,600	336,100	403,200		
	84	290,300	336,700	403,700		
	85	290,900	337,200	404,200		
	86	291,600	337,800	404,800		
	87	292,300	338,200	405,300		
	88	292,900	338,600	406,000		
	89	293,500	338,900	406,400		
	90	294,200	339,400	406,900		
	91	294,900	339,800	407,400		
	92	295,500	340,200	408,100		
	93	296,100	340,500	408,500		
	94	296,900	340,900	409,000		
	95	297,500	341,300	409,500		
	96	298,100	341,700	410,200		
	97	298,400	342,200	410,600		
	98	299,000	342,700	411,100		
	99	299,600	343,200	411,600		
	100	300,100	343,700	412,300		

	101	300,600	344,200	412,700		
	102	301,000	344,700			
	103	301,400	345,200			
	104	301,800	345,700			
	105	302,200	346,200			
	106	302,700	346,500			
	107	303,200	347,000			
	108	303,600	347,400			
	109	303,800	347,900			
	110	304,200	348,400			
	111	304,500	348,800			
	112	304,700	349,200			
	113	305,000	349,700			
	114	305,300	350,100			
	115	305,600	350,500			
	116	305,900	350,900			
	117	306,200	351,400			
	118	306,500	351,800			
	119	306,700	352,200			
	120	307,000	352,600			
	121	307,300	353,000			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		223,700	265,900	291,100	334,300	394,000

医療職給料表
ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	291,400	370,000	426,700	484,400
	2	293,700	372,600	428,700	486,200
	3	296,000	375,100	430,700	488,000
	4	298,200	377,600	432,600	489,800
	5	300,300	380,100	434,500	491,600
	6	303,800	382,800	436,100	493,300
	7	307,300	385,500	437,700	495,000
	8	310,700	388,100	439,300	496,700
	9	314,100	390,200	440,900	498,400
	10	317,600	392,700	442,700	500,500
	11	321,000	395,200	444,500	502,600
	12	324,400	397,700	446,300	504,700
	13	327,800	400,300	448,100	506,700
	14	331,300	403,000	449,900	508,600
	15	334,700	405,600	451,700	510,700
	16	338,100	408,100	453,500	512,700
	17	341,500	410,500	455,100	514,600
	18	344,600	412,700	457,100	516,600
	19	347,700	414,800	459,000	518,600
	20	350,800	416,900	460,900	520,400
	21	354,000	419,000	462,300	522,200
	22	357,100	420,500	464,100	524,000
	23	360,200	422,000	465,900	525,800
	24	363,200	423,500	467,700	527,600
	25	366,200	424,900	469,500	529,200
	26	368,500	426,400	471,300	531,000
	27	370,800	427,900	473,100	532,800
	28	373,000	429,300	474,900	534,600
	29	374,900	430,700	476,700	536,200
	30	376,600	432,200	478,500	538,000
	31	378,300	433,700	480,300	539,800
	32	380,100	435,100	482,100	541,500
	33	381,900	436,500	483,900	543,100
	34	383,700	438,000	485,800	544,900
	35	385,300	439,500	487,700	546,600
	36	386,700	440,900	489,600	548,300
	37	388,100	442,300	491,500	549,800
	38	389,600	443,700	493,200	551,400
	39	391,100	445,100	495,000	552,800
	40	392,600	446,500	496,800	554,400
	41	394,100	447,900	498,400	555,900
	42	394,800	449,300	500,200	557,300
	43	395,400	450,700	502,000	558,700
	44	396,100	452,100	503,600	560,000
	45	397,000	453,500	505,000	561,200
	46	397,600	454,900	506,700	562,200
	47	398,200	456,300	508,500	563,200
	48	398,800	457,700	510,200	564,200

	49	399,400	459,100	511,700	565,200
	50	399,900	460,800	513,000	566,100
	51	400,400	462,400	514,300	567,000
	52	400,900	464,000	515,600	567,900
	53	401,400	465,600	516,600	568,700
	54	401,800	466,800	517,900	569,600
	55	402,200	468,000	519,200	570,500
	56	402,600	469,100	520,500	571,400
	57	403,000	470,100	521,500	572,300
	58	403,400	471,100	522,300	573,200
	59	403,800	472,000	523,100	574,100
	60	404,200	472,800	523,900	574,800
	61	404,600	473,500	524,800	575,700
	62	405,000	474,200	525,600	576,600
	63	405,400	474,900	526,400	577,500
	64	405,800	475,500	527,100	578,400
	65	406,100	476,200	527,900	579,300
	66		476,900	528,700	
	67		477,500	529,400	
	68		478,100	530,300	
	69		478,400	531,200	
	70		479,000	532,000	
	71		479,700	532,900	
	72		480,400	533,800	
	73		480,800	534,600	
	74		481,400	535,500	
	75		482,100	536,400	
	76		482,800	537,100	
	77		483,200	537,900	
	78		483,800	538,800	
	79		484,400	539,700	
	80		484,900	540,600	
	81		485,400	541,400	
	82		485,900	542,300	
	83		486,400	543,200	
	84		486,900	544,100	
	85		487,300	544,900	
	86		487,800	545,800	
	87		488,200	546,700	
	88		488,700	547,600	
	89		489,200	548,400	
	90		489,800		
	91		490,400		
	92		490,800		
	93		491,300		
	94		491,900		
	95		492,500		
	96		493,000		
	97		493,500		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		301,700	344,400	399,500	473,300

イ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	189,900	229,000	260,500	280,800	306,000	344,000	382,800
	2	192,000	230,400	261,700	281,600	307,500	345,700	385,200
	3	194,100	231,700	262,800	282,400	309,000	347,500	387,500
	4	196,200	233,000	263,900	283,200	310,600	349,100	389,800
	5	198,300	234,200	265,000	284,000	312,100	350,700	392,100
	6	200,300	235,300	265,800	284,900	313,500	352,400	394,700
	7	202,300	236,300	266,600	285,700	314,900	354,000	397,400
	8	204,100	237,300	267,500	286,400	316,300	355,700	400,000
	9	205,900	238,500	268,300	287,100	317,600	357,300	402,100
	10	207,800	239,700	269,100	287,800	319,100	359,000	404,300
	11	209,700	241,000	269,900	288,500	320,500	360,700	406,600
	12	211,900	242,300	270,700	289,300	321,900	362,300	408,800
	13	213,600	243,700	271,500	290,100	323,300	363,800	410,800
	14	215,600	244,900	272,300	290,900	324,900	365,600	412,800
	15	217,800	246,200	273,200	291,800	326,500	367,200	414,800
	16	219,900	247,500	274,000	292,500	328,000	368,800	416,800
	17	222,000	248,700	274,800	293,200	329,500	370,400	418,700
	18	223,200	249,900	275,600	294,300	331,100	372,000	420,600
	19	224,300	251,100	276,400	295,400	332,600	373,700	422,500
	20	225,400	252,300	277,200	296,600	334,200	375,300	424,300
	21	226,500	253,400	278,000	297,900	335,700	376,900	426,100
	22	227,400	254,300	278,800	299,100	337,300	378,900	427,700
	23	228,300	255,200	279,600	300,300	338,800	380,900	429,400
	24	229,300	256,000	280,400	301,500	340,300	382,900	430,900
	25	230,200	256,800	281,300	302,700	341,800	384,400	432,400
	26	231,100	257,600	282,200	303,900	343,500	386,100	433,700
	27	232,000	258,400	283,100	305,200	345,100	387,800	435,000
	28	232,900	259,200	283,900	306,400	346,600	389,500	436,300
	29	233,800	260,000	284,700	307,600	347,900	391,200	437,600
	30	234,700	260,800	285,600	308,800	349,400	392,700	438,800
	31	235,600	261,700	286,500	309,900	350,900	394,200	440,100
	32	236,600	262,500	287,400	311,100	352,500	395,800	441,200
	33	237,400	263,300	288,200	312,500	354,000	397,100	442,400
	34	238,200	264,100	289,300	313,700	355,500	398,400	443,500
	35	239,000	264,800	290,300	314,900	357,000	399,700	444,700
	36	239,800	265,600	291,300	316,100	358,400	400,800	445,900
	37	240,600	266,600	292,300	317,300	359,800	401,900	447,000
	38	241,400	267,300	293,400	318,400	361,500	403,000	447,800
	39	242,200	268,200	294,500	319,600	363,000	404,100	448,200
	40	243,100	269,000	295,500	320,900	364,500	405,300	448,900
	41	243,700	269,800	296,500	322,100	365,700	406,100	449,400
	42	244,300	270,600	297,500	323,400	366,800	406,900	449,800
	43	244,900	271,400	298,500	324,700	368,000	407,700	450,300
	44	245,400	272,200	299,500	325,900	369,100	408,500	450,700
	45	245,900	272,900	300,600	326,800	370,100	408,900	451,100
	46	246,500	273,700	301,800	328,000	370,900	409,500	451,500
	47	247,000	274,500	302,900	329,300	372,000	410,000	451,900
	48	247,400	275,400	304,000	330,500	373,100	410,400	452,200

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	49	247,800	276,100	305,100	331,600	374,100	410,800	452,500
	50	248,400	276,900	306,200	332,600	375,100	411,000	452,900
	51	248,900	277,600	307,300	333,600	376,100	411,300	453,200
	52	249,400	278,300	308,500	334,500	377,000	411,600	453,500
	53	249,700	279,000	309,600	335,400	377,800	411,900	453,800
	54	250,000	279,700	310,700	336,400	378,600	412,200	
	55	250,300	280,400	311,800	337,400	379,500	412,500	
	56	250,600	281,200	312,900	338,400	380,300	412,800	
	57	250,900	281,900	313,900	338,900	380,800	413,000	
	58	251,200	282,600	314,900	339,800	381,600	413,300	
	59	251,500	283,300	315,900	340,500	382,500	413,600	
	60	251,800	283,900	317,000	341,400	383,300	413,900	
	61	252,100	284,500	318,000	342,100	383,700	414,100	
	62	252,400	285,200	319,000	342,400	384,400	414,400	
	63	252,800	285,900	320,000	342,900	385,100	414,700	
	64	253,100	286,500	320,900	343,500	385,700	415,000	
	65	253,400	287,200	321,800	344,100	386,100	415,200	
	66	253,700	287,900	322,600	344,800	386,600		
	67	254,000	288,600	323,300	345,500	387,200		
	68	254,300	289,200	324,000	346,100	387,800		
	69	254,600	289,800	324,600	346,800	388,200		
	70	254,900	290,500	325,300	347,300	388,700		
	71	255,200	291,200	325,900	347,900	389,200		
	72	255,400	291,800	326,600	348,600	389,700		
	73	255,600	292,400	327,200	348,900	390,300		
	74	255,900	292,900	327,400	349,500	390,800		
	75	256,200	293,300	327,900	350,000	391,400		
	76	256,400	293,700	328,400	350,500	392,000		
	77	256,700	294,200	329,000	351,000	392,500		
	78	257,000	294,500	329,500	351,500	393,000		
	79	257,300	294,800	330,000	352,000	393,600		
	80	257,500	295,100	330,400	352,400	394,100		
	81	257,700	295,400	331,000	352,700	394,400		
	82	258,000	295,700	331,500	353,000	394,900		
	83	258,300	296,000	331,900	353,200	395,300		
	84	258,500	296,300	332,400	353,500	395,700		
	85	258,700	296,500	332,900	354,000	396,100		
	86		296,700	333,300	354,300	396,600		
	87		296,900	333,500	354,600	397,000		
	88		297,100	333,800	354,900	397,400		
	89		297,500	334,200	355,300	397,800		
	90		297,700	334,600	355,600	398,300		
	91		297,900	334,900	355,900	398,700		
	92		298,100	335,200	356,200	399,100		
	93		298,500	335,500	356,600	399,500		
	94		298,700	335,700	356,900	400,000		
	95		298,900	336,100	357,200	400,400		
	96		299,200	336,400	357,500	400,800		
	97		299,500	336,700	357,800	401,200		
	98		299,700	337,000	358,200			
	99		299,900	337,300	358,600			
	100		300,200	337,600	359,000			

	101		300,500	337,800	359,600			
	102		300,700	338,100	360,000			
	103		300,900	338,400	360,400			
	104		301,200	338,600	360,800			
	105		301,500	338,800	361,300			
	106			339,000				
	107			339,400				
	108			339,600				
	109			339,800				
	110			340,200				
	111			340,600				
	112			341,000				
	113			341,200				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		194,700	221,500	250,300	264,000	289,800	331,300	374,300

ウ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	209,100	242,300	279,700	295,300	312,800	345,200
	2	211,000	244,500	280,800	295,900	314,100	346,900
	3	212,900	246,700	281,900	296,500	315,300	348,600
	4	214,600	248,900	283,000	297,000	316,400	350,300
	5	216,300	251,100	284,000	297,600	317,500	352,000
	6	218,200	252,200	284,500	298,200	318,600	353,800
	7	220,000	253,100	285,000	298,800	319,700	355,500
	8	221,700	254,000	285,500	299,300	320,900	357,100
	9	223,400	254,900	286,000	299,800	322,000	358,600
	10	225,400	256,100	286,500	300,400	323,000	360,300
	11	227,400	257,300	287,000	301,000	324,000	362,000
	12	229,300	258,200	287,500	301,500	325,000	363,800
	13	231,200	259,000	288,100	302,000	326,000	365,200
	14	233,200	259,700	288,600	302,600	327,300	366,900
	15	235,200	260,400	289,100	303,300	328,500	368,600
	16	237,200	261,300	289,600	303,800	329,700	370,300
	17	239,300	262,400	290,100	304,300	330,800	372,100
	18	241,300	263,500	290,600	305,000	332,000	374,200
	19	243,400	264,700	291,100	305,700	333,100	376,200
	20	245,400	265,800	291,600	306,400	334,300	378,200
	21	247,300	266,900	292,100	307,100	335,400	379,900
	22	248,600	268,000	292,600	308,000	336,600	382,000
	23	249,800	269,100	293,100	309,000	337,700	384,200
	24	250,900	270,200	293,600	309,900	338,800	386,200
	25	252,000	271,200	294,200	310,700	339,900	388,100
	26	252,900	272,400	294,700	311,600	341,100	389,700
	27	253,800	273,500	295,200	312,500	342,300	391,500
	28	254,700	274,500	295,700	313,400	343,400	393,300
	29	255,600	275,500	296,200	314,200	344,500	395,100
	30	256,400	276,200	296,800	315,200	345,700	396,800
	31	257,100	276,900	297,600	316,100	346,800	398,700
	32	257,800	277,600	298,400	317,000	347,900	400,400
	33	258,600	278,400	299,200	317,800	349,000	402,100
	34	259,400	279,000	300,000	318,900	350,300	403,800
	35	260,200	279,500	300,800	320,000	351,700	405,700
	36	260,900	280,000	301,600	321,100	353,000	407,400
	37	261,700	280,500	302,300	322,300	354,200	409,000
	38	262,600	281,100	303,100	323,400	355,700	410,700
	39	263,500	281,600	303,900	324,500	357,200	412,500
	40	264,300	282,100	304,700	325,600	358,700	414,300
	41	265,100	282,500	305,500	326,700	359,900	415,800
	42	266,000	283,000	306,300	327,900	361,500	417,400
	43	266,800	283,500	307,100	329,000	362,900	418,900
	44	267,600	284,000	307,900	330,200	364,300	420,200
	45	268,400	284,600	308,600	331,000	365,700	421,300
	46	269,200	285,100	309,600	332,100	366,700	422,400
	47	269,900	285,600	310,600	333,200	368,100	423,500
	48	270,500	286,100	311,600	334,200	369,400	424,700

	49	271,100	286,600	312,500	335,200	370,700	426,000
	50	271,600	287,100	313,500	336,200	372,200	427,100
	51	272,100	287,600	314,500	337,200	373,500	428,400
	52	272,500	288,100	315,400	338,200	374,800	429,500
	53	272,900	288,600	316,300	339,500	376,300	430,700
	54	273,400	289,200	317,300	340,800	377,500	431,700
	55	274,000	289,700	318,300	342,000	378,600	432,800
	56	274,400	290,200	319,400	343,200	379,800	433,900
	57	274,800	290,700	320,200	344,100	380,900	434,900
	58	275,200	291,500	321,200	345,300	381,800	435,400
	59	275,600	292,300	322,200	346,400	382,900	436,000
	60	276,000	293,000	323,100	347,700	383,800	436,400
	61	276,400	293,800	324,000	348,700	384,400	437,000
	62	276,800	294,700	325,000	349,700	385,200	437,500
	63	277,200	295,600	326,000	350,800	386,000	437,900
	64	277,600	296,400	326,900	352,000	386,800	438,400
	65	278,000	297,200	327,900	353,100	387,500	439,000
	66	278,400	298,100	329,100	354,300	388,200	439,400
	67	278,900	298,900	330,300	355,500	388,900	439,700
	68	279,300	299,700	331,500	356,500	389,500	440,000
	69	279,700	300,600	332,200	357,500	390,100	440,400
	70	280,200	301,500	333,300	358,500	390,700	
	71	280,700	302,400	334,400	359,600	391,400	
	72	281,100	303,300	335,300	360,800	392,000	
	73	281,500	304,200	336,400	361,600	392,700	
	74	282,100	305,100	337,100	362,700	393,200	
	75	282,700	306,000	338,300	363,800	393,900	
	76	283,300	306,900	339,400	364,800	394,400	
	77	283,800	307,800	340,500	365,500	394,800	
	78	284,400	308,800	341,700	366,300	395,400	
	79	285,000	309,800	342,800	367,100	395,900	
	80	285,500	310,700	343,900	367,800	396,200	
	81	286,000	311,200	345,000	368,400	396,500	
	82	286,500	312,100	346,100	368,900	397,000	
	83	287,000	313,000	347,100	369,400	397,400	
	84	287,500	313,800	348,200	369,900	397,700	
	85	288,000	314,600	349,200	370,500	398,000	
	86	288,600	315,600	350,200	371,100	398,500	
	87	289,100	316,700	351,100	371,600	399,000	
	88	289,600	317,700	352,100	372,100	399,400	
	89	290,100	318,600	353,000	372,500	399,700	
	90	290,600	319,700	353,800	372,900	400,100	
	91	291,100	320,700	354,600	373,500	400,600	
	92	291,600	321,700	355,400	374,000	401,000	
	93	292,100	322,500	356,000	374,300	401,400	
	94	292,700	323,200	356,600	374,800	401,800	
	95	293,300	323,900	357,200	375,200	402,300	
	96	293,900	324,500	357,800	375,500	402,700	
	97	294,500	325,000	358,200	376,100	403,100	
	98	295,100	325,300	358,600	376,600	403,500	
	99	295,600	326,000	359,100	377,100	404,000	
	100	296,100	326,600	359,600	377,600	404,400	

定年前
再任用
短時間
勤務職
員以外
の職員

101	296,600	327,000	360,100	378,200	404,900
102	297,100	327,600	360,500	378,700	405,300
103	297,600	328,200	361,000	379,200	405,800
104	298,000	328,700	361,400	379,600	406,200
105	298,400	329,100	361,700	380,200	406,600
106	298,900	329,600	362,200	380,700	
107	299,400	330,100	362,600	381,200	
108	299,700	330,600	362,900	381,700	
109	299,900	331,000	363,300	382,400	
110	300,200	331,400	363,800	382,800	
111	300,400	331,700	364,300	383,300	
112	300,700	332,000	364,800	383,800	
113	301,000	332,300	365,300	384,400	
114	301,200	332,700	365,800		
115	301,500	333,000	366,300		
116	301,700	333,300	366,700		
117	302,000	333,500	367,100		
118	302,300	333,800	367,500		
119	302,600	334,100	368,000		
120	303,000	334,300	368,500		
121	303,300	334,500	368,900		
122	303,700	334,800	369,400		
123	304,000	335,100	369,900		
124	304,300	335,400	370,400		
125	304,500	335,600	370,800		
126	304,700	335,900			
127	305,000	336,300			
128	305,400	336,500			
129	305,600	336,800			
130	305,900	337,000			
131	306,300	337,400			
132	306,700	337,600			
133	306,900	337,900			
134	307,200	338,300			
135	307,500	338,700			
136	307,800	339,100			
137	308,000	339,400			
138	308,300	339,800			
139	308,600	340,200			
140	308,900	340,600			
141	309,100	340,900			
142	309,500	341,300			
143	309,900	341,600			
144	310,200	342,000			
145	310,400	342,300			
146	310,600	342,700			
147	310,900	343,100			
148	311,300	343,500			
149	311,500	343,800			
150	311,700	344,200			
151	312,000	344,600			
152	312,300	345,000			

	153	312,700	345,300				
	154	312,900					
	155	313,100					
	156	313,400					
	157	313,700					
	158	314,100					
	159	314,400					
	160	314,700					
	161	315,100					
	162	315,400					
	163	315,700					
	164	316,000					
	165	316,400					
	166	316,700					
	167	317,000					
	168	317,300					
	169	317,700					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		241,800	262,500	269,900	280,300	296,900	334,800

別記第1 備考

各給料表の備考は、現行どおりとする。

別記第 2

支 給 地 域	区 分
盛岡市 大船渡市 花巻市 北上市 久慈市 遠野市 一関市 二戸市 八幡平市 奥州市 滝沢市 岩手郡 紫波郡 和賀郡 胆沢郡 西磐井郡 気仙郡 下閉伊郡のうち岩泉町、田野畑村 及び普代村 九戸郡 二戸郡	4 級地

備考 この表に掲げる名称は、令和 6 年 4 月 1 日における名称とし、同表に掲げる地域は、それらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されないものとする。

別記第 3

第 5 条第 1 項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	418,000
2	479,000
3	543,000
4	626,000
5	728,000
6	831,000

第 5 条第 2 項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	349,000
2	385,000
3	414,000

別記第 4

号 給	給 料 月 額
	円
1	395,000
2	444,000
3	496,000
4	560,000
5	639,000
6	746,000
7	871,000

別記第5
行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	184,800	231,700	267,400	301,300	324,000	358,300	411,900	462,400	514,700	555,700
	2	185,900	233,200	268,400	302,800	325,900	360,000	413,800	467,900	521,700	562,900
	3	187,100	234,700	269,400	304,300	327,700	361,600	415,700	472,900	526,900	569,100
	4	188,200	236,300	270,400	305,700	329,400	363,200	417,600	477,700	531,300	574,100
	5	189,300	237,800	271,500	307,200	331,100	364,900	419,400	481,700	534,800	578,100
	6	191,000	239,300	272,500	308,300	332,800	366,700	421,200	485,200	538,100	581,100
	7	192,600	240,800	273,500	309,300	334,600	368,200	423,000	488,200	541,100	583,600
	8	194,200	242,300	274,500	310,500	336,300	369,800	424,800	490,700	543,600	585,600
	9	195,800	243,800	275,500	311,700	337,900	371,200	426,400	492,700	545,600	
	10	197,600	245,300	276,500	313,300	339,600	372,800	427,900			
	11	199,200	246,700	277,500	315,000	341,300	374,500	429,500			
	12	200,800	248,100	278,600	316,600	342,900	376,000	431,000			
	13	202,400	249,400	279,700	318,100	344,500	377,900	432,500			
	14	204,100	250,700	281,000	319,700	346,100	379,800	433,600			
	15	205,800	252,000	282,300	321,300	347,700	381,700	434,900			
	16	207,500	253,200	283,500	323,000	349,200	383,600	436,100			
	17	208,800	254,400	284,800	324,500	350,600	385,100	437,300			
	18	210,500	255,400	286,100	326,200	352,400	386,900	438,600			
	19	212,100	256,500	287,400	327,800	354,000	388,600	440,000			
	20	213,600	257,600	288,600	329,400	355,600	390,200	441,200			
	21	215,100	258,600	289,700	330,800	356,800	391,900	442,400			
	22	216,700	259,600	290,900	332,600	358,300	393,300	443,200			
	23	218,300	260,700	292,200	334,300	359,800	394,800	444,000			
	24	220,000	261,700	293,500	335,900	361,400	396,200	444,800			
	25	221,600	262,700	294,900	337,100	363,100	397,600	445,400			
	26	223,300	263,600	295,900	339,000	364,900	398,800	446,000			
	27	224,600	264,500	296,900	340,800	366,600	400,000	446,600			
	28	225,900	265,300	298,000	342,400	368,300	401,000	447,200			
	29	227,300	266,100	299,100	343,900	369,700	402,100	448,000			
	30	228,400	266,900	300,300	345,500	371,000	403,300	448,800			
	31	229,500	267,700	301,500	347,100	372,300	404,400	449,200			
	32	230,600	268,600	302,700	348,700	373,700	405,600	450,000			
	33	231,700	269,300	303,900	350,500	374,800	406,300	450,500			
	34	232,800	270,100	305,200	352,300	375,700	407,000	450,900			
	35	233,900	270,900	306,500	354,100	376,700	407,700	451,300			
	36	235,100	271,700	307,800	355,900	377,800	408,400	451,700			
	37	236,200	272,400	309,100	357,400	378,600	408,800	452,100			
	38	237,200	273,200	310,500	358,800	379,500	409,400	452,500			
	39	238,200	273,900	311,800	360,200	380,400	409,900	452,900			
	40	239,100	274,700	313,100	361,700	381,200	410,300	453,200			
	41	240,000	275,300	314,400	363,200	382,000	410,700	453,500			
	42	240,900	276,100	315,700	364,000	382,900	410,900	453,900			
	43	241,700	276,900	317,000	365,000	383,700	411,200	454,200			
	44	242,500	277,600	318,200	366,000	384,400	411,500	454,500			
	45	243,300	278,300	319,100	366,900	385,100	411,800	454,800			
	46	243,900	279,000	320,400	368,000	385,800	412,100				
	47	244,500	279,700	321,700	368,900	386,500	412,400				
	48	245,100	280,500	323,000	369,900	387,200	412,700				

定年前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	49	245,700	281,200	324,200	370,800	387,700	412,900				
	50	246,300	281,900	325,500	371,600	388,300	413,200				
	51	246,900	282,600	326,700	372,300	388,900	413,500				
	52	247,400	283,300	328,000	372,900	389,600	413,800				
	53	247,900	283,900	329,300	373,300	390,000	414,100				
	54	248,300	284,600	330,400	373,900	390,600	414,400				
	55	248,700	285,200	331,500	374,600	391,200	414,700				
	56	249,000	285,900	332,600	375,300	391,700	415,000				
	57	249,300	286,500	333,300	375,600	392,100	415,200				
	58	249,600	287,300	334,200	376,300	392,700	415,500				
	59	249,900	287,900	334,900	377,000	393,300	415,800				
	60	250,200	288,600	335,700	377,600	393,900	416,200				
	61	250,500	289,200	336,500	377,900	394,300	416,400				
	62	250,800	289,900	336,900	378,400	394,800	416,700				
	63	251,100	290,500	337,600	379,000	395,300	417,000				
	64	251,400	291,000	338,300	379,600	395,900	417,200				
	65	251,700	291,500	339,100	379,900	396,200	417,400				
	66	252,000	292,100	339,800	380,500	396,600					
	67	252,400	292,600	340,500	381,200	397,000					
	68	252,700	293,200	341,100	381,800	397,400					
	69	253,000	293,800	341,600	382,300	397,700					
	70	253,300	294,300	342,200	382,800	398,000					
	71	253,600	294,900	342,700	383,400	398,300					
	72	253,900	295,500	343,300	383,900	398,500					
	73	254,200	296,000	343,600	384,400	398,700					
	74	254,500	296,500	344,100	385,000	399,000					
	75	254,800	296,900	344,500	385,500	399,300					
	76	255,100	297,200	344,900	385,800	399,500					
	77	255,400	297,400	345,300	386,200	399,700					
	78	255,700	297,700	345,800	386,700	400,000					
	79	256,000	297,900	346,300	387,100	400,300					
	80	256,300	298,200	346,800	387,500	400,500					
	81	256,600	298,400	347,100	387,900	400,700					
	82	257,000	298,600	347,500	388,400	401,000					
	83	257,300	298,900	347,900	388,800	401,300					
	84	257,600	299,100	348,400	389,200	401,500					
	85	257,900	299,400	348,700	389,500	401,700					
	86	258,200	299,700	349,100	390,000	402,000					
	87	258,500	300,000	349,500	390,400	402,300					
	88	258,800	300,300	349,900	390,800	402,500					
	89	259,100	300,600	350,100	391,100	402,700					
	90	259,400	300,900	350,500	391,600						
	91	259,700	301,200	350,900	392,000						
	92	260,000	301,600	351,300	392,400						
	93	260,300	301,800	351,500	392,700						
	94		302,000	351,900							
	95		302,300	352,300							
	96		302,700	352,600							
	97		303,000	352,900							
	98		303,300	353,300							
	99		303,700	353,700							
	100		304,100	354,100							

	101		304,300	354,600							
	102		304,600	355,000							
	103		304,900	355,400							
	104		305,200	355,800							
	105		305,400	356,300							
	106		305,700	356,700							
	107		306,000	357,000							
	108		306,300	357,300							
	109		306,500	357,800							
	110		306,900								
	111		307,300								
	112		307,600								
	113		307,800								
	114		308,000								
	115		308,300								
	116		308,700								
	117		308,900								
	118		309,100								
	119		309,400								
	120		309,700								
	121		310,100								
	122		310,300								
	123		310,600								
	124		310,900								
	125		311,200								
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		193,700	221,400	262,300	282,200	297,500	323,400	365,900	399,700	452,000	533,400

公安職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	213,100	234,200	257,300	297,700	334,700	356,300	387,400	424,000	470,100
	2	215,500	236,400	259,400	298,700	336,200	358,000	389,200	425,600	476,400
	3	217,900	238,600	261,600	299,700	337,700	359,800	390,900	427,200	481,400
	4	220,300	240,900	263,800	300,600	339,200	361,400	392,600	428,700	485,800
	5	222,700	243,100	265,900	301,200	340,700	363,000	394,100	430,300	489,800
	6	225,100	245,100	267,200	301,900	342,200	364,700	395,700	431,900	493,300
	7	227,600	247,100	268,600	302,700	343,500	366,300	397,300	433,300	496,300
	8	229,800	248,900	269,900	303,400	344,800	367,900	399,000	434,700	498,800
	9	232,000	250,800	271,200	304,100	346,100	369,600	400,600	435,800	501,000
	10	234,100	252,500	272,500	304,800	347,700	371,200	402,200	437,200	
	11	236,200	254,200	273,800	305,500	349,400	372,800	403,800	438,700	
	12	238,200	255,600	275,100	306,100	351,000	374,400	405,400	440,300	
	13	240,300	257,000	276,500	306,800	352,500	376,000	407,000	441,600	
	14	242,300	258,900	277,700	307,600	354,100	377,700	409,000	443,300	
	15	244,300	260,300	278,800	308,400	355,700	379,300	411,000	444,900	
	16	245,900	261,800	280,300	309,200	357,300	380,900	413,000	446,500	
	17	247,500	263,300	281,600	309,900	358,800	382,500	414,500	447,900	
	18	249,100	264,500	282,900	310,700	360,400	384,100	416,200	449,600	
	19	250,600	265,700	284,300	311,700	362,000	385,700	417,900	451,400	
	20	252,100	266,900	285,500	312,600	363,500	387,400	419,600	453,000	
	21	253,600	268,200	286,700	313,500	365,000	389,000	421,200	454,200	
	22	255,200	269,400	287,300	314,800	366,700	390,600	422,700	455,100	
	23	256,800	270,700	287,900	316,200	368,300	392,300	424,200	455,800	
	24	258,300	272,000	288,500	317,500	369,900	394,000	425,600	456,500	
	25	259,800	273,400	289,000	318,800	371,300	395,800	426,800	456,900	
	26	261,000	274,900	289,600	320,300	373,000	397,800	428,400	457,400	
	27	262,200	276,200	290,300	321,600	374,700	399,700	429,900	458,000	
	28	263,400	277,500	290,800	322,800	376,400	401,600	431,300	458,600	
	29	264,700	278,500	291,300	323,800	378,000	403,300	432,800	459,200	
	30	266,000	279,800	291,900	325,000	379,600	404,700	434,100	459,900	
	31	267,300	281,100	292,400	326,200	381,200	405,900	435,300	460,400	
	32	268,600	282,300	292,900	327,300	382,900	407,300	436,500	460,900	
	33	269,900	283,600	293,400	328,400	384,700	408,300	437,500	461,500	
	34	271,400	284,200	294,000	329,700	386,700	409,400	438,200	461,800	
	35	272,700	284,800	294,500	330,900	388,700	410,400	439,000	462,100	
	36	274,200	285,400	295,000	332,000	390,700	411,400	439,800	462,500	
	37	275,200	285,900	295,600	333,100	392,400	412,500	440,300	462,900	
	38	276,500	286,500	296,200	334,300	394,100	413,700	440,700	463,100	
	39	277,800	287,100	296,800	335,500	395,700	414,800	441,100	463,400	
	40	279,000	287,700	297,400	336,800	397,200	415,900	441,400	463,600	
	41	280,200	288,300	298,100	338,000	398,400	417,200	441,700	464,000	
	42	280,800	288,900	298,800	339,200	399,400	418,000	442,000	464,200	
	43	281,500	289,500	299,500	340,400	400,400	418,800	442,300	464,400	
	44	282,100	290,000	300,200	341,600	401,400	419,400	442,600	464,600	
	45	282,500	290,500	300,800	342,800	402,500	419,900	442,800	465,000	
	46	283,100	291,000	301,800	344,100	403,600	420,600	443,100		
	47	283,600	291,500	302,600	345,400	404,700	421,300	443,400		
	48	284,100	292,000	303,400	346,600	405,900	421,900	443,700		

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	49	284,600	292,600	304,200	347,800	407,200	422,600	444,000		
	50	285,200	293,100	305,300	349,200	408,000	423,000	444,300		
	51	285,700	293,800	306,400	350,500	408,800	423,600	444,600		
	52	286,200	294,400	307,400	351,800	409,400	424,200	444,900		
	53	286,800	295,000	308,500	352,800	409,900	424,600	445,100		
	54	287,400	295,700	309,600	354,100	410,600	425,000	445,400		
	55	287,900	296,400	310,600	355,300	411,300	425,500	445,700		
	56	288,400	297,100	311,700	356,500	412,000	426,000	446,000		
	57	288,900	297,700	312,700	357,700	412,300	426,500	446,200		
	58	289,400	298,600	313,800	359,100	413,000	427,100	446,500		
	59	289,900	299,400	315,000	360,500	413,700	427,600	446,800		
	60	290,400	300,300	316,100	362,000	414,200	428,000	447,000		
	61	290,900	301,100	317,100	363,300	414,600	428,400	447,200		
	62	291,400	302,000	318,200	364,800	415,000	428,700	447,500		
	63	292,000	302,900	319,300	366,300	415,500	429,000	447,800		
	64	292,500	303,800	320,400	367,700	416,100	429,300	448,100		
	65	293,000	304,600	321,400	368,900	416,600	429,600	448,300		
	66	293,500	305,500	322,600	370,300	417,000	429,900			
	67	294,000	306,400	323,700	371,600	417,500	430,200			
	68	294,500	307,200	324,800	373,100	418,000	430,400			
	69	295,000	308,100	325,800	374,200	418,500	430,600			
	70	295,500	309,000	327,000	375,400	419,000	430,900			
	71	296,000	309,900	328,200	376,600	419,600	431,200			
	72	296,600	310,800	329,400	377,800	420,100	431,400			
	73	297,100	311,600	330,200	379,100	420,500	431,600			
	74	297,700	312,600	331,500	380,300	421,100	431,900			
	75	298,300	313,500	332,800	381,500	421,600	432,200			
	76	298,800	314,300	334,100	382,700	421,800	432,400			
	77	299,300	315,000	335,400	383,800	422,100	432,600			
	78	299,900	315,900	336,800	385,000	422,600	432,900			
	79	300,500	316,800	338,200	386,100	422,900	433,200			
	80	301,100	317,800	339,700	387,300	423,200	433,400			
	81	301,800	318,700	341,000	388,400	423,500	433,600			
	82	302,500	319,900	342,600	389,000	423,900	433,900			
	83	303,200	320,900	344,100	389,500	424,300	434,200			
	84	303,800	321,900	345,600	390,000	424,700	434,400			
	85	304,400	322,800	347,000	390,600	425,000	434,600			
	86	305,100	323,800	348,500	391,200	425,400	434,900			
	87	305,800	324,800	350,100	391,800	425,800	435,200			
	88	306,500	325,800	351,500	392,400	426,200	435,400			
	89	307,200	326,800	352,800	392,700	426,500	435,600			
	90	308,100	328,200	354,000	393,200	426,900				
	91	308,900	329,400	355,200	393,800	427,300				
	92	309,600	330,600	356,500	394,300	427,700				
	93	310,100	331,800	357,800	394,700	428,000				
	94	311,000	333,100	359,300	395,100	428,400				
	95	311,900	334,300	360,900	395,600	428,800				
	96	312,700	335,500	362,300	396,100	429,200				
	97	313,500	336,700	363,600	396,500	429,400				
	98	314,500	338,100	364,800	397,000					
	99	315,400	339,300	365,900	397,500					
	100	316,400	340,500	367,100	398,000					

	101	317,300	341,900	368,200	398,300					
	102	318,300	342,800	369,300	398,700					
	103	319,300	343,800	370,400	399,200					
	104	320,200	344,900	371,600	399,500					
	105	321,000	346,000	372,800	399,800					
	106	321,600	347,100	373,300	400,300					
	107	322,200	348,100	373,900	400,800					
	108	322,800	349,200	374,500	401,300					
	109	323,300	350,400	375,100	401,600					
	110	323,800	351,400	375,600	402,100					
	111	324,200	352,400	376,000	402,600					
	112	324,700	353,300	376,500	403,100					
	113	325,500	354,200	376,900	403,400					
	114	326,300	355,100	377,300	403,900					
	115	327,000	356,100	377,800	404,400					
	116	327,600	357,100	378,300	405,000					
	117	328,200	358,100	378,700	405,400					
	118	328,900	358,500	379,200	405,900					
	119	329,600	359,100	379,800	406,300					
	120	330,400	359,800	380,300	406,800					
	121	331,000	360,100	380,500	407,200					
	122	331,300	360,500	381,000						
	123	331,800	360,900	381,500						
	124	332,300	361,300	381,900						
	125	332,600	361,700	382,500						
	126		362,100	383,000						
	127		362,500	383,500						
	128		362,900	384,000						
	129		363,300	384,300						
	130		363,700	384,800						
	131		364,100	385,300						
	132		364,500	385,800						
	133		364,700	386,100						
	134		365,200	386,600						
	135		365,600	387,000						
	136		365,900	387,400						
	137		366,200	387,700						
	138		366,600	388,200						
	139		367,100	388,700						
	140		367,600	389,200						
	141		367,900	389,500						
	142		368,400							
	143		368,900							
	144		369,400							
	145		369,700							
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		248,400	260,300	264,500	296,400	313,300	327,800	351,700	387,600	419,900

教育職給料表
ア 教育職給料表(1)

職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	201,300	248,100	322,300	380,100	455,900
	2	203,600	249,600	324,100	381,600	457,700
	3	205,900	251,000	325,900	383,000	459,500
	4	208,100	252,400	327,600	384,400	461,300
	5	210,300	253,800	329,300	385,800	463,000
	6	212,700	255,100	331,200	387,300	464,700
	7	214,900	256,300	333,100	388,900	466,600
	8	217,100	257,500	335,000	390,300	468,300
	9	219,300	258,900	336,800	391,600	470,000
	10	221,500	260,100	338,900	393,100	471,600
	11	223,700	261,400	340,700	394,600	473,200
	12	226,000	262,800	342,500	396,100	474,700
	13	228,200	264,100	344,200	397,600	476,200
	14	230,300	266,000	346,000	399,100	477,500
	15	232,400	267,800	347,600	400,600	478,800
	16	234,500	269,600	349,200	402,100	480,100
	17	236,700	271,300	350,800	403,500	481,300
	18	238,500	273,600	352,100	405,100	482,000
	19	240,200	275,800	353,400	406,800	482,700
	20	241,900	278,000	354,600	408,300	483,400
	21	243,600	280,200	355,900	409,500	484,000
	22	245,000	282,500	357,500	410,900	
	23	246,300	284,700	359,100	412,300	
	24	247,600	286,800	360,700	413,600	
	25	248,800	288,800	362,200	415,200	
	26	250,000	290,800	363,800	416,600	
	27	251,200	292,700	365,400	418,000	
	28	252,500	294,500	366,900	419,400	
	29	253,600	296,300	368,500	420,800	
	30	254,800	298,200	370,100	422,100	
	31	256,000	300,100	371,700	423,600	
	32	257,200	301,800	373,200	425,100	
	33	258,300	303,500	374,700	426,700	
	34	259,600	305,300	376,300	428,200	
	35	261,000	307,000	378,000	429,800	
	36	262,300	308,700	379,500	431,300	
	37	263,700	310,300	381,000	433,000	
	38	265,100	312,000	382,500	434,500	
	39	266,400	313,800	384,000	436,100	
	40	267,700	315,500	385,400	437,700	
	41	269,100	316,900	386,900	439,300	
	42	270,100	318,800	388,400	440,800	
	43	271,100	320,600	389,800	442,000	
	44	272,000	322,300	391,200	443,200	
	45	272,700	324,000	392,700	444,400	
	46	273,500	326,000	394,300	445,700	
	47	274,300	327,700	396,000	446,900	
	48	275,100	329,400	397,400	448,100	

	49	276,000	331,100	398,600	449,200
	50	276,800	333,000	400,000	450,500
	51	277,500	334,800	401,400	451,700
	52	278,300	336,500	402,700	452,900
	53	279,100	338,200	403,900	454,100
	54	279,900	339,500	405,100	455,300
	55	280,700	340,900	406,500	456,500
	56	281,500	342,200	407,800	457,700
	57	282,300	343,700	409,100	458,800
	58	282,900	345,300	410,400	459,400
	59	283,700	346,800	411,800	459,900
	60	284,600	348,500	413,000	460,400
	61	285,400	350,000	414,200	460,900
	62	286,000	351,600	415,600	
	63	286,800	353,200	417,100	
	64	287,500	354,700	418,400	
	65	288,500	356,200	419,600	
	66	289,400	357,900	420,800	
	67	290,200	359,500	422,100	
	68	290,900	361,000	423,500	
	69	291,600	362,500	424,800	
	70	292,400	364,100	426,000	
	71	293,200	365,800	427,000	
	72	293,900	367,300	428,300	
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	73	294,700	368,800	429,500	
	74	295,400	370,400	430,600	
	75	296,100	372,000	431,800	
	76	296,700	373,500	432,800	
	77	297,300	375,100	433,900	
	78	298,000	376,500	434,900	
	79	298,700	377,900	435,900	
	80	299,300	379,200	436,900	
	81	299,900	380,500	437,800	
	82	300,700	381,900	438,600	
	83	301,400	383,300	439,500	
	84	302,100	384,700	440,300	
	85	302,800	385,800	441,000	
	86	303,600	387,200	441,400	
	87	304,300	388,500	441,800	
	88	305,000	389,800	442,200	
	89	305,700	391,000	442,600	
	90	306,600	392,300	442,900	
	91	307,500	393,400	443,200	
	92	308,300	394,700	443,400	
	93	308,800	395,900	443,700	
	94	309,600	397,000	444,000	
	95	310,400	398,200	444,300	
	96	311,200	399,400	444,500	
	97	311,900	400,800	444,700	
	98	312,700	401,800	445,000	
	99	313,500	402,800	445,300	
	100	314,200	403,800	445,500	

	101	315,000	404,700	445,700		
	102	316,000	405,800	446,000		
	103	316,900	406,900	446,300		
	104	317,700	408,000	446,500		
	105	318,300	408,700	446,700		
	106	319,100	409,600			
	107	319,900	410,500			
	108	320,700	411,400			
	109	321,400	412,200			
	110	321,800	413,000			
	111	322,200	413,800			
	112	322,700	414,600			
	113	323,200	415,200			
	114	323,600	415,900			
	115	324,100	416,700			
	116	324,500	417,400			
	117	325,000	418,000			
	118	325,600	418,500			
	119	326,000	418,900			
	120	326,500	419,200			
	121	327,000	419,500			
	122	327,400	419,800			
	123	327,900	420,100			
	124	328,400	420,300			
	125	329,000	420,500			
	126	329,300	420,800			
	127	329,600	421,100			
	128	329,900	421,300			
	129	330,100	421,500			
	130	330,400	421,800			
	131	330,700	422,100			
	132	330,900	422,300			
	133	331,100	422,500			
	134	331,300	422,800			
	135	331,500	423,100			
	136	331,800	423,300			
	137	332,100	423,500			
	138	332,300	423,800			
	139	332,600	424,100			
	140	332,900	424,300			
	141	333,100	424,500			
	142	333,300	424,800			
	143	333,600	425,100			
	144	333,800	425,300			
	145	334,100	425,500			
	146	334,300				
	147	334,600				
	148	334,900				
	149	335,100				
	150	335,300				
	151	335,600				
	152	335,900				
	153	336,100				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		240,600	281,600	310,900	339,600	425,600

イ 教育職給料表(2)

職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	201,300	222,200	322,300	351,600	439,500
	2	203,600	224,600	324,100	353,100	440,900
	3	205,900	227,100	325,900	354,600	442,100
	4	208,100	229,500	327,600	356,100	443,400
	5	210,300	231,900	329,300	357,500	444,500
	6	212,700	234,300	331,200	359,000	445,600
	7	214,900	236,700	333,100	360,400	446,800
	8	217,100	239,200	335,000	361,800	448,000
	9	219,300	241,600	336,800	363,200	449,300
	10	221,500	243,200	338,900	364,500	450,600
	11	223,700	244,800	340,700	365,900	451,600
	12	226,000	246,500	342,500	367,200	452,700
	13	228,200	248,100	344,200	368,400	453,900
	14	230,300	249,600	346,000	369,700	454,700
	15	232,400	251,000	347,600	370,900	455,500
	16	234,500	252,400	349,200	372,200	456,400
	17	236,700	253,800	350,800	373,400	457,300
	18	238,500	255,100	352,100	374,600	457,800
	19	240,200	256,300	353,400	375,800	458,300
	20	241,900	257,500	354,600	376,900	458,800
	21	243,600	258,900	355,900	378,000	459,300
	22	245,000	260,100	357,300	379,300	
	23	246,300	261,400	358,700	380,500	
	24	247,600	262,800	360,100	381,600	
	25	248,800	264,100	361,400	382,700	
	26	249,900	266,000	362,800	383,900	
	27	251,000	267,800	364,200	385,100	
	28	252,100	269,600	365,500	386,200	
	29	253,400	271,300	366,800	387,400	
	30	254,700	273,600	368,300	388,600	
	31	255,900	275,800	369,600	389,800	
	32	257,100	278,000	370,900	390,900	
	33	258,200	280,200	372,200	392,000	
	34	259,400	282,500	373,400	393,200	
	35	260,700	284,700	374,600	394,400	
	36	261,900	286,800	375,900	395,600	
	37	263,100	288,800	377,100	396,900	
	38	264,300	290,800	378,300	398,200	
	39	265,500	292,700	379,500	399,400	
	40	266,700	294,500	380,700	400,600	
	41	267,900	296,300	381,800	401,800	
	42	269,100	298,200	383,000	403,100	
	43	270,200	300,100	384,200	404,100	
	44	271,300	301,800	385,500	405,200	
	45	272,300	303,500	386,600	406,500	
	46	273,100	305,300	387,900	407,700	
	47	273,900	307,000	389,200	408,900	
	48	274,700	308,700	390,400	410,100	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	49	275,500	310,300	391,300	411,200
	50	276,300	312,000	392,500	412,200
	51	277,000	313,800	393,500	413,500
	52	277,700	315,500	394,700	414,700
	53	278,500	316,900	395,500	415,900
	54	279,300	318,800	396,600	417,100
	55	280,100	320,600	397,600	418,200
	56	280,800	322,300	398,600	419,300
	57	281,500	324,000	399,700	420,300
	58	282,400	326,000	400,700	421,500
	59	283,200	327,700	401,800	422,700
	60	283,900	329,400	402,900	423,900
	61	284,500	331,100	403,900	424,500
	62	285,200	333,000	405,000	425,300
	63	285,900	334,800	406,200	426,000
	64	286,500	336,500	407,200	426,500
	65	287,200	338,200	408,100	426,800
	66	287,900	339,500	409,000	427,100
	67	288,700	340,900	410,000	427,500
	68	289,400	342,200	411,000	428,000
	69	290,100	343,700	411,800	428,300
	70	290,900	345,200	412,600	428,700
	71	291,600	346,700	413,300	429,000
	72	292,300	348,300	414,100	429,300
	73	292,800	349,700	414,800	429,600
	74	293,500	351,200	415,400	430,000
	75	294,300	352,700	416,100	430,300
	76	294,900	354,200	416,900	430,600
	77	295,500	355,600	417,500	430,900
	78	296,200	357,200	418,200	431,200
	79	296,800	358,700	418,700	431,500
	80	297,400	360,200	419,300	431,700
	81	298,000	361,600	419,700	431,900
	82	298,600	362,900	420,100	
	83	299,200	364,200	420,400	
	84	299,900	365,500	420,700	
	85	300,400	366,700	420,900	
	86	300,900	367,900	421,200	
	87	301,400	369,100	421,500	
	88	301,900	370,200	421,700	
	89	302,300	371,300	421,900	
	90	302,900	372,400	422,200	
	91	303,400	373,600	422,500	
	92	303,900	374,700	422,700	
	93	304,200	375,800	422,900	
	94	304,700	377,000	423,200	
	95	305,200	378,100	423,500	
	96	305,700	379,200	423,700	
	97	306,100	380,200	423,900	
	98	306,600	381,200	424,200	
	99	307,100	382,100	424,500	
	100	307,500	383,000	424,700	

101	307,900	383,900	424,900
102	308,300	384,900	425,200
103	308,700	385,800	425,500
104	309,000	386,700	425,700
105	309,200	387,500	425,900
106	309,500	388,400	
107	309,800	389,300	
108	310,000	390,200	
109	310,200	391,000	
110	310,400	391,900	
111	310,700	392,800	
112	311,000	393,900	
113	311,200	394,500	
114	311,400	395,400	
115	311,600	396,300	
116	311,900	397,200	
117	312,200	398,000	
118	312,400	398,700	
119	312,700	399,500	
120	313,000	400,300	
121	313,200	400,900	
122	313,400	401,600	
123	313,600	402,300	
124	313,900	402,900	
125	314,200	403,500	
126		404,200	
127		404,800	
128		405,400	
129		406,000	
130		406,600	
131		407,100	
132		407,600	
133		407,900	
134		408,200	
135		408,500	
136		408,800	
137		409,100	
138		409,400	
139		409,700	
140		410,000	
141		410,300	
142		410,600	
143		410,900	
144		411,200	
145		411,400	
146		411,700	
147		412,000	
148		412,200	
149		412,400	
150		412,700	
151		413,000	
152		413,200	

	153		413,400			
	154		413,700			
	155		414,000			
	156		414,200			
	157		414,400			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		231,700	278,400	306,100	332,900	415,500

研究職給料表

職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	185,200	235,600	328,800	379,200	450,400
	2	186,300	239,900	330,800	380,700	460,400
	3	187,500	242,700	332,800	382,100	469,900
	4	188,600	245,400	334,800	383,500	479,900
	5	189,700	248,000	336,600	384,900	489,600
	6	191,800	249,600	338,700	386,300	499,500
	7	193,900	251,100	340,600	387,700	508,500
	8	196,000	252,700	342,500	389,200	516,400
	9	198,100	254,200	344,300	390,600	524,300
	10	200,200	256,300	346,000	392,100	531,500
	11	202,200	258,400	347,600	393,500	536,800
	12	204,200	260,400	349,200	394,900	541,300
	13	206,200	262,500	350,800	396,300	544,300
	14	208,100	264,800	351,800	397,900	546,300
	15	210,000	267,100	352,900	399,400	
	16	211,900	269,300	353,900	400,900	
	17	213,600	271,500	355,000	402,400	
	18	215,400	274,000	356,300	404,000	
	19	217,200	276,400	357,500	405,600	
	20	219,000	278,800	358,700	407,400	
	21	220,900	281,100	360,000	408,600	
	22	222,700	283,300	361,100	410,000	
	23	224,400	285,400	362,200	411,400	
	24	226,100	287,400	363,300	412,700	
	25	227,800	289,400	364,400	414,000	
	26	230,000	291,400	365,400	415,300	
	27	231,900	293,300	366,400	416,800	
	28	233,800	295,200	367,500	418,400	
	29	235,700	297,100	368,400	419,600	
	30	236,800	298,600	369,300	420,800	
	31	237,900	300,200	370,100	422,400	
	32	239,100	301,700	370,900	423,900	
	33	240,500	303,200	371,600	425,200	
	34	242,000	304,700	372,400	426,600	
	35	243,500	306,200	373,200	428,100	
	36	245,000	307,700	374,000	429,500	
	37	246,500	309,100	374,900	430,900	
	38	248,200	310,000	375,700	432,300	
	39	249,800	310,900	376,500	433,700	
	40	251,400	311,800	377,300	435,100	
	41	253,000	312,600	378,100	436,200	
	42	254,500	313,100	379,400	437,500	
	43	256,000	313,600	380,700	438,900	
	44	257,600	314,200	381,900	440,300	
	45	259,100	314,700	382,600	441,100	
	46	260,400	315,200	383,700	441,900	
	47	261,600	315,700	384,500	442,800	
	48	262,800	316,200	385,200	443,700	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	49	264,000	316,600	385,900	444,500
	50	265,200	317,100	386,600	445,300
	51	266,300	317,600	387,300	445,900
	52	267,400	318,100	388,000	446,700
	53	268,500	318,500	388,600	447,100
	54	269,600	319,100	389,300	447,700
	55	270,600	319,500	390,100	448,200
	56	271,600	319,900	390,900	448,700
	57	272,700	320,300	391,500	449,200
	58	273,400	320,700	392,300	
	59	274,000	321,100	393,000	
	60	274,600	321,500	393,800	
	61	275,200	321,900	394,400	
	62	275,800	322,500	395,100	
	63	276,400	323,200	395,800	
	64	277,000	323,800	396,500	
	65	277,600	324,300	397,200	
	66	278,300	324,900	397,800	
	67	278,900	325,500	398,400	
	68	279,500	326,100	399,100	
	69	280,100	326,600	399,800	
	70	280,800	327,200	400,300	
	71	281,500	327,800	400,900	
	72	282,200	328,400	401,500	
	73	282,800	328,900	402,000	
	74	283,500	329,700	402,600	
	75	284,300	330,400	403,200	
	76	285,000	331,100	403,700	
	77	285,600	331,800	404,200	
	78	286,300	332,500	404,800	
	79	287,000	333,200	405,300	
	80	287,600	333,900	406,000	
	81	288,200	334,600	406,400	
	82	288,900	335,400	406,900	
	83	289,600	336,100	407,400	
	84	290,300	336,700	408,100	
	85	290,900	337,200	408,500	
	86	291,600	337,800	409,000	
	87	292,300	338,200	409,500	
	88	292,900	338,600	410,200	
	89	293,500	338,900	410,600	
	90	294,200	339,400	411,100	
	91	294,900	339,800	411,600	
	92	295,500	340,200	412,300	
	93	296,100	340,500	412,700	
	94	296,900	340,900		
	95	297,500	341,300		
	96	298,100	341,700		
	97	298,400	342,200		
	98	299,000	342,700		
	99	299,600	343,200		
	100	300,100	343,700		

	101	300,600	344,200			
	102	301,000	344,700			
	103	301,400	345,200			
	104	301,800	345,700			
	105	302,200	346,200			
	106	302,700	346,500			
	107	303,200	347,000			
	108	303,600	347,400			
	109	303,800	347,900			
	110	304,200	348,400			
	111	304,500	348,800			
	112	304,700	349,200			
	113	305,000	349,700			
	114	305,300	350,100			
	115	305,600	350,500			
	116	305,900	350,900			
	117	306,200	351,400			
	118	306,500	351,800			
	119	306,700	352,200			
	120	307,000	352,600			
	121	307,300	353,000			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		223,700	265,900	291,100	334,300	394,000

医療職給料表
ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任 用短時間勤 務職員以外 の職員		円	円	円	円
	1	291,400	400,300	455,100	549,800
	2	293,700	403,000	457,100	555,900
	3	296,000	405,600	459,000	561,200
	4	298,200	408,100	460,900	566,100
	5	300,300	410,500	462,300	570,500
	6	303,800	412,700	464,100	574,800
	7	307,300	414,800	465,900	578,400
	8	310,700	416,900	467,700	581,400
	9	314,100	419,000	469,500	583,900
	10	317,600	420,500	471,300	586,200
	11	321,000	422,000	473,100	
	12	324,400	423,500	474,900	
	13	327,800	424,900	476,700	
	14	331,300	426,400	478,500	
	15	334,700	427,900	480,300	
	16	338,100	429,300	482,100	
	17	341,500	430,700	483,900	
	18	344,600	432,200	485,800	
	19	347,700	433,700	487,700	
	20	350,800	435,100	489,600	
	21	354,000	436,500	491,500	
	22	357,100	438,000	493,200	
	23	360,200	439,500	495,000	
	24	363,200	440,900	496,800	
	25	366,200	442,300	498,400	
	26	368,500	443,700	500,200	
	27	370,800	445,100	502,000	
	28	373,000	446,500	503,600	
	29	374,900	447,900	505,000	
	30	376,600	449,300	506,700	
	31	378,300	450,700	508,500	
	32	380,100	452,100	510,200	
	33	381,900	453,500	511,700	
	34	383,700	454,900	513,000	
	35	385,300	456,300	514,300	
	36	386,700	457,700	515,600	
	37	388,100	459,100	516,600	
	38	389,600	460,800	517,900	
	39	391,100	462,400	519,200	
	40	392,600	464,000	520,500	
	41	394,100	465,600	521,500	
	42	394,800	466,800	522,300	
	43	395,400	468,000	523,100	
	44	396,100	469,100	523,900	
	45	397,000	470,100	524,800	
	46	397,600	471,100	525,600	
	47	398,200	472,000	526,400	
	48	398,800	472,800	527,100	

	49	399,400	473,500	527,900	
	50	399,900	474,200	528,700	
	51	400,400	474,900	529,400	
	52	400,900	475,500	530,300	
	53	401,400	476,200	531,200	
	54	401,800	476,900	532,000	
	55	402,200	477,500	532,900	
	56	402,600	478,100	533,800	
	57	403,000	478,400	534,600	
	58	403,400	479,000	535,500	
	59	403,800	479,700	536,400	
	60	404,200	480,400	537,100	
	61	404,600	480,800	537,900	
	62	405,000	481,400	538,800	
	63	405,400	482,100	539,700	
	64	405,800	482,800	540,600	
	65	406,100	483,200	541,400	
	66		483,800	542,300	
	67		484,400	543,200	
	68		484,900	544,100	
	69		485,400	544,900	
	70		485,900	545,800	
	71		486,400	546,700	
	72		486,900	547,600	
	73		487,300	548,400	
	74		487,800		
	75		488,200		
	76		488,700		
	77		489,200		
	78		489,800		
	79		490,400		
	80		490,800		
	81		491,300		
	82		491,900		
	83		492,500		
	84		493,000		
	85		493,500		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		301,700	344,400	399,500	473,300

イ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	189,900	229,000	265,000	284,000	317,600	363,800	418,700
	2	192,000	230,400	265,800	284,900	319,100	365,600	420,600
	3	194,100	231,700	266,600	285,700	320,500	367,200	422,500
	4	196,200	233,000	267,500	286,400	321,900	368,800	424,300
	5	198,300	234,200	268,300	287,100	323,300	370,400	426,100
	6	200,300	235,300	269,100	287,800	324,900	372,000	427,700
	7	202,300	236,300	269,900	288,500	326,500	373,700	429,400
	8	204,100	237,300	270,700	289,300	328,000	375,300	430,900
	9	205,900	238,500	271,500	290,100	329,500	376,900	432,400
	10	207,800	239,700	272,300	290,900	331,100	378,900	433,700
	11	209,700	241,000	273,200	291,800	332,600	380,900	435,000
	12	211,900	242,300	274,000	292,500	334,200	382,900	436,300
	13	213,600	243,700	274,800	293,200	335,700	384,400	437,600
	14	215,600	244,900	275,600	294,300	337,300	386,100	438,800
	15	217,800	246,200	276,400	295,400	338,800	387,800	440,100
	16	219,900	247,500	277,200	296,600	340,300	389,500	441,200
	17	222,000	248,700	278,000	297,900	341,800	391,200	442,400
	18	223,200	249,900	278,800	299,100	343,500	392,700	443,500
	19	224,300	251,100	279,600	300,300	345,100	394,200	444,700
	20	225,400	252,300	280,400	301,500	346,600	395,800	445,900
	21	226,500	253,400	281,300	302,700	347,900	397,100	447,000
	22	227,400	254,300	282,200	303,900	349,400	398,400	447,800
	23	228,300	255,200	283,100	305,200	350,900	399,700	448,200
	24	229,300	256,000	283,900	306,400	352,500	400,800	448,900
	25	230,200	256,800	284,700	307,600	354,000	401,900	449,400
	26	231,100	257,600	285,600	308,800	355,500	403,000	449,800
	27	232,000	258,400	286,500	309,900	357,000	404,100	450,300
	28	232,900	259,200	287,400	311,100	358,400	405,300	450,700
	29	233,800	260,000	288,200	312,500	359,800	406,100	451,100
	30	234,700	260,800	289,300	313,700	361,500	406,900	451,500
	31	235,600	261,700	290,300	314,900	363,000	407,700	451,900
	32	236,600	262,500	291,300	316,100	364,500	408,500	452,200
	33	237,400	263,300	292,300	317,300	365,700	408,900	452,500
	34	238,200	264,100	293,400	318,400	366,800	409,500	452,900
	35	239,000	264,800	294,500	319,600	368,000	410,000	453,200
	36	239,800	265,600	295,500	320,900	369,100	410,400	453,500
	37	240,600	266,600	296,500	322,100	370,100	410,800	453,800
	38	241,400	267,300	297,500	323,400	370,900	411,000	
	39	242,200	268,200	298,500	324,700	372,000	411,300	
	40	243,100	269,000	299,500	325,900	373,100	411,600	
	41	243,700	269,800	300,600	326,800	374,100	411,900	
	42	244,300	270,600	301,800	328,000	375,100	412,200	
	43	244,900	271,400	302,900	329,300	376,100	412,500	
	44	245,400	272,200	304,000	330,500	377,000	412,800	
	45	245,900	272,900	305,100	331,600	377,800	413,000	
	46	246,500	273,700	306,200	332,600	378,600	413,300	
	47	247,000	274,500	307,300	333,600	379,500	413,600	
	48	247,400	275,400	308,500	334,500	380,300	413,900	

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	49	247,800	276,100	309,600	335,400	380,800	414,100
	50	248,400	276,900	310,700	336,400	381,600	414,400
	51	248,900	277,600	311,800	337,400	382,500	414,700
	52	249,400	278,300	312,900	338,400	383,300	415,000
	53	249,700	279,000	313,900	338,900	383,700	415,200
	54	250,000	279,700	314,900	339,800	384,400	
	55	250,300	280,400	315,900	340,500	385,100	
	56	250,600	281,200	317,000	341,400	385,700	
	57	250,900	281,900	318,000	342,100	386,100	
	58	251,200	282,600	319,000	342,400	386,600	
	59	251,500	283,300	320,000	342,900	387,200	
	60	251,800	283,900	320,900	343,500	387,800	
	61	252,100	284,500	321,800	344,100	388,200	
	62	252,400	285,200	322,600	344,800	388,700	
	63	252,800	285,900	323,300	345,500	389,200	
	64	253,100	286,500	324,000	346,100	389,700	
	65	253,400	287,200	324,600	346,800	390,300	
	66	253,700	287,900	325,300	347,300	390,800	
	67	254,000	288,600	325,900	347,900	391,400	
	68	254,300	289,200	326,600	348,600	392,000	
	69	254,600	289,800	327,200	348,900	392,500	
	70	254,900	290,500	327,400	349,500	393,000	
	71	255,200	291,200	327,900	350,000	393,600	
	72	255,400	291,800	328,400	350,500	394,100	
	73	255,600	292,400	329,000	351,000	394,400	
	74	255,900	292,900	329,500	351,500	394,900	
	75	256,200	293,300	330,000	352,000	395,300	
	76	256,400	293,700	330,400	352,400	395,700	
	77	256,700	294,200	331,000	352,700	396,100	
	78	257,000	294,500	331,500	353,000	396,600	
	79	257,300	294,800	331,900	353,200	397,000	
	80	257,500	295,100	332,400	353,500	397,400	
	81	257,700	295,400	332,900	354,000	397,800	
	82	258,000	295,700	333,300	354,300	398,300	
	83	258,300	296,000	333,500	354,600	398,700	
	84	258,500	296,300	333,800	354,900	399,100	
	85	258,700	296,500	334,200	355,300	399,500	
	86		296,700	334,600	355,600	400,000	
	87		296,900	334,900	355,900	400,400	
	88		297,100	335,200	356,200	400,800	
	89		297,500	335,500	356,600	401,200	
	90		297,700	335,700	356,900		
	91		297,900	336,100	357,200		
	92		298,100	336,400	357,500		
	93		298,500	336,700	357,800		
	94		298,700	337,000	358,200		
	95		298,900	337,300	358,600		
	96		299,200	337,600	359,000		
	97		299,500	337,800	359,600		
	98		299,700	338,100	360,000		
	99		299,900	338,400	360,400		
	100		300,200	338,600	360,800		

	101		300,500	338,800	361,300			
	102		300,700	339,000				
	103		300,900	339,400				
	104		301,200	339,600				
	105		301,500	339,800				
	106			340,200				
	107			340,600				
	108			341,000				
	109			341,200				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		194,700	221,500	250,300	264,000	289,800	331,300	374,300

ウ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	209,100	242,300	284,000	297,600	322,000	365,200
	2	211,000	244,500	284,500	298,200	323,000	366,900
	3	212,900	246,700	285,000	298,800	324,000	368,600
	4	214,600	248,900	285,500	299,300	325,000	370,300
	5	216,300	251,100	286,000	299,800	326,000	372,100
	6	218,200	252,200	286,500	300,400	327,300	374,200
	7	220,000	253,100	287,000	301,000	328,500	376,200
	8	221,700	254,000	287,500	301,500	329,700	378,200
	9	223,400	254,900	288,100	302,000	330,800	379,900
	10	225,400	256,100	288,600	302,600	332,000	382,000
	11	227,400	257,300	289,100	303,300	333,100	384,200
	12	229,300	258,200	289,600	303,800	334,300	386,200
	13	231,200	259,000	290,100	304,300	335,400	388,100
	14	233,200	259,700	290,600	305,000	336,600	389,700
	15	235,200	260,400	291,100	305,700	337,700	391,500
	16	237,200	261,300	291,600	306,400	338,800	393,300
	17	239,300	262,400	292,100	307,100	339,900	395,100
	18	241,300	263,500	292,600	308,000	341,100	396,800
	19	243,400	264,700	293,100	309,000	342,300	398,700
	20	245,400	265,800	293,600	309,900	343,400	400,400
	21	247,300	266,900	294,200	310,700	344,500	402,100
	22	248,600	268,000	294,700	311,600	345,700	403,800
	23	249,800	269,100	295,200	312,500	346,800	405,700
	24	250,900	270,200	295,700	313,400	347,900	407,400
	25	252,000	271,200	296,200	314,200	349,000	409,000
	26	252,900	272,400	296,800	315,200	350,300	410,700
	27	253,800	273,500	297,600	316,100	351,700	412,500
	28	254,700	274,500	298,400	317,000	353,000	414,300
	29	255,600	275,500	299,200	317,800	354,200	415,800
	30	256,400	276,200	300,000	318,900	355,700	417,400
	31	257,100	276,900	300,800	320,000	357,200	418,900
	32	257,800	277,600	301,600	321,100	358,700	420,200
	33	258,600	278,400	302,300	322,300	359,900	421,300
	34	259,400	279,000	303,100	323,400	361,500	422,400
	35	260,200	279,500	303,900	324,500	362,900	423,500
	36	260,900	280,000	304,700	325,600	364,300	424,700
	37	261,700	280,500	305,500	326,700	365,700	426,000
	38	262,600	281,100	306,300	327,900	366,700	427,100
	39	263,500	281,600	307,100	329,000	368,100	428,400
	40	264,300	282,100	307,900	330,200	369,400	429,500
	41	265,100	282,500	308,600	331,000	370,700	430,700
	42	266,000	283,000	309,600	332,100	372,200	431,700
	43	266,800	283,500	310,600	333,200	373,500	432,800
	44	267,600	284,000	311,600	334,200	374,800	433,900
	45	268,400	284,600	312,500	335,200	376,300	434,900
	46	269,200	285,100	313,500	336,200	377,500	435,400
	47	269,900	285,600	314,500	337,200	378,600	436,000
	48	270,500	286,100	315,400	338,200	379,800	436,400

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	49	271,100	286,600	316,300	339,500	380,900	437,000
	50	271,600	287,100	317,300	340,800	381,800	437,500
	51	272,100	287,600	318,300	342,000	382,900	437,900
	52	272,500	288,100	319,400	343,200	383,800	438,400
	53	272,900	288,600	320,200	344,100	384,400	439,000
	54	273,400	289,200	321,200	345,300	385,200	439,400
	55	274,000	289,700	322,200	346,400	386,000	439,700
	56	274,400	290,200	323,100	347,700	386,800	440,000
	57	274,800	290,700	324,000	348,700	387,500	440,400
	58	275,200	291,500	325,000	349,700	388,200	
	59	275,600	292,300	326,000	350,800	388,900	
	60	276,000	293,000	326,900	352,000	389,500	
	61	276,400	293,800	327,900	353,100	390,100	
	62	276,800	294,700	329,100	354,300	390,700	
	63	277,200	295,600	330,300	355,500	391,400	
	64	277,600	296,400	331,500	356,500	392,000	
	65	278,000	297,200	332,200	357,500	392,700	
	66	278,400	298,100	333,300	358,500	393,200	
	67	278,900	298,900	334,400	359,600	393,900	
	68	279,300	299,700	335,300	360,800	394,400	
	69	279,700	300,600	336,400	361,600	394,800	
	70	280,200	301,500	337,100	362,700	395,400	
	71	280,700	302,400	338,300	363,800	395,900	
	72	281,100	303,300	339,400	364,800	396,200	
	73	281,500	304,200	340,500	365,500	396,500	
	74	282,100	305,100	341,700	366,300	397,000	
	75	282,700	306,000	342,800	367,100	397,400	
	76	283,300	306,900	343,900	367,800	397,700	
	77	283,800	307,800	345,000	368,400	398,000	
	78	284,400	308,800	346,100	368,900	398,500	
	79	285,000	309,800	347,100	369,400	399,000	
	80	285,500	310,700	348,200	369,900	399,400	
	81	286,000	311,200	349,200	370,500	399,700	
	82	286,500	312,100	350,200	371,100	400,100	
	83	287,000	313,000	351,100	371,600	400,600	
	84	287,500	313,800	352,100	372,100	401,000	
	85	288,000	314,600	353,000	372,500	401,400	
	86	288,600	315,600	353,800	372,900	401,800	
	87	289,100	316,700	354,600	373,500	402,300	
	88	289,600	317,700	355,400	374,000	402,700	
	89	290,100	318,600	356,000	374,300	403,100	
	90	290,600	319,700	356,600	374,800	403,500	
	91	291,100	320,700	357,200	375,200	404,000	
	92	291,600	321,700	357,800	375,500	404,400	
	93	292,100	322,500	358,200	376,100	404,900	
	94	292,700	323,200	358,600	376,600	405,300	
	95	293,300	323,900	359,100	377,100	405,800	
	96	293,900	324,500	359,600	377,600	406,200	
	97	294,500	325,000	360,100	378,200	406,600	
	98	295,100	325,300	360,500	378,700		
	99	295,600	326,000	361,000	379,200		
	100	296,100	326,600	361,400	379,600		

101	296,600	327,000	361,700	380,200
102	297,100	327,600	362,200	380,700
103	297,600	328,200	362,600	381,200
104	298,000	328,700	362,900	381,700
105	298,400	329,100	363,300	382,400
106	298,900	329,600	363,800	382,800
107	299,400	330,100	364,300	383,300
108	299,700	330,600	364,800	383,800
109	299,900	331,000	365,300	384,400
110	300,200	331,400	365,800	
111	300,400	331,700	366,300	
112	300,700	332,000	366,700	
113	301,000	332,300	367,100	
114	301,200	332,700	367,500	
115	301,500	333,000	368,000	
116	301,700	333,300	368,500	
117	302,000	333,500	368,900	
118	302,300	333,800	369,400	
119	302,600	334,100	369,900	
120	303,000	334,300	370,400	
121	303,300	334,500	370,800	
122	303,700	334,800		
123	304,000	335,100		
124	304,300	335,400		
125	304,500	335,600		
126	304,700	335,900		
127	305,000	336,300		
128	305,400	336,500		
129	305,600	336,800		
130	305,900	337,000		
131	306,300	337,400		
132	306,700	337,600		
133	306,900	337,900		
134	307,200	338,300		
135	307,500	338,700		
136	307,800	339,100		
137	308,000	339,400		
138	308,300	339,800		
139	308,600	340,200		
140	308,900	340,600		
141	309,100	340,900		
142	309,500	341,300		
143	309,900	341,600		
144	310,200	342,000		
145	310,400	342,300		
146	310,600	342,700		
147	310,900	343,100		
148	311,300	343,500		
149	311,500	343,800		
150	311,700	344,200		
151	312,000	344,600		
152	312,300	345,000		

	153	312,700	345,300				
	154	312,900					
	155	313,100					
	156	313,400					
	157	313,700					
	158	314,100					
	159	314,400					
	160	314,700					
	161	315,100					
	162	315,400					
	163	315,700					
	164	316,000					
	165	316,400					
	166	316,700					
	167	317,000					
	168	317,300					
	169	317,700					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		241,800	262,500	269,900	280,300	296,900	334,800

別記第5 備考

各給料表の備考は、現行どおりとする。

別記第6 切替要領

令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き在職する職員であつて同日においてその者が属していた職務の級が別表に掲げられているものの切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて別表に定める号給とする。

別表 号給の切替表

行政職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給							
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1	2
11	7	3	3	1	1	1	1	2
12	8	4	4	1	1	1	1	2
13	9	5	5	1	1	1	1	2
14	10	6	6	2	1	1	1	3
15	11	7	7	3	1	1	1	3
16	12	8	8	4	1	1	1	3
17	13	9	9	5	1	1	1	3
18	14	10	10	6	2	1	2	3
19	15	11	11	7	3	1	2	4
20	16	12	12	8	4	1	2	4
21	17	13	13	9	5	1	2	4
22	18	14	14	10	6	1	2	
23	19	15	15	11	7	1	3	
24	20	16	16	12	8	2	3	
25	21	17	17	13	9	2	3	
26	22	18	18	14	10	2	3	
27	23	19	19	15	11	2	4	
28	24	20	20	16	12	3	4	
29	25	21	21	17	13	3	4	
30	26	22	22	18	14	3	4	
31	27	23	23	19	15	3	5	
32	28	24	24	20	16	3	5	
33	29	25	25	21	17	3	5	
34	30	26	26	22	18	4	5	
35	31	27	27	23	19	4	6	
36	32	28	28	24	20	4	6	
37	33	29	29	25	21	4	6	
38	34	30	30	26	22	4	6	
39	35	31	31	27	23	4	6	
40	36	32	32	28	24	4	7	
41	37	33	33	29	25	4	7	
42	38	34	34	30	26	5		
43	39	35	35	31	27	5		
44	40	36	36	32	28	5		
45	41	37	37	33	29	5		
46	42	38	38	34	30			
47	43	39	39	35	31			
48	44	40	40	36	32			
49	45	41	41	37	33			
50	46	42	42	38	34			
51	47	43	43	39	35			

52	48	44	44	40	36			
53	49	45	45	41	37			
54	50	46	46	42	38			
55	51	47	47	43	39			
56	52	48	48	44	40			
57	53	49	49	45	41			
58	54	50	50	46	42			
59	55	51	51	47	43			
60	56	52	52	48	44			
61	57	53	53	49	45			
62	58	54	54	50				
63	59	55	55	51				
64	60	56	56	52				
65	61	57	57	53				
66	62	58	58	54				
67	63	59	59	55				
68	64	60	60	56				
69	65	61	61	57				
70	66	62	62	58				
71	67	63	63	59				
72	68	64	64	60				
73	69	65	65	61				
74	70	66	66	62				
75	71	67	67	63				
76	72	68	68	64				
77	73	69	69	65				
78	74	70	70					
79	75	71	71					
80	76	72	72					
81	77	73	73					
82	78	74	74					
83	79	75	75					
84	80	76	76					
85	81	77	77					
86	82	78	78					
87	83	79	79					
88	84	80	80					
89	85	81	81					
90	86	82	82					
91	87	83	83					
92	88	84	84					
93	89	85	85					
94	90	86	86					
95	91	87	87					
96	92	88	88					
97	93	89	89					
98	94	90						
99	95	91						
100	96	92						
101	97	93						
102	98							
103	99							
104	100							
105	101							
106	102							

107	103							
108	104							
109	105							
110	106							
111	107							
112	108							
113	109							

公安職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給					
	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	

53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70			
79	75	71	71			
80	76	72	72			
81	77	73	73			
82	78	74	74			
83	79	75	75			
84	80	76	76			
85	81	77	77			
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90	86	86			
95	91	87	87			
96	92	88	88			
97	93	89	89			
98	94	90				
99	95	91				
100	96	92				
101	97	93				
102	98	94				
103	99	95				
104	100	96				
105	101	97				
106	102					
107	103					

108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					
114	110					
115	111					
116	112					
117	113					
118	114					
119	115					
120	116					
121	117					
122	118					
123	119					
124	120					
125	121					

教育職給料表(1)の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	特 2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	2
19	7	3	3
20	8	4	4
21	9	5	5
22	10	6	6
23	11	7	7
24	12	8	8
25	13	9	9
26	14	10	10
27	15	11	11
28	16	12	12
29	17	13	13
30	18	14	14
31	19	15	15
32	20	16	16
33	21	17	17
34	22	18	18
35	23	19	19
36	24	20	20
37	25	21	21
38	26	22	
39	27	23	
40	28	24	
41	29	25	
42	30	26	
43	31	27	
44	32	28	
45	33	29	
46	34	30	
47	35	31	
48	36	32	
49	37	33	
50	38	34	
51	39	35	
52	40	36	

53	41	37	
54	42	38	
55	43	39	
56	44	40	
57	45	41	
58	46	42	
59	47	43	
60	48	44	
61	49	45	
62	50	46	
63	51	47	
64	52	48	
65	53	49	
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66		
79	67		
80	68		
81	69		
82	70		
83	71		
84	72		
85	73		
86	74		
87	75		
88	76		
89	77		
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		
99	87		
100	88		
101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		

108	96		
109	97		
110	98		
111	99		
112	100		
113	101		
114	102		
115	103		
116	104		
117	105		

教育職給料表(2)の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	特 2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	2	1
15	3	3	1
16	4	4	1
17	5	5	1
18	6	6	2
19	7	7	3
20	8	8	4
21	9	9	5
22	10	10	6
23	11	11	7
24	12	12	8
25	13	13	9
26	14	14	10
27	15	15	11
28	16	16	12
29	17	17	13
30	18	18	14
31	19	19	15
32	20	20	16
33	21	21	17
34	22	22	18
35	23	23	19
36	24	24	20
37	25	25	21
38	26	26	
39	27	27	
40	28	28	
41	29	29	
42	30	30	
43	31	31	
44	32	32	
45	33	33	
46	34	34	
47	35	35	
48	36	36	
49	37	37	
50	38	38	
51	39	39	
52	40	40	

53	41	41	
54	42	42	
55	43	43	
56	44	44	
57	45	45	
58	46	46	
59	47	47	
60	48	48	
61	49	49	
62	50	50	
63	51	51	
64	52	52	
65	53	53	
66	54	54	
67	55	55	
68	56	56	
69	57	57	
70	58	58	
71	59	59	
72	60	60	
73	61	61	
74	62	62	
75	63	63	
76	64	64	
77	65	65	
78	66	66	
79	67	67	
80	68	68	
81	69	69	
82	70	70	
83	71	71	
84	72	72	
85	73	73	
86	74	74	
87	75	75	
88	76	76	
89	77	77	
90	78	78	
91	79	79	
92	80	80	
93	81	81	
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		
99	87		
100	88		
101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		

108	96		
109	97		
110	98		
111	99		
112	100		
113	101		
114	102		
115	103		
116	104		
117	105		

研究職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	2	1	1
11	3	1	1
12	4	1	1
13	5	1	1
14	6	1	1
15	7	1	1
16	8	1	1
17	9	1	1
18	10	2	1
19	11	3	1
20	12	4	1
21	13	5	2
22	14	6	2
23	15	7	2
24	16	8	2
25	17	9	3
26	18	10	3
27	19	11	3
28	20	12	3
29	21	13	4
30	22	14	4
31	23	15	4
32	24	16	4
33	25	17	5
34	26	18	5
35	27	19	5
36	28	20	5
37	29	21	6
38	30	22	6
39	31	23	6
40	32	24	6
41	33	25	7
42	34	26	7
43	35	27	7
44	36	28	7
45	37	29	8
46	38	30	8
47	39	31	8
48	40	32	8
49	41	33	8
50	42	34	9
51	43	35	9
52	44	36	9

53	45	37	9
54	46	38	9
55	47	39	9
56	48	40	10
57	49	41	10
58	50	42	10
59	51	43	10
60	52	44	10
61	53	45	10
62	54	46	10
63	55	47	11
64	56	48	11
65	57	49	11
66	58	50	11
67	59	51	11
68	60	52	11
69	61	53	11
70	62	54	12
71	63	55	12
72	64	56	12
73	65	57	12
74	66		
75	67		
76	68		
77	69		
78	70		
79	71		
80	72		
81	73		
82	74		
83	75		
84	76		
85	77		
86	78		
87	79		
88	80		
89	81		
90	82		
91	83		
92	84		
93	85		
94	86		
95	87		
96	88		
97	89		
98	90		
99	91		
100	92		
101	93		

医療職給料表(1)の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	1
26	14	10	1
27	15	11	1
28	16	12	1
29	17	13	1
30	18	14	1
31	19	15	1
32	20	16	1
33	21	17	1
34	22	18	1
35	23	19	1
36	24	20	1
37	25	21	1
38	26	22	2
39	27	23	2
40	28	24	2
41	29	25	2
42	30	26	3
43	31	27	3
44	32	28	3
45	33	29	3
46	34	30	4
47	35	31	4
48	36	32	4
49	37	33	4
50	38	34	4
51	39	35	5
52	40	36	5

53	41	37	5
54	42	38	5
55	43	39	5
56	44	40	6
57	45	41	6
58	46	42	6
59	47	43	6
60	48	44	6
61	49	45	7
62	50	46	7
63	51	47	7
64	52	48	7
65	53	49	8
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		

医療職給料表(2)の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給				
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36

53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	
55	51	51	47	43	
56	52	52	48	44	
57	53	53	49	45	
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58		
67	63	63	59		
68	64	64	60		
69	65	65	61		
70	66	66	62		
71	67	67	63		
72	68	68	64		
73	69	69	65		
74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82	78		
87	83	83	79		
88	84	84	80		
89	85	85	81		
90	86	86	82		
91	87	87	83		
92	88	88	84		
93	89	89	85		
94	90	90	86		
95	91	91	87		
96	92	92	88		
97	93	93	89		
98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			
102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			
106	102				
107	103				

108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

医療職給料表(3)の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給			
	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	2	1	1
7	3	3	1	1
8	4	4	1	1
9	5	5	1	1
10	6	6	2	1
11	7	7	3	1
12	8	8	4	1
13	9	9	5	1
14	10	10	6	2
15	11	11	7	3
16	12	12	8	4
17	13	13	9	5
18	14	14	10	6
19	15	15	11	7
20	16	16	12	8
21	17	17	13	9
22	18	18	14	10
23	19	19	15	11
24	20	20	16	12
25	21	21	17	13
26	22	22	18	14
27	23	23	19	15
28	24	24	20	16
29	25	25	21	17
30	26	26	22	18
31	27	27	23	19
32	28	28	24	20
33	29	29	25	21
34	30	30	26	22
35	31	31	27	23
36	32	32	28	24
37	33	33	29	25
38	34	34	30	26
39	35	35	31	27
40	36	36	32	28
41	37	37	33	29
42	38	38	34	30
43	39	39	35	31
44	40	40	36	32
45	41	41	37	33
46	42	42	38	34
47	43	43	39	35
48	44	44	40	36
49	45	45	41	37
50	46	46	42	38
51	47	47	43	39
52	48	48	44	40

53	49	49	45	41
54	50	50	46	42
55	51	51	47	43
56	52	52	48	44
57	53	53	49	45
58	54	54	50	46
59	55	55	51	47
60	56	56	52	48
61	57	57	53	49
62	58	58	54	50
63	59	59	55	51
64	60	60	56	52
65	61	61	57	53
66	62	62	58	54
67	63	63	59	55
68	64	64	60	56
69	65	65	61	57
70	66	66	62	
71	67	67	63	
72	68	68	64	
73	69	69	65	
74	70	70	66	
75	71	71	67	
76	72	72	68	
77	73	73	69	
78	74	74	70	
79	75	75	71	
80	76	76	72	
81	77	77	73	
82	78	78	74	
83	79	79	75	
84	80	80	76	
85	81	81	77	
86	82	82	78	
87	83	83	79	
88	84	84	80	
89	85	85	81	
90	86	86	82	
91	87	87	83	
92	88	88	84	
93	89	89	85	
94	90	90	86	
95	91	91	87	
96	92	92	88	
97	93	93	89	
98	94	94	90	
99	95	95	91	
100	96	96	92	
101	97	97	93	
102	98	98	94	
103	99	99	95	
104	100	100	96	
105	101	101	97	
106	102	102		
107	103	103		

108	104	104		
109	105	105		
110	106	106		
111	107	107		
112	108	108		
113	109	109		
114	110			
115	111			
116	112			
117	113			
118	114			
119	115			
120	116			
121	117			
122	118			
123	119			
124	120			
125	121			